

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年4月14日
【事業年度】	第51期（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）
【会社名】	ダイドーグループホールディングス株式会社
【英訳名】	DyDo GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06（7166）0011
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06（6222）2641
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
売上高 (百万円)	162,602	160,130	213,370	237,189	241,236
経常利益 (百万円)	5,651	591	3,115	3,023	1,467
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失()	3,974	507	4,423	3,804	30,322
包括利益 (百万円)	2,588	4,105	5,384	2,683	27,580
純資産 (百万円)	83,261	84,067	91,480	93,507	64,895
総資産 (百万円)	158,984	164,204	177,563	185,247	162,812
1株当たり純資産額 (円)	2,645.36	2,663.79	2,843.99	2,908.51	2,028.83
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	127.10	16.20	140.77	120.66	957.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.1	50.9	50.4	49.6	39.5
自己資本利益率 (%)	4.8	0.6	5.1	4.2	38.8
株価収益率 (倍)	18.1	-	21.0	27.9	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	8,059	5,125	9,211	10,824	11,409
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	6,464	5,025	1,240	11,595	12,110
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,651	1,120	3,212	1,708	300
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	30,072	29,156	33,713	29,642	27,877
従業員数 (人)	4,029	4,122	5,182	5,555	5,375
(外、平均臨時雇用者数)	(360)	(343)	(336)	(321)	(334)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第43期より役員向け株式給付信託制度を、第46期より信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)をそれぞれ導入しており、「1株当たり純資産額」の算定上、役員向け株式給付信託及びガイドグループホールディングス社員持株会専用信託口(従持信託)が保有する当社株式を期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)は2025年7月31日をもって終了しております。
3. 第48期及び第51期の株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、また、第48期の第2四半期連結会計期間よりIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従い、会計上の調整を実施した上でトルコの子会社の財務諸表を連結しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、これらの影響を反映した後の指標等となっております。
5. 当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2022年 1月	2023年 1月	2024年 1月	2025年 1月	2026年 1月
営業収益 (百万円)	4,816	4,982	5,290	5,381	5,000
経常利益 (百万円)	2,381	2,278	1,970	1,351	938
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,434	1,914	2,897	3,101	26,129
資本金 (百万円)	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924
発行済株式総数 (千株)	16,568	16,568	16,568	33,137	33,137
純資産 (百万円)	80,114	80,464	82,435	82,633	56,733
総資産 (百万円)	122,207	122,743	124,824	125,952	97,376
1株当たり純資産額 (円)	2,559.09	2,564.03	2,618.07	2,614.69	1,789.67
1株当たり配当額 (円)	60.00	60.00	60.00	40.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(30.00)	(30.00)	(30.00)	(15.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 () (円)	45.88	61.07	92.22	98.35	825.36
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.6	65.6	66.0	65.6	58.3
自己資本利益率 (%)	1.8	2.4	3.6	3.8	37.5
株価収益率 (倍)	50.1	38.2	32.0	34.2	-
配当性向 (%)	65.4	49.1	32.5	40.7	-
従業員数 (人)	23	26	39	51	52
株主総利回り (%)	91.0	93.5	118.9	136.5	104.7
(比較指標： 配当込みTOPIX) (%)	(107.0)	(109.3)	(146.0)	(161.4)	(221.2)
最高株価 (円)	6,090	5,260	3,000 (6,320)	3,600	3,395
最低株価 (円)	4,500	4,400	2,910 (4,610)	2,451	2,400

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第43期より役員向け株式給付信託制度を、第46期より信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) をそれぞれ導入しており、「1株当たり純資産額」の算定上、役員向け株式給付信託及びガイドグループホールディングス社員持株会専用信託口 (従持信託) が保有する当社株式を期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) は2025年7月31日をもって終了しております。
3. 第51期の1株当たり配当額30.00円のうち、期末配当額15.00円については、2026年4月15日開催予定の定時株主総会で決議予定のものであります。
4. 第51期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しておりますが、提出会社の経営指標等に影響はありません。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所 (プライム市場) におけるものであり、それ以前は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであります。
7. 当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「株主総利回り」を算定しております。また、第49期の株価については株式分割による権利落ち後の最高株価及び最低株価を記載しており、() 内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

1975年 1月	清涼飲料の製造及び販売を目的として、大阪市都島区において資本金2千万円にてガイドー株式会社を設立。大同薬品工業株式会社（現・100%出資連結子会社、現・本店所在地奈良県葛城市）の清涼飲料販売の事業を引き継ぎ営業開始。
1975年11月	「ガイドーブレンドコーヒー」を発売。
1978年10月	当社特約オペレーター（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）を組織する「ガイドーベンディング共栄会」を発足。
1983年 3月	本社を大阪市南区（現・大阪市中央区）に移転。
1984年 6月	商号をガイドードリンコ株式会社に変更。
1991年 4月	奈良県北葛城郡新庄町（現・奈良県葛城市）に大同薬品工業株式会社工場を新設し、医薬品等（飲用）の受託生産の本格的取扱いを開始。
1992年 7月	大同薬品工業株式会社の減資に伴い、同社を子会社化。
1992年11月	「ガイドーデミタスコーヒー」を発売。
1994年 1月	株式の額面金額500円を50円に変更のため、株式会社ティーアンドティー（形式上の存続会社）と合併。
1998年10月	医薬品を含めた総合飲料事業の本格的推進のため、大同薬品工業株式会社の全株式を取得し、完全子会社化。
2000年 4月	海洋深層水を使用した飲料の取扱いのため、高知県室戸市に株式会社タケナカと合併で清涼飲料等の製造会社、ガイドー・タケナカビバレッジ株式会社（持分法適用関連会社）を設立。
2000年 5月	海洋深層水を使用した水分補給飲料「MIU（ミウ）」を発売。
2001年 8月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2001年 9月	本社及び中部自販機管理センターにおいてISO14001の認証を取得。（2019年9月、グループ全体のサステナビリティプログラムを構築し、認証は返上）
2002年 8月	静岡県袋井市に中部カーラ・コマース株式会社と合併で販売会社、株式会社ガイドービバレッジ静岡（現・66.6%出資連結子会社）を設立。
2003年 1月	当社株式、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
2003年 6月	東京都港区に販売会社として株式会社ガイドービバレッジ東京（イー・ドリンコ東京株式会社に商号変更、2010年3月に販売会社6社と吸収合併を行い、ガイドービバレッジサービス株式会社に商号変更）を設立。
2003年 8月	愛媛県西条市に販売会社としてイー・ドリンコ四国株式会社（2004年11月に商号変更、100%出資連結子会社）を設立。
2003年10月	販売会社として株式会社宝泉社（イー・ドリンコ株式会社に商号変更、100%出資連結子会社、本店所在地静岡県三島市）の全株式を取得。
2003年12月	大同薬品工業株式会社工場においてISO9001の認証を取得。
2004年 7月	埼玉県草加市に販売会社として株式会社ガイドービバレッジ埼玉（イー・ドリンコイースト株式会社に商号変更、2010年3月にガイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）を設立。
2005年 2月	大阪市平野区に販売会社として株式会社ガイドービバレッジ大阪（イー・ドリンコ大阪株式会社に商号変更、2010年3月にガイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）を設立。
2005年 9月	本社を大阪市北区（現在地）に移転。
2005年11月	イー・ドリンコ四国株式会社とイー・ドリンコ株式会社が合併、イー・ドリンコ株式会社（2010年3月にガイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）として営業を開始。
2006年 2月	川崎市川崎区に販売会社としてイー・カナゾン株式会社（イー・ドリンコ神奈川株式会社に商号変更、2010年3月にガイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）を設立。
2006年12月	株式会社ガイドードリンコサービス栃木（株式会社ガイドードリンコサービス関東に商号変更、現・50%出資連結子会社）の株式を取得し、持分法適用関連会社とする。
2007年 3月	大阪市東成区にイー・ドリンコ株式会社と林一ニ株式会社との合併で販売会社、センタンビバレッジ株式会社（51%出資連結子会社）を設立。
2007年 8月	茨城県ひたちなか市に販売会社としてイー・ドリンコ関東株式会社（2010年3月にガイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）を設立。
2007年11月	イー・ドリンコ株式会社が林一ニ株式会社の所有するセンタンビバレッジ株式会社の全株式を取得し、100%出資子会社とする。
2008年 7月	中国市場における飲料ビジネスの展開を図ることを目的として、中国上海市に上海大徳多林克商貿有限公司（100%出資連結子会社）を設立。

2008年 9月	新潟市中央区に販売会社としてイー・ドリンコ新潟株式会社（2010年3月にダイドービバレッジサービス株式会社に合併し解散）を設立。 イー・ドリンコ大阪株式会社がセンタンビバレッジ株式会社を吸収合併。
2008年12月	中国上海市に上海大徳多林克商貿有限公司の子会社として、上海大徳鼎徳商貿有限公司（2012年4月に全出資持分を売却）を設立。
2009年 1月	高知県高知市に株式会社タケナカと合併で販売会社、イー・ドリンコ高知株式会社（持分法適用関連会社、ダイドー・タケナカベンディング株式会社に商号変更、高知県南国市に移転）を設立。
2009年 5月	株式会社秋田ダイドーの株式を取得し、持分法適用関連会社とする。
2009年 8月	株式会社群馬ダイドーの株式を取得し、持分法適用関連会社とする。
2010年 1月	大阪市北区にダイドービジネスサービス株式会社（100%出資連結子会社）を設立。
2010年 3月	イー・ドリンコ東京株式会社を存続会社とし、イー・ドリンコ株式会社、イー・ドリンコイースト株式会社、イー・ドリンコ大阪株式会社、イー・ドリンコ神奈川株式会社、イー・ドリンコ関東株式会社及びイー・ドリンコ新潟株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、ダイドービバレッジサービス株式会社（現・66.6%出資連結子会社）に商号を変更。
2012年 4月	上海米源飲料有限公司の出資持分を取得し、持分法適用関連会社とする。（2016年7月に全出資持分を売却）
2012年 6月	株式会社たらみの発行する全株式を取得し、100%出資子会社とする。
2013年12月	ロシア市場における飲料ビジネスの展開を図ることを目的として、ロシアモスクワ市にDyDo DRINCO RUS, LLCを設立。（2020年1月に清算決議）
2015年12月	Milk Specialities Distribution Sdn.Bhd.の株式を51%取得し連結子会社とする。（2015年12月にDyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.に商号変更、2019年10月に株式の追加取得により100%連結子会社とし、2019年11月にDyDo DRINCO Malaysia Sdn. Bhd.に商号変更、2020年10月に全株式を譲渡し、連結の範囲から除外） MDD Beverage Sdn. Bhd.の出資持分を取得し、持分法適用関連会社とする。（2019年1月に出資持分の一部を売却し、持分法適用の範囲から除外、2019年12月に全出資持分を売却）
2016年 2月	トルコ共和国の大手食品グループYildiz Holding A. .の製造子会社3社Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .、BaharSu Sanayi ve Ticaret A. .、İmevsim Meyve Suları Pazarlama A. .（İk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A. .は2018年10月、BaharSu Sanayi ve Ticaret A. .は2022年9月にDella Gıda Sanayi ve Ticaret A. .に合併し解散）の株式を90%ずつ取得。製造子会社3社及びDella Gıda Sanayi ve Ticaret A. .の販売及びマーケティング子会社Link çecekSatı ve Pazarlama A. .（DyDoDRINCO TURKEY çecekSatı ve Pazarlama A. .に商号変更）を連結子会社とする。（いずれも現・100%出資連結子会社） 持株会社体制への移行に先立ち、大阪市北区にダイドードリンコ分割準備株式会社（ダイドードリンコ株式会社へ商号変更、100%出資連結子会社）を設立。
2016年 3月	鳥取県米子市にダイドーウエストベンディング株式会社（ダイドーベンディングジャパン株式会社へ商号変更、現・66.6%出資連結子会社）を設立。
2017年 1月	持株会社体制へ移行し、商号をダイドーグループホールディングス株式会社に変更。国内飲料事業は会社分割によりダイドードリンコ株式会社に承継。
2017年12月	Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .がミネラルウォーターの製造販売を行うMerpezTicaret Turizm Gıda Tarım Pazarlama Emlak n aatSanayi thalat ve hracat Limited irketi（Mavida Gıda Pazarlama Sanayi ve Ticaret thalat hracatA. .に商号変更）の株式を取得し、非連結持分法非適用子会社（現・100%出資連結子会社）とする。
2018年 6月	ダイドードリンコ株式会社が大阪市北区に澁澤倉庫株式会社と合併でダイドー・シブサワ・グループロジスティクス株式会社（持分法適用関連会社）を設立。
2019年 1月	大阪市北区にダイドーフーマ株式会社（100%出資連結子会社）を設立。
2019年 4月	ダイドードリンコ株式会社が国津商事株式会社（ダイドーベンディング近畿株式会社に商号変更）の株式を取得し、持分法適用関連会社とする。
2019年 9月	トルコ共和国で製造する飲料の輸出拡大を目的に、イギリスにDella Gıda Sanayi ve Ticaret A. .の子会社としてDyDo DRINCO UK Ltd（100%出資連結子会社）を設立。
2021年 1月	ダイドードリンコ株式会社が株式会社光藤と合併でダイドー光藤ビバレッジ株式会社（51%出資連結子会社）を設立。
2022年 4月	東京証券取引所の市場再編に伴い、当社株式を市場第一部からプライム市場へ移行。
2023年 1月	大阪市北区にダイドードリンコ株式会社がアサヒ飲料株式会社との共同株式移転によりダイナミックベンディングネットワーク株式会社を設立（66.6%出資連結子会社）。 ダイナミックベンディングネットワーク株式会社は、ダイドービバレッジサービス株式会社、株式会社ダイドービバレッジ静岡、ダイドーベンディングジャパン株式会社、アサヒ飲料販売株式会社、株式会社ミチノク及び九州アサヒ飲料販売株式会社を傘下におき、自販機による直販事業を一体的に運営する体制とする。
2024年 2月	ポーランドの清涼飲料の製造・販売会社であるWosana S.A.の発行する全株式を取得し、100%出資子会社とする。

- 2024年 9月 海外取引の拡大を目的に、大阪市北区にガイドードリンコインターナショナル株式会社（100%出資連結子会社）を設立。
- 2025年 1月 ガイドービバレッジサービス株式会社を存続会社とし、アサヒ飲料販売株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、ガイドーアサヒベンディング株式会社（66.6%出資連結子会社）に商号を変更。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社20社、持分法適用関連会社6社、非連結持分法非適用子会社1社、持分法非適用関連会社1社により構成されております。

当社グループの主な事業の内容は次のとおりであります。なお、次の5部門は、第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] (1) 連結財務諸表[注記事項] (セグメント情報等) に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 国内飲料事業

ダイドードリンコ(株)及び販売会社11社が、主に、ダイドードリンコ(株)が企画開発しグループ外の飲料製造業者に容器等の資材を支給して製造委託した各種清涼飲料を、自販機とコンビニエンスストア等の店頭を通して消費者に販売しております。海洋深層水を原料に使用した清涼飲料を製造するダイドー・タケナカピバレッジ(株)にも製造委託を行っております。また、大同薬品工業(株)が製薬会社と業務提携して製造するドリンク剤(医薬部外品)を自販機で販売しております。

(2) 海外飲料事業

(日本)

ダイドードリンコインターナショナル(株)が、ダイドードリンコ(株)より商品を仕入れ、海外市場への輸出事業を行っております。

(中国)

上海大徳多林克商貿有限公司が、ダイドードリンコインターナショナル(株)等より商品を仕入れ、コンビニエンスストア等の店頭を通して消費者に販売しております。

(トルコ)

Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .にて清涼飲料の製造販売を行っております。また、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .の販売子会社のDyDo DRINCO TURKEY çecek Satı ve Pazarlama A. .が、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .で製造された清涼飲料等を店頭を通じてトルコ国内や海外市場の消費者へ販売しております。

(イギリス)

Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .の販売子会社であるDyDo DRINCO UK Ltdが、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .より商品を仕入れ、イギリス国内にて清涼飲料等を販売しております。

(ポーランド)

Wosana S.A.にて清涼飲料の製造販売を行っており、店頭を通じてポーランド国内や海外市場の消費者へ販売しております。

(3) 医薬品関連事業

大同薬品工業(株)が、主にグループ外の製薬会社等から受託したドリンク剤やパウチ製品等(医薬品・医薬部外品・清涼飲料水表示)の製造を行うほか、一部、当社グループで販売する清涼飲料を製造しております。

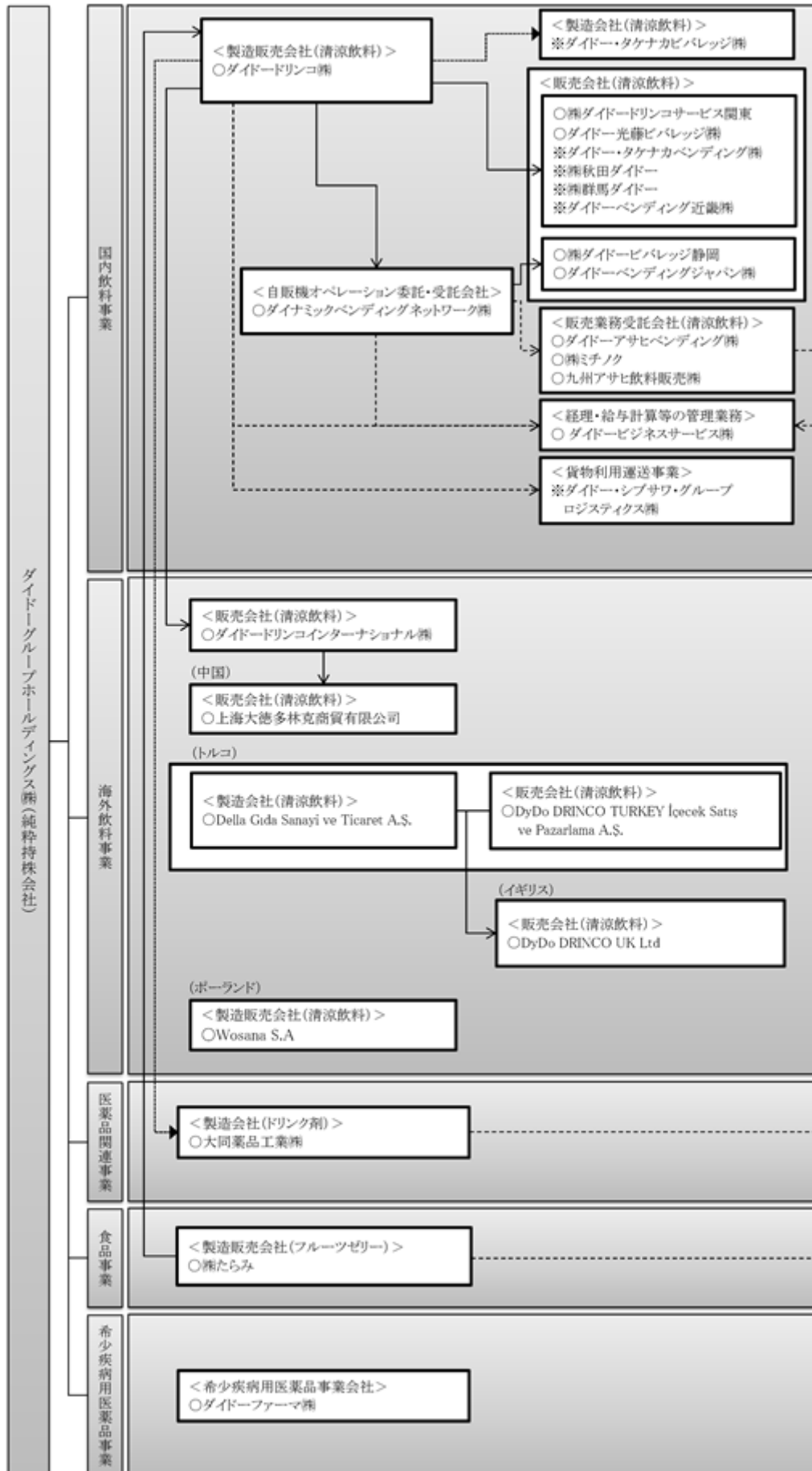
(4) 食品事業

(株)たらみが、主にフルーツゼリーの製造及び販売を行っております。

(5) 希少疾病用医薬品事業

ダイドーファーマ(株)が、ランバート・イートン筋無力症候群治療剤「ファダプス®錠10mg」の製造販売承認を取得し、日本国内で販売しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。



○ 連結子会社
 ※ 持分法適用会社

→ 商品販売
 → 製造委託
 - - - 業務委託

(注) 上記の他、子会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ガイドードリンコ(株) (注)4、9、12	大阪市北区	350 百万円	清涼飲料等の販売	100	経営管理 資金貸借関係 債務の保証 役員の兼任 有
(連結子会社) ガイドービジネスサービス(株) (注)2	大阪市北区	50 百万円	営業事務、経理、 給与計算等の管理 業務受託	100 (100)	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(連結子会社) ダイナミックベンディング ネットワーク(株) (注)2、10	大阪市北区	50 百万円	自動販売機のオペ レーション業務の 委託・受託	66.6 (66.6)	経営管理 資金貸借関係
(連結子会社) ガイドーアサヒベンディ ング(株) (注)2、6	大阪市北区	50 百万円	清涼飲料等の販売 業務受託	66.6 (66.6)	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(連結子会社) (株)ガイドーピバレッジ静岡 (注)2	静岡県袋井市	50 百万円	清涼飲料等の販売	66.6 (66.6)	経営管理
(連結子会社) ガイドーベンディングジャ パン(株) (注)2	鳥取県米子市	70 百万円	清涼飲料等の販売	66.6 (66.6)	経営管理
(連結子会社) (株)ミチノク (注)2	岩手県奥州市	30 百万円	清涼飲料等の販売 業務受託	66.6 (66.6)	経営管理 資金貸借関係
(連結子会社) 九州アサヒ飲料販売(株) (注)2	福岡県糖屋郡 志免町	40 百万円	清涼飲料等の販売 業務受託	66.6 (66.6)	経営管理 資金貸借関係
(連結子会社) ガイドードリンコサー ビス関東 (注)2、3	栃木県下都賀 郡壬生町	46 百万円	清涼飲料等の販売	50 (50)	経営管理
(連結子会社) ガイドー光藤ピバレッジ(株) (注)2	愛媛県今治市	50 百万円	清涼飲料等の販売	51 (51)	経営管理
(連結子会社) 上海大徳多林克商貿有限公 司 (注)4、7	中国上海市	1,537 百万円	清涼飲料等の販売	100	経営管理 役員の兼任 有
(連結子会社) Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. . (注)4、8	トルコ イスタンブ ール市	1,641 百万リラ	清涼飲料等の製造	100	経営管理 資金貸借関係 債務の保証 役員の兼任 有
(連結子会社) DyDo DRINCO TURKEY çecek Satı ve Pazarlama A. . (注)2、4、11	トルコ イスタンブ ール市	10 百万リラ	清涼飲料等の販売	100 (100)	経営管理 債務の保証

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) DyDo DRINCO UK Ltd (注)2、4	イギリス ロンドン	2 百万ポンド	清涼飲料等の販売	100 (100)	経営管理
(連結子会社) Wosana S.A.	ポーランド アンドリフフ	13 百万ズロチ	清涼飲料等の製造 販売	100	経営管理 役員の兼任 有
(連結子会社) ガイドードリンコインター ナショナル(株)	大阪市北区	50 百万円	清涼飲料等の製造 販売及び輸出入	100	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(連結子会社) 大同薬品工業(株)	奈良県葛城市	100 百万円	ドリンク剤(医薬 品、医薬部外品、 清涼飲料水表示) 等の製造販売	100	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(連結子会社) (株)たらみ (注)4	長崎県長崎市	310 百万円	フルーツゼリー等 の製造販売	100	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(連結子会社) ガイドーファーマ(株)	大阪市北区	100 百万円	医療用医薬品、医 療用機械機器等の 製造・販売	100	経営管理 資金貸借関係 役員の兼任 有
(持分法適用関連会社) ガイドー・タケナカピバ レッジ(株) (注)2	高知県室戸市	20 百万円	清涼飲料等の製造 販売	45 (45)	経営管理
(持分法適用関連会社) ガイドー・タケナカベン ディング(株) (注)2	高知県南国市	40 百万円	清涼飲料等の販売	35 (35)	経営管理
(持分法適用関連会社) (株)秋田ガイドー (注)2	秋田県秋田市	15 百万円	清涼飲料等の販売	35 (35)	経営管理
(持分法適用関連会社) (株)群馬ガイドー (注)2	群馬県佐波郡 玉村町	39 百万円	清涼飲料等の販売	35 (35)	経営管理
(持分法適用関連会社) ガイドーベンディング近畿 (株) (注)2	兵庫県川西市	46 百万円	清涼飲料等の販売	35 (35)	経営管理
(持分法適用関連会社) ガイドー・シブサワ・グ ループロジスティクス(株) (注)2	大阪市北区	25 百万円	貨物利用運送事業	49 (49)	経営管理

(注)1. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 上記の他、連結子会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。

6. 当社連結子会社であるガイドーピバレッジサービス株式会社は、2025年1月21日付で当社の連結子会社であるアサヒ飲料販売株式会社を吸収合併し、ガイドーアサヒベンディング株式会社へ商号変更いたしました。

7. 上海大徳多林克商貿有限公司は、資本金を、2025年5月9日付で1,317百万円から1,537百万円に増資いたしました。

8. Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .は、資本金を、2025年7月16日付で966百万リラから1,641百万リラに増資いたしました。

9. ダイドードリンコ株式会社については、売上高（連結会社相互間売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	93,582百万円
経常損失	4,423百万円
当期純損失	33,122百万円
純資産	26,150百万円
総資産	32,593百万円

10. ダイナミックベンディングネットワーク株式会社については、売上高（連結会社相互間売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	93,825百万円
経常利益	1,391百万円
当期純利益	1,183百万円
純資産	6,544百万円
総資産	20,914百万円

11. DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.については、売上高（連結会社相互間売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	46,008百万円
経常利益	3,913百万円
当期純利益	2,797百万円
純資産	4,617百万円
総資産	11,138百万円

12. 債務超過会社であり、2026年1月20日時点で債務超過額は26,150百万円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月20日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
国内飲料事業	3,514 (82)
海外飲料事業	1,147 (-)
医薬品関連事業	355 (11)
食品事業	295 (241)
希少疾病用医薬品事業	12 (-)
全社(共通)	52 (-)
合計	5,375 (334)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2026年1月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
52	40.8	11.2	8,482,299

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	52
合計	52

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、主にガイドドリンコ株式会社及び一部の連結子会社が一体となったガイドー労働組合及びガイドー管理職労働組合が組織されております。2026年1月20日現在の組合員数は合計2,273名で、上部団体はありません。

なお、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下、「女性活躍推進法」という。)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)(以下、「育児介護休業法」という。)における公表義務がないことから、提出会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異について、記載しておりません。

連結子会社

当事業年度					
名 称	管理職に占める女性 労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
ガイドードリンコ(株)	10.1	60.0	79.7	74.9	53.7
ガイドーアサヒベン ディング(株)	0.3	26.5	67.8	71.3	66.6
大同薬品工業(株)	2.9	16.7	78.6	81.1	90.1
(株)たらみ	28.0	83.3	59.7	83.0	74.0

(注)1. 女性活躍推進法の規定に基づき算出したものであります。

2. 育児介護休業法の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 当社連結子会社であるガイドーピバレッジサービス株式会社は、2025年1月21日付で当社の連結子会社であるアサヒ飲料販売株式会社を吸収合併し、ガイドーアサヒベンディング株式会社へ商号変更いたしました。

主要子会社の合計

当事業年度				
管理職に占める女性 労働者の割合(%)	男性労働者の育児休 業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
14.4	57.6	73.3	77.8	68.1

(注) ガイドードリンコ(株)、大同薬品工業(株)、(株)たらみ、ガイドーファーマ(株)を主要子会社とし、4社を合計して算出しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、国内飲料事業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、グループ丸となって将来の持続的成長をめざすべく、2014年に「グループ理念・グループビジョン」「ブランドメッセージ」を制定しています。

「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」というグループ理念は、創業以来培ってきた「共存共栄」の精神を謳っています。お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といったすべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、企業の成長とともに従業員が成長していくために、チャレンジする企業風土の醸成に取り組み、当社グループの文化である「共存共栄」の精神を未来へとつないでいきます。

そして、ブランドメッセージ「こころとからだに、おいしいものを。」は、グループ理念・グループビジョンを、当社グループに関わるすべての皆様にわかりやすく表現した言葉です。DyDoグループは思いを一つに、チャレンジとアイデアをもって、価値ある製品の提供や企業活動を通じて、人に社会に奉仕していきます。



また、当社グループのコアビジネスである国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様のご日常生活に密着した製品を取り扱っており、セグメント売上高の約90%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者に委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、業界有数の自販機網は当社グループの従業員と共栄会（当社機のオペレーションを行うパートナー企業の総称）により管理しています。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しています。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレート・ガバナンスを継続的に改善していくことが、株主共同の利益に資するものと考えています。

(2) 経営戦略等

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」のグループ理念のもと、2030年のありたい姿を示す「グループミッション2030」“世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイトするDyDoグループへ”を定めています。2030年に向け、社会価値・環境価値・経済価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしていきます。

グループミッション2030

世界中の人々の楽しく健やかな暮らしを
クリエイトするDyDoグループへ

また、当社グループは、「グループミッション2030」実現への取り組みを通じて、サステナビリティ経営を推進しています。近年、地球規模での人口の増加や、それに伴う資源・エネルギー・食料の逼迫、環境問題、高齢社会の到来や格差の拡大等、企業が直面している課題は多岐にわたっています。このような環境や社会の変化による潜在的なリスクに備えるとともに、事業を通じて社会的課題の解決を図り、豊かで持続可能な社会の実現へ貢献していくことが、企業としての責務です。当社グループは、「中期経営計画2026」のスタートにあたり、サステナビリティの観点から、中長期的な経営課題について議論し、「グループミッション2030」の実現に向けた8つのマテリアリティを特定しました。当社グループのマテリアリティへの取り組みを通じて、世界中の人々が楽しく健やかに暮らせる持続可能な社会の実現に貢献していきます。

2030年のありたい姿の実現に向けた8つのマテリアリティ



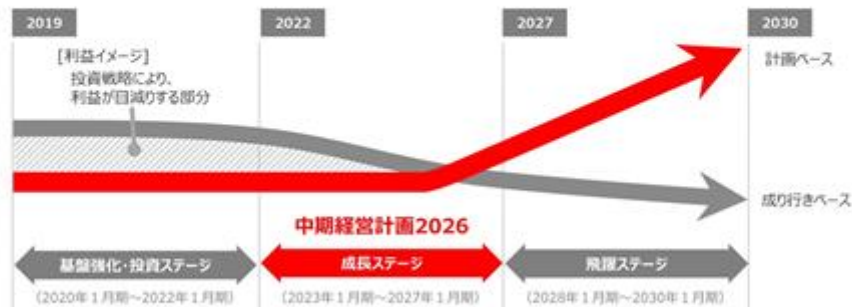
世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイトするDyDoグループへ

「グループミッション2030」では、その達成に向けたロードマップを描いています。具体的には、2030年1月期までの期間を「基盤強化・投資ステージ」「成長ステージ」「飛躍ステージ」の3つに区分し、それぞれのステージに応じた事業戦略を推進することにより、競争優位性の高いビジネスモデルを構築していきます。現在は、将来の飛躍に向けた「成長ステージ」として、5カ年（2023年1月期～2027年1月期）の「中期経営計画2026」に取り組み、国内飲料事業の再成長および海外飲料事業戦略の再構築に注力しつつ、長期視点での事業育成に取り組んでいます。

「グループミッション2030」のロードマップ

グループミッション2030の実現に向け、2030年までの期間を3つのステージに区分

「成長ステージ」は国内飲料事業の再成長と海外飲料事業戦略の再構築に注力しつつ、長期視点での事業育成を図る



(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、「グループミッション2030」の経営指針として、社会価値・環境価値・経済価値の創出に向けた定性的・定量的な指標を以下の通り定めています。

「グループミッション2030」経営指針

社会価値 世界中の人々が楽しく健やかに暮らすことのできる持続可能な社会の実現に貢献する

世界中の人々の楽しく健やかな暮らしを クリエイトするDyDoグループへ

環境価値 2050年までに自販機ビジネスにおける
カーボンニュートラルをめざす
(自社排出+自販機の電力消費による排出^{※1})

経済価値 中長期的な企業価値向上の実現をめざす



経済価値創出に向けた財務KPI

当社グループは、「グループミッション2030」における基本方針として、「国内飲料事業のイノベーション」「海外での事業展開の拡大」「非飲料事業での第2の柱の構築」の3つを掲げています。この基本方針のもと、事業の「稼ぐ力」の強化を図るべく、経済価値創出に向けた財務KPIは資本生産性指標である「ROIC」を採用し、「成長ステージ」と「飛躍ステージ」の最終年度における目標数値をそれぞれ設定しています。ROICを活用した事業ポートフォリオ戦略を推進するとともに、事業別ROICツリーを活用した各事業の資本効率の改善に取り組んでいます。

ROIC目標値 1

	国内飲料事業 ²	海外飲料事業	非飲料事業 ³	連結
成長ステージ (2023年1月期～2027年1月期)	4%	13%	0%	4%
飛躍ステージ (2028年1月期～2030年1月期)	17%	5%	17%	8%以上

- 1 超インフレ会計適用前、投下資本はセグメントへの投下分
- 2 サプリメント通販事業を除く
- 3 国内飲料事業のうちサプリメント通販事業、医薬品関連事業、食品事業、希少疾病用医薬品事業

環境価値創出に向けた非財務KPI

近年、気候変動をはじめとする環境問題への企業の取り組み姿勢に対するステークホルダーからの評価や市場の価値観の変化は、消費者の商品・サービスの選択に大きく影響するものとなっており、気候変動抑制のため、世界的規模でのエネルギー使用の合理化や地球温暖化対策等の法令等の規制も強まっています。また、気候変動に起因する水資源の枯渇、コーヒーをはじめとする原材料への影響、大規模な自然災害による製造設備の被害等のサプライチェーンに関わる物理的リスクの高まり等、グローバル社会が直面する重要課題である気候変動問題への対応は、当社グループの持続的成長の実現に向けた大きな経営課題であると認識しています。このような状況を踏まえ、脱炭素社会へ貢献するべく、環境価値創出に向けた非財務KPIとして、グループとしてのCO₂排出削減目標を設定しています。

なお、当社グループは、2022年1月に、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)による提言への賛同を表明しており、TCFDのフレームワークに基づく気候関連情報は、当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://holdings.dydo.co.jp/sustainability/eco/tcfd/>

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、2030年のありたい姿を示す「グループミッション2030」として、「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイイトするDyDoグループへ」を掲げています。そして、その実現に向けた「成長ステージ」として、5カ年（2023年1月期～2027年1月期）の「中期経営計画2026」を策定し、「国内飲料事業の再成長」「海外飲料事業戦略の再構築」「非飲料領域の強化・育成」の3つの基本方針のもと、取り組みを推進してきました。

その結果、2023年1月にアサヒ飲料株式会社（以下、アサヒ飲料）との共同出資により自販機の直販チャネルを一体的に運営する新会社としてダイナミックベンディングネットワーク株式会社を設立したほか、2024年2月にはポーランドで清涼飲料の製造・販売を行うWosana S.A.（以下、ヴォサナ社）を子会社化するなど、中長期的な企業価値向上に向けた事業基盤を強化しました。また、2022年以降、国際情勢の変化などを背景に、グループ各社において原材料価格をはじめとするコストが上昇した一方、トルコ飲料事業においては急激なインフレが進行するなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しています。

このような内部・外部環境の変化を踏まえ、「中期経営計画2026」の残期間（2026年1月期～2027年1月期）における計画の見直しを2025年3月に実施しました。基本方針は維持しつつ、経営指標の目標値、事業戦略、投資資金/資金配分を見直しています。本中期経営計画において将来の成長に向けた投資を実行するとともに、収益体質への転換を図ることで、次の「飛躍ステージ」に向けた再成長軌道への道筋を確かなものへとしていきます。

経営指標の目標 1

(単位：百万円)

	最終年度（2027年1月期）目標	
	当初目標値	修正後目標値
売上高成長率（年平均成長率） ²	+3% ³	+9%
（参考）連結売上高	175,000	255,300
営業利益率	4%	3%
（参考）連結営業利益	6,800	7,800
連結ROIC ⁴	6%	4%

- 1 超インフレ会計適用前
- 2 2021年度比
- 3 為替中立ベース
- 4 投下資本はセグメントへの投下分

国内飲料事業の再成長

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業は、創業来、「お客様の求めるものをお客様に身近なところでお届けする」独自のビジネスモデルによって発展してきました。そして、業界有数の自販機網と、直販と共栄会によって一体的に運営する品質の高いオペレーション体制を強みとしています。

コロナ禍を経て、消費者の行動様式は大きく変容し、自販機市場においては本格的な販売回復に至らない中、自販機に対する業界各社の取り組み姿勢は二極化し、上位寡占化の傾向がより強いものとなっています。また、各種原材料高騰によるコスト増や、価格改定に端を発した消費者の節約志向の高まりなど、自販機市場を取り巻く環境は厳しい局面を迎えています。このような状況の中、短期的には自販機ビジネスにおける着実な利益創出に注力するとともに、中長期的には市場における確固たる優位性の確立を最優先課題として取り組み、お客様の楽しく健やかな暮らしに貢献する「こころとからだに、おいしい商品」の開発・提供をめざしていきます。

足元では、アサヒ飲料との共同出資で設立したダイナミックベンディングネットワーク株式会社の子会社である「ダイドービバレッジサービス株式会社」を存続会社として「アサヒ飲料販売株式会社」を合併し、「ダイドーアサヒベンディング株式会社」に商号変更して運営を開始し、アサヒ飲料傘下にあった直販チャネルへのスマート・オペレーション¹の導入を完了²させるとともに、混載オペレーション³をはじめとした両社の直販チャネルの一体的運営を通じたシナジー効果の創出に努めています。また、AIをはじめとした最新のテクノロジーを活用し、スマート・オペレーションの高度化にも取り組んでいます。

今後については、国内飲料事業の2030年のありたい姿「自販機市場において、絶え間ない挑戦と共創で新しい価値を提供し、トップランナーとして業界をリードし続けます」のもと、スマート・オペレーションのさらなる進化と展開先の拡大に取り組むとともに、DyDoの店舗である自販機を通じて、お客様の求める価値をお届けすることにより、自販機市場における確固たる優位性を確立していきます。

- 1 デジタル技術を活用し効率化を実現した自販機オペレーションを示す当社の造語
- 2 株式会社ミチノク、九州アサヒ飲料販売株式会社を除く
- 3 1台のルート車両でDyDo機とAsahi機の両方をオペレーションすること

海外事業戦略の再構築

当社グループは、2010年代から海外展開を積極化し、現在は現地企業のM&Aを通じて進出したトルコとポーランドを中心に、中国、英国に拠点を設け、飲料事業を展開しています。海外飲料事業を将来の収益ドライバーとして育成すべく、既存事業の拡大・安定化を進めるとともに、海外飲料事業戦略の再構築に取り組んでいます。

足元では、トルコ飲料事業において高インフレやリラ安が継続していますが、戦略的な価格改定とサプライチェーンマネジメントによる収益性改善が進んでいます。ポーランド飲料事業では、2024年2月に買収したヴォサナ社において「自社製品の製造・販売」「他社製品の製造」「流通チェーンのプライベートブランドの製造」の3つのビジネスモデルを有し、変動の激しい市場環境の中でも安定した経営基盤を維持しています。また、中国飲料事業においては、2021年より無糖茶の現地製造を開始し、中国国内での拡販に注力しています。

今後については、海外飲料事業の2030年のありたい姿「世界中の人々の健康を支えるグローバルブランドを生み出します」のもと、海外飲料事業戦略の再構築に取り組むとともに、健康ニーズの高まりに対応したグローバルブランドの育成にチャレンジしていきます。

非飲料領域の強化・育成

当社グループは、中長期的な成長性・収益性向上に向けて、非飲料領域の強化・育成を基本方針の一つに掲げ、既存事業の強化と新規事業の長期視点での育成に取り組んでいます。

既存事業について、国内飲料事業を担うガイドードリンク株式会社が運営するサプリメント等の通信販売事業では、主力商品である「ロコモプロ」を中心に定期顧客の獲得に向けた取り組みを進めています。医薬品関連事業を担う大同薬品工業株式会社では、医薬品・医薬部外品のドリンク剤の受託製造企業としてトップシェアを誇りながら、新たな剤形の受託製造に取り組み、2020年に新たに製造を開始したパウチ製品の受注が好調に推移しております。こうした事業環境の変化を踏まえ、現在パウチラインの増設をはじめとした工場の再編を進めており、2026年度から2027年度にかけて順次稼働開始をめざしています。また、食品事業を担う株式会社たらみは、フルーツゼリー市場においてトップシェアを有し、多様化する消費者ニーズに応じた付加価値の高い商品開発とともに、安定供給と生産性向上に向けたサプライチェーン改革に取り組んでいます。

当社グループの新規事業領域拡大への取り組みとして、希少疾病用医薬品事業に参入すべく2019年に設立したガイドーファーマ株式会社は、2024年9月に、初の新薬となるランバート・イトン筋無力症候群治療剤「ファダプス®錠10mg」の製造販売承認を取得し、2025年1月に日本国内で販売を開始するなど、マテリアリティに掲げる「社会的意義の高い医療用医薬品の提供」に向けて、着実な歩みを進めています。

超高齢化社会・健康長寿社会が進展する中、人々の健康・予防・衛生に対する意識の高まりも相まって、今後、ヘルスケア関連市場は着実に成長していくことが想定されます。今後については、お客様の健康と生活の質の向上に貢献すべく、大きな成長が期待されるヘルスケア領域の事業の強化・育成を図り、非飲料事業での第2の柱の構築にチャレンジしていきます。

財務規律と投資戦略

当社グループは、持続的成長の実現に向け、財務健全性を維持できる適正水準の自己資本比率を維持しながら、将来の成長が期待できる分野へ投資するとともに、株主の皆様への安定的な還元を基本的な考え方としています。そして、再投資した資本をもとに資本コストを上回るリターンへとつなげていくことで、さらなる成長投資と株主還元の実現をめざしています。

2025年3月に見直しを行った「中期経営計画2026」における資金配分の方針は、2026年1月期～2027年1月期の2年間で生み出されるキャッシュ・フロー260億円以上を元手に、自販機関連資産への投資を中心に既存事業の維持・強化に向けた投資と、安定配当方針のもと実施する株主還元へと振り向けていく考えです。

また、上記とは別に、ネットキャッシュ内の範囲を戦略投資枠として設定し、「飛躍ステージ」での飛躍的成長に向けた投資を検討していきます。投資判断にあたっては、当社グループの経営成績及び財政状態等への影響に十分注意を払いながら、定性的・定量的な基準をもとに、適切な投資判断を実行していきます。



(5) 経営環境についての経営者の認識

「中期経営計画2026」の期間中（2023年1月期～2027年1月期）において、計画立案当初には想定していなかった外部環境の変化が相次ぎ、期中での計画見直しを余儀なくされました。外部環境の変化が企業の経営戦略や業績に与える影響は従来より大きく、変化のスピードは一段と速くなっています。

当社グループにおいては、2022年以降のコーヒー豆をはじめとした原材料価格の高騰がコア事業である国内飲料事業の収益性を圧迫する一方、中東情勢の悪化を背景としたトルコ飲料事業の特需が発生するなど、事業への影響は多面的に及んでいます。

私たちは持続的成長の実現に向けて、中長期的な視点をもって重点課題として掲げている8つのマテリアリティへの取り組みを着実に推進していくとともに、外部環境の変化に対して柔軟かつ機動的な対応を講じていく必要があると考えています。

主力の国内飲料事業においては、原材料価格の上昇に加え、度重なる価格改定に伴う消費者の節約志向の高まりを受け、収益体質への転換を強く打ち出しました。コーヒー豆の高騰や消費者志向の変化に対応するため、コーヒーからソフトドリンクへのシフトを進めるとともに、収益性を重視した自販機ネットワークの構築に向け、不採算先の撤去を強力に推進しました。しかしながら、自販機ビジネス全体の立て直しは道半ばであり、収益構造の変革に向けた取り組みを継続していきます。

一方、海外飲料事業が2024年度に続きグループ業績を牽引しました。特にトルコ飲料事業は、ハイパーインフレやリラ安といった経営環境下にありながら、競合動向を踏まえた戦略的な事業展開により着実に業績を伸ばし、かつての低収益な状況から脱却し、確かな収益基盤を持つ事業へと成長しています。

中長期的な視点では、ダイドーグループの「こころとからだにおいしい商品の提供」をより高度に実現するため、2025年4月にグループ横断の研究開発機能として「ダイドーグループ未来共創研究所」を設置しました。インフレ環境下で付加価値創出の重要性が高まる中、飲料・食品を軸とした健康価値創出力を強化していきます。また、希少疾病用医薬品事業では、ダイドーファーマ初の新薬であるランパート・イトン筋無力症候群治療剤「ファダプス®」の本格販売を開始しました。まだ小規模な事業ですが、患者様のお役に立てる事業として育てていきます。

「中期経営計画2026」の最終年度である2026年度は、将来の成長に向けた投資を実行するとともに、国内飲料事業を中心に収益体質への転換を図り、次の「飛躍ステージ」に向けた再成長軌道を確認なものにしていきます。

ダイドーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 高松 富也

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

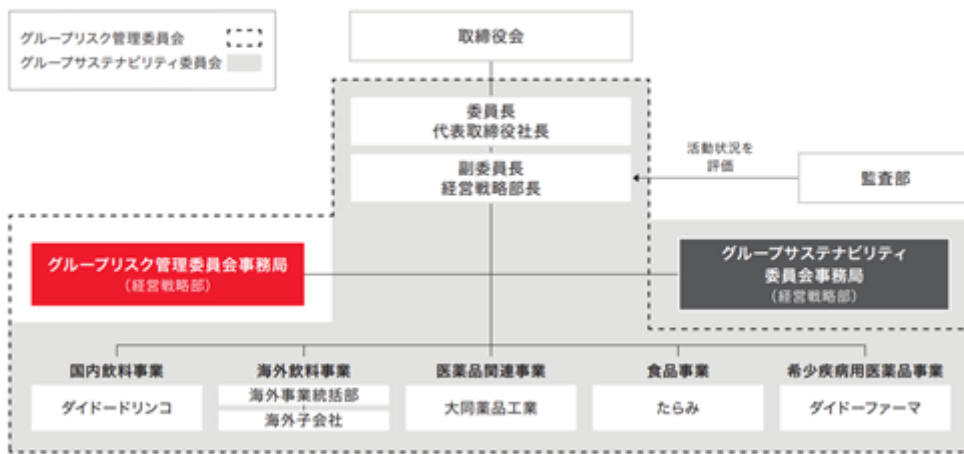
文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティ

ガバナンス

当社グループは、事業を通じて社会的課題の解決に貢献すべくサステナビリティ課題への取り組みを強化し、持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上をめざしています。当社グループのサステナビリティ経営全体の方針の検討及び承認、全社的なサステナビリティプログラムの決定及び改善指示等を行うことにより、当社グループのコーポレートブランドの価値向上を図ることを目的として、「グループサステナビリティ委員会」を年2回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしています。取締役会は、「グループサステナビリティ委員会」において検討・協議された内容について報告を受け、監督を行う体制としています。なお、代表取締役社長は、当社グループのサステナビリティ経営における最高責任者として、「グループサステナビリティ委員会」の委員長の職務を担っています。

グループリスク管理委員会とグループサステナビリティ委員会の運営体制



2025年度サステナビリティ委員会・リスク管理委員会の開催状況

会議体名称	開催回数	主な内容
グループサステナビリティ委員会	2	サステナビリティ戦略の進捗確認、気候変動・人的資本等の非財務課題に関する取り組み状況の報告および審議
グループリスク管理委員会	2	全社重要リスクの特定・管理状況の報告および審議

戦略

当社グループでは、「グループミッション2030」を実現するために、重要な経営課題として8つのマテリアリティを特定しています。また、グループサステナビリティ委員会において各マテリアリティの進捗状況を評価し、PDCAサイクルを回すことで、マテリアリティに基づく各施策を推進しています。



マテリアリティの進捗状況

2025年12月に開催したグループサステナビリティ委員会における、各マテリアリティの進捗状況に関する評価は以下の通りです。

マテリアリティ	評価	現状と課題
自販機ビジネスの進化による社会的価値の創造		<ul style="list-style-type: none"> ・スマート・オペレーション体制の確立は順調に進んでいるものの、オペレーション生産性のさらなる向上に向けた継続的な改善が課題 ・自販機を通じた新たな価値創造に向け「Toyota Woven City（トヨタ・ウーブン・シティ）」にて、空間に調和する新しい自動販売機「HAKU」の1号機を設置し、次世代自販機ビジネスの創出に着手 ・「ベビー用 紙おむつ自販機」が「フェーズフリー認証（ ）商品」に選定
こころとからだにおいしい商品の提供	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料・食品を通じた健康価値創出力を高めるための基盤として、「ダイドーグループ未来共創研究所」を設置し、オープンイノベーション型の研究開発活動を推進 ・サプリメント通販チャンネルでは、「腹部の脂肪」「血糖値」「コレステロール」の機能を持った機能性表示食品のコーヒーとして、日本初の商品「スマートブラック」を上市 ・海外飲料事業では、現地水ブランド「Saka」の輸出拡大や日本発健康飲料の販売に着手 ・医薬品関連事業や食品事業では、新規カテゴリーへの参入や健康価値の創出、価値提供などが重大な課題と認識
社会的意義の高い医療用医薬品の提供	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年に製造販売承認の取得、2025年に日本国内で販売を開始したランバート・イートン筋無力症候群の筋力低下の改善を適応症としたファダプス®の疾患啓発並びに製品の適正使用に係る情報提供を適切に実施 ・本製品による治療を選択する患者数が順調に進捗
脱炭素社会・循環型社会への貢献		<ul style="list-style-type: none"> ・計画通りのCO₂ 排出量削減が進んでいないため目標達成に向けた方針の見直しが課題 ・国内飲料事業では、一部の事業所で再生可能エネルギー由来の電力の使用が決定 ・海外飲料事業では、製造工場の屋根に設置した太陽光パネルの稼働開始や一部商品に軽量化ボトルガラスを採用し環境に配慮した生産体制を推進 ・食品事業では、製造工場の屋根に太陽光パネルの設置が決定するなど製造における無駄なエネルギーの削減を継続実施
DX推進とIT基盤の構築	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年9月に経済産業省が推進するDX認定制度の「DX認定事業者」に認定 ・2024年10月に関西デジタル・マンス実行委員会主催「KANSAI DX AWARD 2024」において金賞（大企業部門）を受賞 ・DX推進活動では業務改善・プロセス改善により、月間908時間もの時間創出に成功
品質の追求による安全・安心の提供	○	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体での品質管理強化に向け、グループ各社の品質管理担当者が参加する「品質向上連携会」を継続実施 ・ファブレス経営の国内飲料事業では、委託先工場との連携による安全・安心の実現に向け、定期的な監査や啓発活動を実施 ・医薬品関連事業と食品事業では、品質向上かつ生産性向上に向けた最新機器の導入を推進 ・海外飲料事業において、製造体制の強化に向けた新ラインの稼働が開始 ・食品事業において、外部倉庫の拡大に向けた在庫管理体制、配送ルートの構築およびシステムによる管理の効率化を推進

マテリアリティ	評価	現状と課題
従業員のワークライフシナジーの実現/ダイバーシティの推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 国内飲料事業において「えるぼし認定」の3つ星を取得 国内飲料事業におけるすべての部門の人財要件を専用ポータルサイトに公開し、社内公募の応募者数が増加 DE&Iや人権における管理職向け研修を強化 海外飲料事業では、年齢、性別、国籍、宗教などに依存しない能力に応じた公平な評価を継続実施
コーポレートガバナンスの強化		<ul style="list-style-type: none"> グループ理念、グループミッション2030と事業セグメントごとに策定した「ありたい姿」の浸透に向けた、持株会社の代表取締役社長による海外子会社の訪問および従業員との対話を実施 職務権限規程をはじめとする関連規程の再整備を完了し、グループガバナンスの体制を強化

() フェーズフリー認証とは、商品やサービスが日常時も非常時も価値を持つことを一般社団法人フェーズフリー協会が認証し、認証されることで「フェーズフリー認証マーク」が使用できるようになる仕組み

なお、マテリアリティの特定プロセスに関する詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://holdings.dydo.co.jp/corporate/materiality/>

リスク管理

当社グループでは、グループ全体を対象とした事業等のリスクの分析のほか、TCFDに基づくシナリオ分析を実施しています。詳細については、「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 環境」および「3 事業等のリスク」をご参照ください。

(2)環境

(2-1)脱炭素・循環型社会

当社グループは、環境に関するマテリアリティとして「脱炭素社会・循環型社会への貢献」を掲げ、2022年1月に、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）による提言への賛同を表明するとともに、グループとしてのCO₂排出削減目標を設定しています。TCFD提言では、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標と目標」の4つの項目に基づいて開示することを推奨しています。当社グループのTCFDのフレームワークに基づく気候関連情報は、以下の通りです。

ガバナンス

前記「(1) サステナビリティ ガバナンス」に記載の通りです。

リスク管理

気候関連リスクの特定・評価プロセス

当社グループは、TCFDが提唱するフレームワークに則り、シナリオ分析の手法を用いて2050年時点における外部環境の変化を予測し、気候変動が事業に与えるリスクや機会についての分析を実施しました。2024年1月期には、国内飲料事業、医薬品関連事業及び食品事業に加え、海外飲料事業に関するシナリオ分析を実施したほか、当社グループのビジネスにおいて、最も影響度の高い国内飲料事業における財務インパクトを試算しています。シナリオ分析においては、2025年度に見直しを行っています。

気候関連リスクの管理プロセス及びグループリスク管理との統合状況

事業の持続的成長を実現するためには、環境や社会の変化を適切に把握し、事業におけるリスクの低減と機会の最大化に取り組む必要があるものと認識しています。当社グループは、リスクマネジメントとサステナビリティ経営の推進の進捗管理（サステナビリティプログラム）を連動させるべく、代表取締役社長を委員長とする「グループリスク管理委員会」「グループサステナビリティ委員会」を設置し、両委員会を中心としたそれぞれの取り組みを連動させながらマネジメントを行っています。

気候関連リスクは中長期的に顕在化する可能性を有することから、短期のみならず、中長期の時間軸で低炭素社会への移行に伴うリスク及び気候変動の顕在化に伴う物理的リスクを評価する体制を構築すべく取り組みを進めています。

戦略

・当社グループの気候関連のリスクと機会の概要と事業及び財務への影響
シナリオ分析に基づく気候関連リスク・機会の評価結果は、以下の通りです。

(移行リスク)注釈のない記載については、中核事業である国内飲料事業を対象としています。

：非常に大きな影響 ：やや大きな影響 ：軽微な影響 ：算定済み(非開示) ：算定検討中

リスク/機会項目			考察	事業インパクト		財務インパクト				現時点で実施している対応策
中分類	小分類	リスク/機会				2030		2050		
				1.5	4	1.5	4	1.5	4	
政策・規制	カーボンプライシング	リスク	炭素税導入に伴う、自販機オペレーションコスト、自販機調達にかかるコスト、配送費の増加			約1.5億円		約4億円		<ul style="list-style-type: none"> ・スマート・オペレーションの推進 ・EV・FCEVトラックの導入 ・ダイドー・シブサワ・グループロジスティクス株式会社による配送の最適化 ・自販機の長寿命化：2030年までに15年
		リスク	炭素税導入に伴う、自販機設置先の電気代負担によるコスト増、自販機引上げリスク							<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ自販機の展開 ・自販機ビジネスのカーボンニュートラルの検討
		リスク	水使用量・消費量の削減規制により、各種飲料の生産量が減少 海外飲料事業							<ul style="list-style-type: none"> ・トルコ国外での水源および製造拠点の確保
		リスク	炭素税の導入により、原材料コスト、包材コスト、エネルギーコスト、物流費など、製造に関連する全般的な費用が高騰 医薬品関連事業・食品事業							<ul style="list-style-type: none"> ・省エネに向けた改善活動及び再生可能エネルギーの導入検討 ・調達先の分散などの検討
		機会	炭素税導入に伴う、カーボンニュートラルに対応した自販機のニーズの上昇							<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な新品自販機の展開 ・自販機ビジネスのカーボンニュートラルの検討
市場	需要の変化	リスク	廃棄処理時に排出するCO ₂ への炭素税導入に伴う、廃棄に関わる処理費用(商品・自販機)の増加							<ul style="list-style-type: none"> ・容器のリデュース ・ラベルを極小化した商品展開 ・自販機の長寿命化：2030年までに15年
		リスク	消費者や自販機設置先から、環境負荷が高い商品や販売チャネルが選ばれなくなる							<ul style="list-style-type: none"> ・自販機ビジネスのカーボンニュートラルの検討 ・環境配慮型商品の開発
		機会	消費者や自販機設置先から、環境負荷が低い商品や販売チャネルが選ばれるようになる							<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの LOVE the EARTH PROJECT」の推進

従業員一人ひとりが事業活動のみならず、自身の日常生活においても環境配慮を意識した行動を促進する取り組み

(物理的リスク)注釈のない記載については、中核事業である国内飲料事業を対象としています。

リスク/機会項目			考察	事業インパクト		財務インパクト				現時点で実施している対応策	
中分類	小分類	リスク/機会				2030		2050			
				1.5	4	1.5	4	1.5	4		
慢性	平均気温上昇	リスク	コーヒー豆などの原材料において、調達先が限定されることによる調達コスト増、品質の低下			コーヒー豆の生育適地面積の減少率				<ul style="list-style-type: none"> ・コーヒー豆の分散調達、生産地に対する情報収集 ・コーヒーのみに依存しない品揃え 	
		リスク	平均気温の上昇に伴い、特に植物由来の原材料において、調達量の制限並びに大幅な価格上昇 医薬品関連事業・食品事業・海外飲料事業								<ul style="list-style-type: none"> ・複数社購買・産地の分散等の検討 ・代替方法の検討
		リスク	自販機オペレーション活動が過酷な労働条件になることによる労働者不足								
	熱中症搬送人口の増加	機会	熱中症対策飲料のニーズが高まりによる、自販機設置要望の増加							<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルペット自販機の導入増 ペットボトル飲料の販売構成比を上げることを可能にする自販機 	
	汚染・水質悪化	リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染や水質の悪化により商品の品質に影響が生じ、製造の停止 ・浄化設備の追加設置などのコスト増 海外飲料事業							<ul style="list-style-type: none"> ・複数製造拠点の確保 ・製造委託の検討 	
急性	自然災害の激甚化	リスク	自販機調達先の稼働停止による供給停止							<ul style="list-style-type: none"> ・自販機の長寿命化：2030年までに15年 	
		リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水・台風により自販機の浸水被害が多発し、収益へ影響 ・サプライチェーンが寸断し、お客様へ商品を届けることができなくなり、売上・利益が低減 			約1.5億円 ₅	約3億円 ₅	約5億円 ₅	約9億円 ₅	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート・オペレーションの推進 ・拠点別ハザードマップの作成 	
		リスク	異常気象（大型台風や局地的な豪雨など）により、工場や倉庫の崩壊、従業員の被災などが発生し、製造が長期間休止する 医薬品関連事業・食品事業								<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）の整備 ・外部倉庫拡大検討

1 ブラジル： 17%、ベトナム： 15%、インドネシア： 11%、コロンビア： 16%、その他： 19%

2 ブラジル： 28%、ベトナム： 28%、インドネシア： 31%、コロンビア： 22%、その他： 25%

3 ブラジル： 26%、ベトナム： 25%、インドネシア： 18%、コロンビア： 26%、その他： 31%

4 ブラジル： 43%、ベトナム： 47%、インドネシア： 51%、コロンビア： 37%、その他： 41%

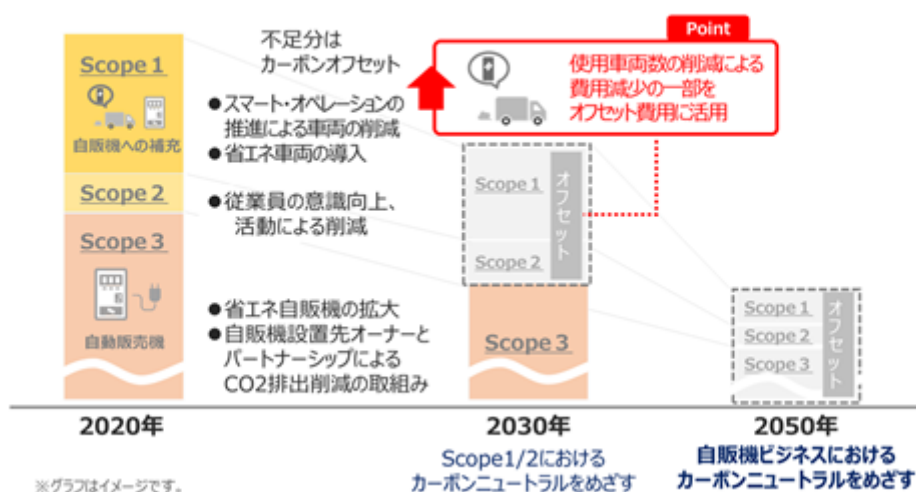
5 被害額は2030年もしくは2050年までの累計金額

気候関連リスクと機会への対応・戦略のレジリエンス

当社グループの中核事業である国内飲料事業を担うダイドードリンク株式会社は、製造と物流を全国各地の協力企業に委託するファブレス経営を採用し、商品開発と主力販路である自販機のオペレーションに経営資源を集中しています。2050年の自販機ビジネスにおけるカーボンニュートラル実現をめざして、気候変動への緩和策と適応策を強化し、脱炭素社会・循環型社会の形成に貢献していくことが当社グループのサステナビリティに係る重要課題であると認識しています。

低炭素社会への移行リスク（1.5 シナリオ）といたしましては、炭素税の導入を含む規制強化により配送コストや自販機オペレーションにかかるコストの増加が見込まれるほか、自販機設置先の電気代負担増による引上げリスクが高まる等、国内飲料事業の売上構成比のうち約90%を占める自販機チャネルの事業運営に多大な影響が出るのが想定されますが、営業車両のEV化やスマート・オペレーションの推進による車両台数の削減に取り組むほか、省エネ型自販機の計画的投入やカーボンニュートラルに対応した“お客様と共にサステナブルな未来を創る”自販機「LOVE the EARTHベンダー」の展開等によりお客様とのパートナーシップを推進し、事業機会の創出につなげていきます。

自販機ビジネスでの自社排出相当量の削減イメージ



気候変動の顕在化に伴う物理的リスク（主に4 シナリオ）としましては、自然災害の激甚化により自販機の水没や生産工場・配送拠点の浸水等による被害が多発するリスクも想定されます。また、自販機ビジネスは労働集約型産業の側面を持つことから、夏季の平均気温の上昇が自販機オペレーションに係る労働環境に影響を及ぼし、労働力不足のリスクが高まることも懸念されます。

気候変動による平均気温の上昇は、熱中症対策飲料の販売増が事業機会となり得る一方で、主要原材料であるコーヒー豆の調達に大きな影響が出るものと認識しています。

当社グループは、これらのリスクと機会に対応していくために日頃からコーヒー豆等の生産地に対する情報収集を行い、分散調達できる体制を築き上げるとともに、コーヒーのみに依存しない魅力ある商品ラインアップの拡充に取り組んでいます。また、スマート・オペレーションの構築に加え、AIの導入によって現場における働き方の多様化を図る等、労働力不足の時代への対応を進めるほか、個々のロケーションの特性にあった品揃えの最適化に努める等、自販機の店舗としての魅力をより高めています。

なお、国内飲料事業においては、全国各地の協力工場へ商品の生産を委託することや、全国広範囲に自販機を設置することによりリスク分散を図っています。

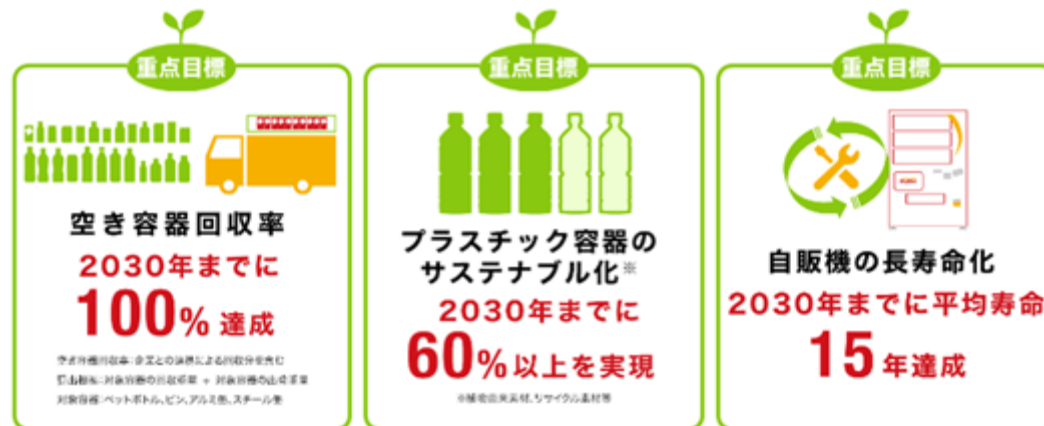
指標及び目標

・気候関連リスク・機会の管理に用いる指標及び目標

当社グループは、2022年1月、サステナビリティの観点をより一層事業活動に組み込むため、「脱炭素社会・循環型社会への貢献」を環境に関するマテリアリティとして特定し、環境価値創出に向けた非財務KPIとして、当社グループにおけるCO₂排出削減目標を設定しています。



また、国内飲料事業においては、循環型社会への貢献に向けて、以下の3つの重点目標を設定しています。



.CO2排出量

当社グループの国内主要グループ会社におけるScope1、Scope2及び重要なScope3（自販機の電力消費による排出）のCO2排出量は、以下の通りです。

ガイドードリンク株式会社、ガイドーアサヒペンディング株式会社、ガイドービジネスサービス株式会社、大同薬品工業株式会社、株式会社たらみ

ガイドーピバレッジサービス株式会社は、2025年1月21日付でアサヒ飲料販売株式会社を吸収合併し、社名をガイドーアサヒペンディング株式会社に変更しました。

CO2排出量実績（2024年4月1日から2025年3月31日）

単位：tCO₂

（カッコ内の数値は基準年度からの増減率）

	国内飲料事業	医薬品関連事業	食品事業	合計
Scope1	7,638	3,687	3,917	15,243
Scope2	1,752	4,379	4,691	10,821
小計	9,390 (97.8%)	8,066 (106.1%)	8,608 (105.5%)	26,064 (102.7%)

Scope3 (カテゴリ1)	43,137	20,452	10,590	74,179
Scope3 (カテゴリ4)	9,279	420		9,699
Scope3 (カテゴリ9)	7,142	73	15,139	22,354
Scope3 (カテゴリ13)	88,065 (90.4%)			88,065 (90.4%)

CO2排出量実績 売上高原単位（2024年4月1日から2025年3月31日）

単位：tCO₂/百万円

（カッコ内の数値は基準年度からの増減率）

	国内飲料事業	医薬品関連事業	食品事業	合計
Scope1	0.07	0.28	0.19	0.11
Scope2	0.02	0.33	0.23	0.08
小計	0.09 (102.7%)	0.61 (83.5%)	0.42 (106.8%)	0.18 (104.9%)

Scope3 (カテゴリ1)	0.39	1.56	0.51	0.52
Scope3 (カテゴリ4)	0.08	0.03		0.07
Scope3 (カテゴリ9)	0.06	0.01	0.73	0.16
Scope3 (カテゴリ13)	0.80 (94.9%)			0.61 (72.6%)

注1：国内飲料事業における排出量実績は、ガイドードリンク株式会社、ガイドーアサヒペンディング株式会社及びガイドービジネスサービス株式会社が対象となります。

注2：ガイドードリンク株式会社、ガイドーアサヒペンディング株式会社及びガイドービジネスサービス株式会社の国内99拠点における温室効果ガス排出量情報について第三者検証を受けています。

注3：売上高原単位は、対象グループ会社の排出量合計（期間＝2024年4月1日～2025年3月31日）÷売上高合計（期間＝国内飲料事業、医薬品関連事業：2024年1月21日～2025年1月20日、食品事業：2024年1月1日～2024年12月31日）にて算出しています。

今後とも、「DyDoグループSDGs宣言」のもと、企業としての持続的成長と持続的社会的実現に向けた取り組みをさらに強化していきます。

(2-2)水資源

DyDoグループでは、工場を保有するセグメントにて水の使用量の把握と適正な利用に取り組んでいます。例えば、食品事業では、過剰な地下水の汲み上げとならないよう貯水タンクの水位に応じて地下水ポンプを自動制御するシステムを導入するとともに、定期的に水位を目視で確認することで水源の持続可能性に貢献しています。また、医薬品関連事業および食品事業では、第三者による水質検査を定期的を実施し、基準に適合しているか確認しています。

水の使用量(2024年4月1日から2025年3月31日)

(kl)

国内		海外		計
医薬品関連事業	食品事業	トルコ飲料事業	ポーランド飲料事業	
284,010	415,846	1,988,381	680,350	3,368,587

(3) 人的資本経営

当社グループは、人財に関するマテリアリティとして「従業員のワークライフシナジーの実現/ダイバーシティの推進」を掲げ、以下の考え方や指標及び目標を設定し、人的資本経営を推進しています。

戦略

〔人的資本経営の全体像〕

グループミッション2030を達成するためには、社会の変化へ柔軟に対応しながら事業変革および新規領域獲得を推進することが重要課題であり、その実現には、多様な価値観や能力を有する人財からなる組織の構築と人財一人ひとりの主体的な成長と活躍が不可欠だと考えています。

当社グループは、人財に求める資質として「志」を中心に、「チャレンジ精神」「成長意欲」「達成意欲」「自律心」を重視しています。この5つの資質を持つ人財の成長・活躍を支援するために、当社グループは、人財一人ひとりの主体的なキャリア形成を支援する仕組み（DyDoキャリア・クリエイト）を提供します。併せて多様な価値観が尊重され、誰もが能力を発揮できる心理的安全性を重視した組織開発を行い、またワークライフシナジー（心身ともに健やかで生産性高く働ける状態）を実現できる環境を提供します。

これらの取り組みにより5つの資質を兼ね備え、高い成果を出し続ける人財、すなわち自律型プロフェッショナル人財を育成します。

当社グループは、この人的資本経営の方針に基づき人財とのエンゲージメントを高めながら、国内外の事業において変化への対応力・価値の創出力を向上させ、事業の持続的な成長を実現していきます。

人的資本経営の体系図



指標及び目標

当社グループがめざす人的資本経営における目標は、多様な自律型プロフェッショナル人材からなる組織を構築し、個人の主体的な成長・活躍により社会の変化に柔軟に対応して、国内外の事業変革・事業創造に貢献することと設定しています。その実現度を図る重要な指標として「従業員エンゲージメントスコア」を設定していますが、その目標数値とその他の指標については「人財戦略」、「DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）」、「労働環境・企業文化」における対応策の具体化に合わせて、順次適切に設定していきます。なお、現状設定したKPIに対する進捗は、以下の通りです。

多様性を尊重し、個々の状況に合わせた公平性のある機会を提供し、全員が能力を発揮できる環境を実現するという考え方

	2024年度	2025年度	2030年度目標
正社員女性比率	28.6%	29.2%	35%
女性管理職比率	12.9%	14.4%	20%
男性育児休業取得率	43.3%	57.6%	100%

ダイドードリンク株式会社、大同薬品工業株式会社、株式会社たらみ、ダイドーファーマ株式会社の主要子会社を集計対象とし、4社を合計して算出しています。

「女性管理職比率」は、雇用形態に関係なく、女性管理職の比率を示しています。

人的資本経営の実現に向けた方針と取り組み

人財戦略に関して

当社グループの人財戦略の方針は、主体的なキャリア形成の支援による、人材の能力とエンゲージメントの向上です。外部環境の変化に対応して目標達成するためには、多様な分野における専門性の強化と様々な環境における組織やプロジェクトのマネジメント力の強化が極めて重要となります。また、グループミッション2030では「海外での事業展開の拡大」を基本方針の一つに掲げており、グローバルな視点を持つ人材の育成・獲得が欠かせません。当社グループは、その実現に向けてこれまでの人材に関する取り組みを進化させ、従業員の主体的キャリア形成を支援する仕組み「DyDoキャリア・クリエイト」を導入しています。国内飲料事業では、すべての部署における人材要件およびそれに連動したオンライン学習のカリキュラムを設定しました。必要とされる要件の明確化や学習支援の強化により、社内公募の応募者数増加につながっています。今後も、グループ全体で個人のキャリア形成に主眼を置いた人事制度・育成プログラム・評価制度等を導入し、これらの運用を通じて求める資質を備えた人材一人ひとりの成長とエンゲージメントの向上を図り、最終的に能力の多様性に富む強い組織の構築をめざします。

主体的なキャリア形成の実現に向けた仕組み

DyDoグループの主体的なキャリア形成支援



環境・機会の提供/承認

エンゲージメント
向上

成果・成長での貢献

DyDoグループが求める資質を備えた人材



また、国内飲料事業においては、人事総務部内に自販機事業本部専属のHRBP（ヒューマンリソースビジネスパートナー）を配置し、自販機事業本部傘下の人財マネジメントや育成プログラムの展開を行っています。

また、国内飲料事業と食品事業においては、副業制度を導入しビジネススキルの習得を支援しています。今後は、グループ全体でさらなる活用促進を図っていきます。

DE & I に関して

当社グループは、人財一人ひとりの活躍を後押しするために、多様な価値観が尊重され誰もが自由に意見を述べ、能力を発揮できる心理的安全性を重視した組織開発を進めます。多様性の実現に向けた課題は事業毎に異なりますが、2023年1月に新設した「ダイバーシティ推進グループ」を中心にグループ各社のDE & Iにおける課題を把握しながら、解決に必要な制度の拡充、業務プロセスの改善やテクノロジーを活用した効率化を実現し、多様な人財が活躍できる組織作りを推進しています。2025年度は、管理職を対象にDE & I研修の強化やアンコンシャス・バイアスをチェックするAIツールを取り入れ、新たな気づきや自身の言動を振り返る機会を創出しました。

主要子会社であるガイドドリンコ株式会社では、2025年度に「えるぼし認定」の3つ星を取得しました。今後も、従業員がそれぞれのライフステージで仕事にも私生活にもベストを尽くせるよう、多様な働き方を実現するための制度を拡充するなど、ワークライフシナジーの実現とダイバーシティの推進に取り組んでいきます。



また、従来は男性中心だった自販機設置先の新規開拓を担う営業職において女性比率を向上させることで、自社における女性人財の活躍推進とともに、女性の視点を生かした新たな価値を提供する自販機の展開を通じて、女性が働きやすい社会・環境づくりへの貢献という付加価値の創出をめざすとともに、女性営業職比率の向上に伴い、女性社員同士でのネットワークの構築や営業スキルアップを目的とした交流会を開催するなど、研修制度の充実化にも取り組んでいます。

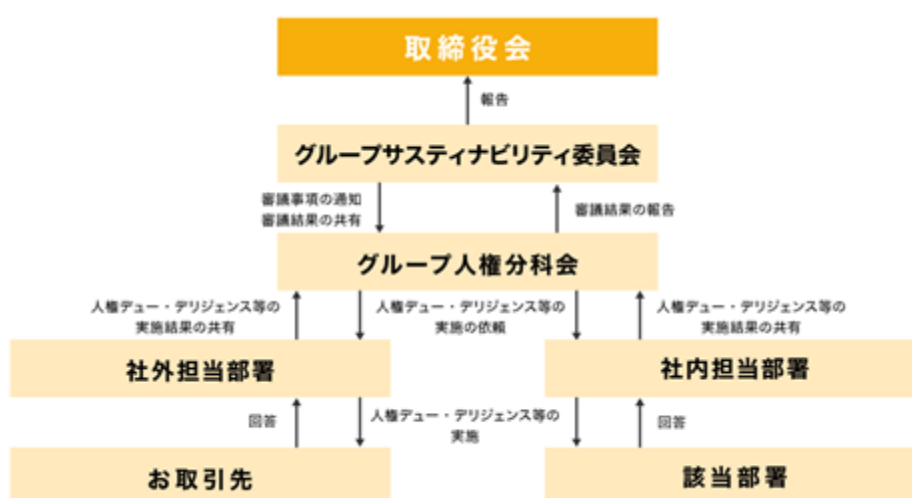
労働環境・企業文化に関して

人的資本経営を実行するための基盤となるのが、労働環境・企業文化です。当社グループは、心身ともに健やかでかつ生産性高く働ける状況、すなわちワークライフシナジーを実現できる環境を整備すべく、健康経営の推進やリモートワークなど柔軟な働き方を推進しています。主要子会社ガイドドリンコ株式会社は、経済産業省が推進する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。

また近年、重要性が高まっているのが、自社やサプライチェーンにおける人権配慮です。当社グループは、創業以来大切にしている「共存共栄の精神」に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、2024年3月に「DyDoグループ人権方針」を策定しました。これは、当社グループの企業活動における人権尊重を徹底するための最上位方針です。この方針に基づき、グループ会社従業員並びに主要なサプライヤーを対象とする「人権に関するアンケート」を実施し、そのアンケート結果に基づく対応策をグループサステナビリティ委員会の配下に位置する「グループ人権分科会」を中心に協議をし、人権尊重の責任を果たすため取り組みを推進しています。

2024年度に、全従業員を対象に人権に関するアンケートを実施しました。アンケート結果から把握した課題を踏まえグループ共通で対応すべきリスクやセグメント特有のリスクを特定し、2025年度には管理職向けに実践型の人権研修を行いました。今後も、グループ人権分科会を起点としてリスク低減のための具体的な対応策を検討し、実行していきます。また、サプライチェーンにおける人権侵害の把握および是正・予防の取り組みを推進しています。

人権リスクが特に高いと想定されるコーヒー豆や果物をはじめとする主要原材料調達元に対し、人権に関するアンケートを実施し、対応が不足していると考えられるステークホルダーには啓発や対話を継続的に行っています。



(4) その他

(4-1) DX推進

日本国内では人口減少による市場の縮小が見込まれるほか、私たちを取り巻く社会は、凄まじいスピードで変化し続けています。そうした事業環境や社会の変化に対応するためには、DX推進を通じてデジタル技術を活用し、お客様や社会のニーズの変化に合わせて、ビジネスモデルを進化し続けることが重要であると考えています。そこで、当社グループでは「グループミッション2030」の実現に向けたマテリアリティの一つに「DX推進とIT基盤の構築」を掲げ、DXビジョンと2030年のDXのゴールを定め、DX活動を推進しています。

DXの推進体制や活動の内容はダイドーグループ統合報告書2025 (P51-52)をご覧ください。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/2590/ir_material_for_fiscal_y5/183265/00.pdf

(4-2) 知財

当社グループは、「グループミッション2030」の実現に向けたマテリアリティの一つに、「ここからだにおいしい商品の提供」を掲げており、飲料・食品を通じた健康価値創出力を高めるための基盤として、2025年3月に「ダイドーグループ未来共創研究所」を設置いたしました。

本研究所では、グループ内の研究開発の知見を有した研究員と、外部の力を活用したオープンイノベーション型の研究開発活動を推進し、飲料・食品に適用可能な新規機能性素材、並びに、それを活かす製造技術及び既存機能性素材の新規活用などの創出をめざしてまいります。

ダイドーグループ未来共創研究所に関する詳細は、ダイドーグループ統合報告書2025 (P27-29)をご覧ください。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/2590/ir_material_for_fiscal_y5/183265/00.pdf

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

当社グループでは、企業理念に基づく経営戦略達成において発生する様々な阻害要因をリスクと位置付け、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社グループにおけるリスク管理体制に関する基本的事項を定め、リスク管理の効率的かつ確実な運用を図っています。常設委員会として、代表取締役社長を委員長とする「グループリスク管理委員会」を年2回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしています。「グループリスク管理委員会」は、リスク管理の方針や重要リスクの評価及び対策の承認、統制状況の効果検証・是正指導等の役割を担っています。

グループリスク管理委員会においては、リスク項目を「グループ横断のリスク」と「事業特有のリスク」に分類して整理し、評価を行っています。さらに、2023年度より採用した新たなリスクマネジメントの手法として、TCFDのシナリオ分析の枠組みを活用した、人口動態の変化に伴う中長期的なリスクに対する評価並びに対応策の進捗確認を実施しました。

(1) グループリスク管理委員会で特に議論された重要リスク

当連結会計年度のグループリスク管理委員会においては、影響度・発生可能性の高い重要リスクを抽出し、足元の業績に影響を与えるリスクが高まっている「原材料・資材の調達」及び「海外情勢」について議論を行いました。また、独自で実施した人口動態の変化に伴う中長期リスク分析の結果により、グループとして「人財の確保・育成」に関するリスクについて、中長期的に対策を検討していくべきとの認識が示されました。

(2) 経営成績等に与える影響の内容及び当該リスクへの対応策等

当連結会計年度のグループリスク管理委員会が評価した重要リスクと対応策等は、次の通りです。

グループ横断のリスク

・人財の育成・確保

当社グループは、国内の少子高齢化に伴う人口減少や労働市場の流動化などにより、新たな人財の確保等が進まず、当社グループの安定的な事業継続等に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識しています。その上で、当社グループの2030年のありたい姿である「グループミッション2030」を実現するためには、多様な価値観や能力を有する人財からなる組織の構築と、人財一人ひとりの主体的な成長と活躍が不可欠と考えています。

当社グループは、これらのリスクの低減を図るため、国内飲料事業において、少ない人数でもオペレーションができる「スマート・オペレーション」の確立に加え、人工知能（AI）の活用により自販機オペレーションの効率化並びに生産性の向上に取り組んでいます。また、事業戦略と連動した人的資本経営を体系的に特定し、人財一人ひとりの主体的なキャリア形成を支援する仕組み「DyDoキャリア・クリエイト」を導入しました。個人のキャリア形成に主眼を置いた人事制度・育成プログラム・評価制度等を導入し、これらの運用を通じて、当社グループが求める資質を備えた人財一人ひとりの成長とエンゲージメントの向上を図り、能力の多様性に富む強い組織の構築に取り組んでいます。

・原材料・資材の調達

当社グループの商品には、多種多様な原料・資材が使用されていますが、中でも国内飲料事業の主要原料であるコーヒー豆は国際市況商品であり、その価格は、商品相場だけでなく為替レートの変動の影響を受けます。価格変動の影響を受けることについては、他の原材料・資材についても同様であり、直近のエネルギーコスト上昇も相俟って、原材料・資材の調達コストの高騰は、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスクの低減を図るため、国内飲料事業及び食品事業において、2022年10月より段階的に商品の価格改定を実施したほか、海外飲料事業（トルコ飲料事業）においては、強いインフレ下にあるトルコにおいて戦略的な価格改定を継続的に実施する等、適正な限界利益率の確保による収益構造の改善に取り組んでいます。また、各事業において定期的に原料、資材及び調達先の見直し並びに複数調達先の検討等を進め、安定的な原料・資材の調達に向けて取り組んでいます。

.海外情勢

ロシア・ウクライナ情勢やパレスチナ・イスラエル情勢に起因した資材価格・原油価格の高騰、為替相場の急激な変動等、近年、地政学リスクをはじめとする海外情勢の変化が日本国内での事業活動にも影響を及ぼす可能性が高まっています。また、海外における事業展開には、各国の法令・制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商習慣の違いや為替レートの変動をはじめとした様々なリスクが存在します。

当社グループは、これらのリスクの低減を図るため、持株会社の海外事業統括部が海外子会社を管理・統括する体制としております。加えて、グループ各社が有する海外情勢に関する情報については、海外事業に限らず国内事業への影響も含めて経営会議等でタイムリーに共有・議論し、経営としての監督および意思決定に活用する体制を強化しています。

こうした取り組みを通じて、トルコ・ポーランド・中国飲料事業の基盤を活かしながら、安定した収益基盤をもつグループ体制の構築に向け、海外飲料事業戦略の再構築を進めています。

事業特有のリスク

.トルコ国内のハイパーインフレに関連するリスク

海外飲料事業の中で大きなウエイトを占めるトルコ飲料事業は、2022年度以降の急激なインフレの進行を背景に、戦略的な価格改定と機動的な販売促進活動などを実施したことで、販売単価の改善を図りながら販売ボリュームを伸ばし、着実に業績を改善させており、中長期的にも成長が期待されています。一方、トルコにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループは、トルコリラを機能通貨とするトルコの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると判断しました。このため、当社グループは、トルコの子会社の財務諸表について、2022年度第2四半期連結会計期間よりIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件およびトルコ現地会計基準に従い、会計上の調整を加えています。今後、トルコにおけるインフレがさらに深刻化した場合、会計上の調整が多額にのぼり、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、商標権を含む固定資産の修正再表示額は、通常の固定資産と同様に減損の要否を検討し、その修正再表示額が回収可能価額を超過する場合は回収可能価額まで減損する必要がある等、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスクに対応するため、持株会社の財務部による、収益管理、キャッシュ・コンバージョンサイクルに関する管理体制を強化・拡充するとともに、トルコ現地子会社においては、継続的な価格改定の実施による適正な限界利益率の確保や、トルコからの輸出取引の拡大等によるリスクの低減に努めています。

.既存の自販機ビジネスへの集中・依存

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業の自販機チャネルは、従来、価格安定性・販売安定性が比較的高く、収益性の高い缶コーヒーを主力商材として、安定的なキャッシュ・フローを確保することが可能でした。しかしながら、昨今のコーヒー豆をはじめとした各種原材料価格の高騰や消費者の節約志向の高まりにより、自販機チャネルにおける収益性の改善が課題となっています。来期以降もこの厳しい環境の継続が見込まれることなどから、2025年度第4四半期において、自販機等の事業関連資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとなりました。

中長期的に持続可能な収益構造への転換が不可欠と考え、その実現に向けて収益体質への転換に向けたプロジェクトを遂行しています。具体的には、パーマシム（PM）向上や原価率の抑制に向けた商品ポートフォリオの最適化や不採算先自販機の政策的な引き上げなどを進めていき、利益を生み出す筋肉質な自販機網を再構築していきます。

また、当社グループは、今後の労働力不足の時代に対応すべく、最新のテクノロジーを活用したスマート・オペレーションのさらなる進化に取り組むとともに、カーボンニュートラルに対応した“お客様と共にサステナブルな未来を創る”自販機「LOVE the EARTHベンダー」の展開を進め、持続可能な自販機ビジネスモデルの確立をめざしていきます。

. 希少疾病用医薬品事業への参入

当社グループは、成長性の高いライフサイエンス分野をはじめとするヘルスケア関連市場を次なる成長領域と定め、その中でも希少疾病と呼ばれる国内患者数が5万人未満の難病に着目し、2019年1月にダイドーファーマ株式会社を設立しました。2024年9月には、ダイドーファーマ株式会社の新薬第1号となるランバート・イートン筋無力症候群治療剤「ファダプス®錠10mg」の製造販売承認を取得し、2025年1月に販売を開始するなど着実に歩みを進めていますが、希少疾病用医薬品の開発には不確実性を伴うことから開発の延長や中止を行う可能性、想定通りの内容で薬事承認が下りない、または薬事承認に想定以上の時間を要する可能性、想定した薬価を下回る可能性等があります。また、事業基盤が安定するまでの先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上しキャッシュ・フローはマイナスが続くことから、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスクの低減を図るため医薬品業界における豊富な知識と経験を有する独立社外取締役を選任し、個々の開発プロジェクトに基づくダイドーファーマ株式会社の事業計画に対するモニタリングを強化し、また医薬品業界の経験を長く積んだ事業開発、新薬開発、薬事、メディカルアフェアーズ、そして承認取得後の体制を含めたエキスパート人材を整え、外部の有識者、機関、企業等の協力や支援を仰ぎながら事業運営を推進していきます。

上記以外にも事業活動を進めていく上において、大規模災害、法的規制、情報セキュリティの様々なリスクが当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、こうしたリスクを回避、またはその影響を最小限に抑えるため、リスクの影響度・発生可能性を分析した「リスクマップ」を作成し、環境の変化に応じた重要リスクを決定・対策を講じることによりリスクマネジメントを推進しています。

(3) 人口動態の変化による中長期的リスク

人口減少・少子高齢化が続く国内市場を中心に、人口動態の変化がビジネスに与える影響は、今後ますます高まっていくと当社グループでは考えています。2023年度よりシナリオ分析のフレームワークを応用し、サプライチェーン全体の中で注視すべき中長期的なリスクに対する評価並びに対応策の進捗確認を実施しました。

リスク項目		事業インパクト	: 非常に大きな影響 : やや大きな影響 : 軽微な影響		現時点で実施している対応策
分類	サプライチェーン	考察	中期 (2029年 度)	長期 (2030~ 2040年)	
生産年齢 人口の減少	営業・ 販売	国内飲料事業 オペレーション人財の不足により 自販機稼働台数が減少するリスク			・スマート・オペレーションの推進
	製造・ 調達	医薬品関連事業 適切なスキル・知識を持った専門 人財の確保ができないリスク			・キャリア採用の強化
		食品事業 製造部門における人財確保が進ま ないことによる需要に応じた製造 ができないリスク			・省人化に向けた設備の導入・更新 ・EDI活用による業務効率化の推進 ・多様な人財の確保
	物流	医薬品関連事業 スケジュール通りに商品を配送で きないリスク			・新たな輸送・保管方法の検討
	採用	食品事業 未来の事業を支える新卒採用者の 確保ができないリスク			・新卒採用者向けの新たな施策の実施 ・グループ連携での人財育成の計画

人口減少の影響は、一部の分野で売上・利益への影響を及ぼすものの、事業の縮小に繋がる可能性は限定的で事業戦略による対応が充分可能だと考えています。しかしながら人財の確保においては、中長期的に重要な影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

当社グループでは、これらのリスクに対応するために、人財育成や生産性の向上に向けた人財投資を強化しています。今後も継続的なリスクのモニタリングを実施するとともに、リスク低減に向けた対応策の検討を中長期的な視点で実施していきます。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況（以下、「経営成績等」という。）の概要は、以下の通りであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2025年1月21日～2026年1月20日）の我が国経済は、緩やかな景気回復が続く中で設備投資や賃上げが進むなど、明るい動きが各所に見られています。一方で、食料品など身近なものの価格の上昇が続き、個人消費の回復は、賃金・所得の伸びに比べて力強さを欠いた状況にあります。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることを期待されていますが、今後の物価動向や米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要な状況です。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しする可能性があります。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

国内飲料業界においては、消費者の節約志向が高まる中、2024年10月および2025年10月に飲料メーカー各社が実施した価格改定により、市場全体の販売数量は前連結会計年度を下回り、当社が主軸を置く自販機市場においても飲料市場全体と同様に販売数量が減少しました。当社グループの海外主要市場であるトルコでは、2023年6月の政策金融会合以降、高インフレ抑制に向けた政策金利の段階的な引き上げが実施され、高い金利水準が維持されていますが、高インフレ、リラ安は継続しています。

このような市場環境の中、当社グループは2030年のありたい姿「グループミッション2030」に掲げた「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイトするDyDoグループへ」の実現に向け、5カ年（2023年1月期～2027年1月期）の「中期経営計画2026」を遂行しています。本中期経営計画では、「国内飲料事業の再成長」「海外飲料事業戦略の再構築」「非飲料領域の強化・育成」を3つの基本方針のもと、取り組みを進めています。

当連結会計年度の連結売上高は、トルコ飲料事業を中心とした海外飲料事業が好調に推移し、2,412億36百万円（前連結会計年度比1.7%増）、連結営業利益は、国内飲料事業と食品事業における減収および原価高騰による売上総利益の減少が影響し、41億63百万円（前連結会計年度比13.1%減）となりました。連結経常利益は、正味貨幣持高に関する損失や為替差損などを営業外費用に計上したことなどから、14億67百万円（前連結会計年度比51.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は、国内飲料事業において自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことなどから、303億22百万円（前連結会計年度は38億4百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

連結経営成績

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度		
		実績	増減率（%）	増減額
売上高	237,189	241,236	1.7	4,046
営業利益	4,789	4,163	13.1	626
経常利益	3,023	1,467	51.5	1,556
親会社株主に帰属する 当期純損益	3,804	30,322	-	34,127

海外飲料事業の主要拠点であるトルコにおいて3年間の累積インフレ率が100%を超えたことを受け、トルコリラを機能通貨とするトルコの子会社について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下、超インフレ会計）に定められる要件に従い、会計上の調整をしています。

（ご参考）超インフレ会計に定められる要件による会計上の調整額

（単位：百万円）

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	IAS第29号 調整前	調整額	IAS第29号 調整前	調整額
売上高	233,124	4,065	238,360	2,876
営業利益	5,723	933	4,942	779
経常利益	4,972	1,948	4,238	2,771
親会社株主に帰属する 当期純損益	5,421	1,616	27,647	2,675

なお、連結損益計算書の主要項目ごとの前連結会計年度との主な増減要因等は、次の通りであります。

.売上高

当連結会計年度の売上高は、2,412億36百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。

国内飲料事業については、飲料の販売数量減少やサプリメント通販チャネルの定期顧客数減少などが影響し、減収となりました。海外飲料事業については、主力のトルコ飲料事業において高インフレが継続する中、販売価格や販売促進に関する機動的な施策の実行に加え、ブランドロイヤリティ向上のための広告投下などにより、販売ボリューム・金額ともに前連結会計年度を上回り、増収となりました。医薬品関連事業については、ドリンク剤の需要減退を好調なパウチ製品の受注が上回り、増収となりました。食品事業については、節約志向の高まりや記録的猛暑による外出控えなどを背景に販売数量が減少し、減収となりました。希少疾病用医薬品事業については、ダイドーフーマ株式会社の新薬第1号となる、ランパート・イトン筋無力症候群治療剤ファダプス®を2025年1月から販売し、増収となりました。

.営業利益

当連結会計年度の営業利益は41億63百万円（前連結会計年度比13.1%減）となりました。

国内飲料事業については、減収や原価高騰による影響を受けて売上総利益が減少したことなどから、前連結会計年度と比較して減少し、セグメント損失となりました。海外飲料事業については、主力のトルコ飲料事業において、リラ安や高インフレを背景とした各種コストの上昇による影響を受ける中でも、増収効果が上回り、増益となりました。医薬品関連事業は製品ミックスの改善や工場再編に伴って稼働停止中の製造設備にかかる減価償却費を営業外費用に計上したことなどから、増益となりました。食品事業については減収に加え、売上高に占める原材料価格や包材価格、労務費などが上昇し減益となりました。希少疾病用医薬品事業については、増収により販売費及び一般管理費を一部吸収したことで、赤字幅が縮小しました。

.経常利益

当連結会計年度の経常利益は、14億67百万円（前連結会計年度比51.5%減）となりました。

営業外収益は、前連結会計年度と比較して25百万円増加し、14億1百万円となりました。また、営業外費用は、超インフレ会計の適用による影響である正味貨幣持高に関する損失が前連結会計年度と比較して9億77百万円増加し、18億36百万円となったことなどから、前連結会計年度と比較して9億55百万円増加し、40億97百万円となりました。

.親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は、303億22百万円（前連結会計年度は38億4百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

特別利益は、前連結会計年度に投資有価証券売却益51億33百万円を計上していたことなどから、前連結会計年度と比較して49億74百万円減少し、5億56百万円となりました。また、特別損失は、国内飲料事業において自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことなどから、298億26百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の1株当たり当期純損失は、957.83円（前連結会計年度は120.66円の1株当たり当期純利益）となりました。

セグメント別経営成績

(単位：百万円)

	売上高			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率 (%)	増減額
国内飲料事業	147,519	142,651	3.3	4,867
海外飲料事業	56,263	65,341	16.1	9,077
医薬品関連事業	13,124	13,435	2.4	311
食品事業	20,651	19,570	5.2	1,081
希少疾病用医薬品事業	8	606	-	597
調整額	378	368	-	9
合計	237,189	241,236	1.7	4,046

(単位：百万円)

	セグメント利益又は損失()			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)	増減額
国内飲料事業	986	2,284	-	3,271
海外飲料事業	5,083	7,547	48.5	2,464
医薬品関連事業	277	829	198.8	551
食品事業	1,157	487	57.9	670
希少疾病用医薬品事業	621	321	-	300
調整額	2,093	2,095	-	1
合計	4,789	4,163	13.1	626

(注1) 報告セグメントごとの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでいます。

(注2) 報告セグメントごとの営業利益又は営業損失は、ロイヤリティ控除前の数値です。

(注3) 海外飲料事業について、超インフレ会計に定められる要件に従い、会計上の調整をしております。この調整により、前連結会計年度において、売上高は40億65百万円増加、セグメント利益は9億33百万円減少、当連結会計年度において、売上高は28億76百万円増加、セグメント利益は7億79百万円減少しています。

・国内飲料事業

国内飲料事業は、ガイドドリンク株式会社とその傘下のグループ会社が担っています。自販機を主力販路とし、商品の製造や物流は外部に委託、自社の経営資源は商品の開発と自販機オペレーションに集中しています。自販機チャネルにおける2030年のありたい姿を「自販機市場において、絶え間ない挑戦と共創で新しい価値を提供し、トップランナーとして業界をリードし続けます」と定め、自販機市場における確固たる優位性の確立に取り組んでいます。

当連結会計年度の国内飲料市場は、消費者の節約志向が高まる中、2024年10月および2025年10月に飲料メーカー各社が実施した価格改定により、市場全体の販売数量は前年を下回り、当社が主軸を置く自販機市場においても飲料市場全体と同様に販売数量が減少しました。

このような環境下において、当社グループの国内飲料事業の飲料部門では、収益重視の方針のもと、自販機の不採算先の政策的引き上げと優良ロケーションへの新規設置などを通じて筋肉質な自販機網の構築、スマート・オペレーションの導入と継続的な改善による自販機オペレーションの生産性向上に取り組まれました。さらに、自販機を通じた新たな価値創造をめざし、トヨタ自動車株式会社およびウーブン・バイ・トヨタ株式会社が開発を進める実証実験の街「Toyota Woven City (トヨタ・ウーブン・シティ)」において、空間に調和する新しい自販機「HAKU (ハク)」の1号機を設置し、実証実験を開始しました。

また、商品戦略としては、「どんな時代でも、水やお茶などのくらしに近いエッセンシャルドリンクは、おいしさはそのままに、生活に寄り添った価格でお届けしたい」という思いのもと、価格優位性のある「ハートプライス」商品ラインアップを自販機チャネルにおいて展開しました。また、「振って飲める缶入りチーズケーキ」という新しいスタイルを楽しめる「パスクチーズケーキ」や、お米入り缶スープ飲料「旨辛ユッケジャンクッパ風スープ」など当社ならではのユニークな商品を発売し、新たな顧客層の獲得を図ったほか、ロングセラーシリーズ「デミタス」から「デミタスティエスプレッソ紅茶仕立て」を発売するなど、既存ブランドによる価値提供も実施しました。しかしながら、消費者の節約志向の高まりなどを背景に販売数量が減少し、減収となりました。利益面においては、減収や原価高騰による売上総利益の減少などから、減益となりました。なお、当社グループでは、アサヒ飲料株式会社（以下「アサヒ飲料」）と自動販売機事業に関する包括的業務提携契約を締結しており、当社が設置する自販機においてアサヒ飲料の商品を販売するほか、アサヒ飲料が保有する一部自販機のオペレーションも担っております。2025年9月に発生したアサヒグループホールディングス株式会社へのサイバー攻撃によるシステム障害が当社グループの業績に与える影響は一定程度あったものの、期末時点では概ね解消しております。

サプリメント通販チャネルは前連結会計年度の下期以降に広告投資を抑制したことから、売上基盤となる定期顧客が減少し、減収となりました。現在は新規顧客の効率的な獲得を推進しつつ、定期継続促進策を展開することで、顧客基盤の再構築を進めています。利益面については、減収による売上総利益の減少が影響し、減益となりました。

なお、海外輸出チャネルについては組織改編に伴い、2024年9月24日以降の業績は海外飲料事業に計上していることから、前連結会計年度比では売上高の下押し要因となっています。

以上の結果、国内飲料事業の売上高は、1,426億51百万円（前連結会計年度比3.3%減）、セグメント損失は、22億84百万円（前連結会計年度は9億86百万円のセグメント利益）となりました。

日常生活で欠かせない、基本的な飲料のこと

・海外飲料事業

当社グループの海外飲料事業は、2030年のありたい姿を「世界中の人々の健康を支えるグローバルブランドを生み出します」と定めています。中核となるトルコ飲料事業は、炭酸飲料やミネラルウォーターを中心とした自社ブランドの清涼飲料の製造・販売を行っています。2024年2月に子会社化したポーランドのヴォサナ社では、果汁飲料やミネラルウォーターを中心とした自社ブランドの清涼飲料の製造・販売に加え、大手小売企業のプライベート・ブランドや他社飲料ブランドの受託製造を担っています。その他、中国飲料事業、グループ会社商品の輸出入事業を展開しています。

当連結会計年度におけるトルコ市場は、高インフレ抑制に向けた高金利政策が打ち出されているものの、高インフレ・リラ安が続いています。このような状況の中、当社グループのトルコ飲料事業においては、戦略的な価格改定と機動的な販売促進活動を継続して実施したほか、ブランドロイヤリティ向上に向けた広告投資などにより、販売ボリュームと販売単価をともに伸ばし、大幅増収となりました。利益面においては、インフレやリラ安を背景とした原材料価格の高騰、人件費の上昇などの影響があったものの、増収効果が上回り、増益となりました。

当連結会計年度におけるポーランド市場は、物価上昇の長期化や2024年4月の食品に対する付加価値税の復活などによる影響で、消費者の節約志向が高まっています。また、2025年5月と8月には天候不順に見舞われ、飲料市場は一時的に停滞しました。このような状況の中、当社グループのポーランド飲料事業においては、2025年4月に新たな製造ラインを稼働し、受託製造品の受注を拡大したほか、インフレに伴う価格改定の実施により増収となりました。利益面については、原価上昇影響を増収により吸収したことに加え、前連結会計年度に買収に伴う一過性費用を計上していたことやポーランドズロチに対する円安も影響し、増益となりました。

中国飲料事業では、景気後退を背景とした消費者の節約志向の高まりや、一部小売店における販促要請の高まりなど事業環境が厳しくなる中で、利益重視の方針のもと、販促費の最適化を図りながら、現地生産品の無糖茶の拡販に注力しました。

以上の結果、海外飲料事業の売上高は、653億41百万円（前連結会計年度比16.1%増）、セグメント利益は、75億47百万円（前連結会計年度比48.5%増）となりました。

・医薬品関連事業

医薬品関連事業を担う大同薬品工業株式会社では、医薬品・指定医薬部外品をはじめとする数多くの健康・美容等のドリンク剤・パウチ製品等の受託製造に特化したビジネスを展開し、2030年のありたい姿を「健康・美容分野での製造受託企業No.1になります」と定めています。お客様ニーズにあった製品の開発と、奈良工場・関東工場の2拠点4工場を展開する充実した生産体制と高い品質管理体制を強みとして、医薬品メーカーから化粧品メーカーまでの幅広い顧客基盤を有しています。

当連結会計年度におけるドリンク剤市場は縮小した一方、パウチ容器入りの指定医薬部外品の市場は引き続き堅調な需要が続いています。

このような状況の中、当社グループの医薬品関連事業においては、市場縮小の流れを受けてドリンク剤の受注が減少しましたが、パウチ製品の受注が引き続き増加し、工場稼働日を増やすなど生産体制を強化しながら増産に対応したことから、増収となりました。セグメント利益は、製品ミックスの改善や工場再編に向けて稼働を停止している一部製造設備の減価償却費を営業外費用に計上したことなども影響し、増益となりました。

以上の結果、医薬品関連事業の売上高は、134億35百万円（前連結会計年度比2.4%増）、セグメント利益は、8億29百万円（前連結会計年度比198.8%増）となりました。

・食品事業

食品事業を担う株式会社たらみは、様々な食感を自在に実現する「おいしいゼリー」を作る技術力とブランド力を大きな強みとして、ドライゼリー市場においてトップシェアを誇るほか、蒟蒻パウチゼリー市場においても一定のシェアを獲得しています。2030年のありたい姿を「フルーツとゼリーを通して、『おいしさ』と『健康』を追求し、すべての人を幸せにします」と定め、「たらみらしい、おいしい、楽しい」商品をあらゆる販売チャネルで購入できる機会の創造に取り組んでいます。

当連結会計年度のドライゼリー市場は、消費者の節約志向が高まる中での各社の値上げに加えて、記録的猛暑による外出控えも販売面に影響し、前連結会計年度を下回りました。このような状況の中、当社グループの食品事業は、効果的な提案営業活動により自社ブランドの市場シェアは拡大したものの、厳しい市況の影響を受けて販売数量が減少し、減収となりました。セグメント利益は、減収に加え、売上高に占める原材料価格や包材価格、労務費が上昇したことにより、減益となりました。

以上の結果、食品事業の売上高は、195億70百万円（前連結会計年度比5.2%減）、セグメント利益は、4億87百万円（前連結会計年度比57.9%減）となりました。

・希少疾病用医薬品事業

希少疾病用医薬品事業を担うガイドファーマ株式会社（以下、ガイドファーマ）は、当社グループの新規事業領域拡大への取り組みとして、2019年に設立されました。2030年のありたい姿を「治療選択肢のない希少疾病に苦しむ患者様へ治療薬を提供します」と定め、希少疾病を対象とした新たな治療薬の日本国内での製造販売承認を取得して患者様への提供をめざしています。

ガイドファーマの新薬第1号となる、ランパート・イートン筋無力症候群治療剤ファダプス®が、2024年9月に製造販売承認を取得、2025年1月より販売しており、売上高が伸長しています。また、現在開発中のDYD-701の開発推進、および新たな治療薬候補となる優良なパイプラインの獲得に向けて活動を続けています。

以上の結果、希少疾病用医薬品事業の売上高は、6億6百万円（前連結会計年度は8百万円の売上高）、セグメント損失は、3億21百万円（前連結会計年度は6億21百万円のセグメント損失）となりました。

なお、当社グループは、飲料・食品の製造販売を主たる業務としており、四半期単位での経営成績には、季節的変動があります。

(単位：百万円)

連結売上高	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
2025年1月期	53,164	64,413	62,594	57,017	237,189
通期に占める割合(%)	22.4	27.2	26.4	24.0	100.0
2026年1月期	52,963	64,737	67,249	56,286	241,236
通期に占める割合(%)	22.0	26.8	27.9	23.3	100.0

連結営業損益	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
2025年1月期	628	2,911	4,102	1,595	4,789
通期に占める割合(%)	-	60.8	85.6	-	100.0
2026年1月期	1,445	2,827	3,836	1,055	4,163
通期に占める割合(%)	-	67.9	92.2	-	100.0

ROIC実績 1

	国内飲料事業 2	海外飲料事業	非飲料事業 3	連結
2025年1月期(実績)	0.4%	13.7%	4.1%	3.5%
2026年1月期(実績)	10.4%	13.7%	4.7%	3.1%

(ご参考) グループミッション2030で掲げるROIC目標値 1

	国内飲料事業 2	海外飲料事業	非飲料事業 3	連結
成長ステージ (2023年1月期～2027年1月期)	4%	13%	0%	4%
飛躍ステージ (2028年1月期～2030年1月期)	17%	5%	17%	8%以上

1 超インフレ会計適用前、投下資本はセグメントへの投下分

2 サプリメント通販事業を除く

3 国内飲料事業のうちサプリメント通販事業、医薬品関連事業、食品事業、希少疾病用医薬品事業

「グループミッション2030」のKPIの一つとしてROICを設定し、現在遂行中の「中期経営計画2026」に該当する「成長ステージ」と最終ステージである「飛躍ステージ」の最終年度の目標値について、グループ連結目標とともに、「国内飲料事業」「海外飲料事業」「非飲料事業」でそれぞれ目標を設定しています。各セグメントにおいて、それぞれの事業特性に合わせた、利益率改善、資産回転率向上に向けたKPIを設定し、従業員それぞれが資本効率を意識した取り組みを進めることで、当社グループ全体の「稼ぐ力」を高めていきます。

財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減額
流動資産	92,044	94,152	2,108
固定資産	93,202	68,659	24,543
資産合計	185,247	162,812	22,434
流動負債	63,547	55,992	7,554
固定負債	28,192	41,924	13,732
負債合計	91,739	97,916	6,177
純資産合計	93,507	64,895	28,611

当連結会計年度末の総資産は、主力の国内飲料事業において自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことにより、前連結会計年度末と比較して224億34百万円減少し、1,628億12百万円となりました。

当社グループの連結財政状態の前連結会計年度末と比較した主な増減要因等は、次の通りです。

. ネット・キャッシュ

当連結会計年度末の金融資産（現金及び預金、有価証券、投資有価証券（関係会社株式を除く）、長期性預金）は、前連結会計年度末と比較して7億45百万円減少し、511億60百万円となりました。また、当連結会計年度末の有利子負債（短期/長期借入金、短期/長期リース負債・債務、社債、長期預り保証金）は、前連結会計年度末と比較して、30億49百万円増加し、397億66百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末のネット・キャッシュ（金融資産 - 有利子負債）は、前連結会計年度末と比較して37億94百万円減少し、113億94百万円となりました。

. 運転資本

当連結会計年度末の売上債権は、前連結会計年度末と比較して32億67百万円増加し、296億54百万円となりました。また、当連結会計年度末の棚卸資産は、前連結会計年度末と比較して9億70百万円増加し、168億38百万円となりました。一方、当連結会計年度末の仕入債務は、前連結会計年度末と比較して42億76百万円増加し、294億47百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の運転資本（売上債権 + 棚卸資産 - 仕入債務）は、前連結会計年度末と比較して38百万円減少し、170億45百万円となりました。

. 固定資産

当連結会計年度末の有形固定資産は、前連結会計年度末と比較して250億77百万円減少し、348億72百万円となりました。無形固定資産は、前連結会計年度末と比較して4億59百万円減少し、114億6百万円となりました。これらの主な要因は、当連結会計年度に自販機等の事業関連資産の減損損失298億26百万円を計上したことが影響しています。また、投資その他の資産は、投資有価証券の時価変動などにより、前連結会計年度末と比較して9億93百万円増加し、223億79百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末と比較して245億43百万円減少し、686億59百万円となりました。

. 流動負債・固定負債

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末と比較して75億54百万円減少し、559億92百万円となりました。また、当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末と比較して137億32百万円増加し、419億24百万円となりました。これらの主な増減要因は、前連結会計年度末に計上されていた1年内償還予定の社債100億円を当連結会計年度に償還した一方で、新たに無担保社債50億円を発行したことや、長期借入金を前連結会計年度末と比較して78億56百万円増加させたことなどが影響しています。

純資産

当連結会計年度末の株主資本は、自販機等の事業関連資産の減損損失計上などにより、前連結会計年度末と比較して313億53百万円減少し、619億55百万円となりました。

また、その他有価証券評価差額金は、時価変動により、前連結会計年度末と比較して12億58百万円増加し、28億23百万円となりました。当連結会計年度末の為替換算調整勘定は、主にトルコリラの為替変動により、前連結会計年度末と比較して23億14百万円増加し、16億98百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較して286億11百万円減少し、648億95百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,824	11,409	584
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,595	12,110	515
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,708	300	2,008
現金及び現金同等物に係る換算差額	899	361	538
超インフレの調整額	693	1,003	309
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	4,071	1,765	2,305
現金及び現金同等物の期首残高	33,713	29,642	4,071
現金及び現金同等物の期末残高	29,642	27,877	1,765

生産、受注及び販売の実績

・生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)	前年同期比(%)
海外飲料事業(百万円)	44,343	108.6
医薬品関連事業(百万円)	13,286	102.4
食品事業(百万円)	19,441	94.8
合計(百万円)	77,071	103.7

(注)金額は販売価格によっております。

・商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)	前年同期比(%)
国内飲料事業(百万円)	66,858	103.5
海外飲料事業(百万円)	4,623	124.8
合計(百万円)	71,481	104.6

・受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)			
	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
海外飲料事業	19,002	108.4	121	143.4
医薬品関連事業	13,215	110.7	2,918	106.9
合計	32,218	109.4	3,039	108.0

・販売実績

当連結会計年度の販売実績については、「 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、重要となる会計方針については、「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等](1)[連結財務諸表][注記事項](連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

また、当社グループは、連結財務諸表の作成上、固定資産の減損会計、各種引当金の見積り計算、繰延税金資産の回収可能性の判断等に対し、現在入手可能な前提に基づく合理的な見積りを反映させておりますが、将来、これらの見積りと大きな差が生じる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等](1)[連結財務諸表][注記事項](重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5[経理の状況] 2[財務諸表等](1)[財務諸表][注記事項](重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は以下のとおりであり、当連結会計年度における研究開発費の総額は、1,248百万円となっております。

国内飲料事業では、それぞれの分野において商品開発、マーケティングから販売管理までを一貫してマネジメントし、自販機という販売網を自社で有する強みを生かしたロングセラー商品の開発と育成に努めております。また、自販機を通じた新たな価値創造に向けて、「Toyota Woven City(トヨタ・ウーブン・シティ)」に、空間に調和する新しい自販機「HAKU(ハク)」を設置し、実証実験を行っております。

国内飲料事業に係る研究開発費は、446百万円であります。

海外飲料事業では、トルコ飲料事業において新商品開発及び既存商品の改良を行っております。また、国内飲料事業とのシナジーの発揮による飛躍的成長の実現にチャレンジしております。

海外飲料事業に係る研究開発費は、55百万円であります。

医薬品関連事業では、医薬品を中心とする数多くの健康・美容飲料等のドリンク剤やパウチ製品等の研究開発を重ね、お客様のニーズにあった製品の創造と厳格な品質管理や充実した生産体制により、安全で信頼される製品を製造しております。

医薬品関連事業に係る研究開発費は、139百万円であります。

食品事業では、生産から販売に至るまでの構造改革並びに意識改革を加速させ、お客様の多面的なニーズに対応した、驚きや感動を生む商品開発に努めております

食品事業に係る研究開発費は、210百万円であります。

希少疾病用医薬品事業では、製造販売承認を取得した新製品「ファダプス®錠10mg」の適正使用に係る情報提供と品質保証・安定供給で市場浸透を図るとともに、DYD-701の開発推進及び新たな治療薬候補となる優良なパイプラインの獲得に向けて取り組みを継続しております。

希少疾病用医薬品事業に係る研究開発費は、341百万円であります。

調整セグメントでは、グループミッション2030で設定したマテリアリティの一つである「ここからだにおいしい商品の提供」に向けて、飲料・食品を通じた健康価値創出力を高めるための基盤として、2025年3月21日付で「ダイドーグループ未来共創研究所」を設置いたしました。本研究所は、グループの研究開発の知見を有した研究員と、外部の力を活用したオープンイノベーション型の研究開発活動を推進し、飲料・食品に適用可能な新規機能性素材、並びに、それを活かす製造技術及び既存機能性素材の新規活用法などの創出をめざし、複数のテーマに関する共同研究の準備を進めております。

調整セグメントに係る研究開発費は、56百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において総額16,414百万円の設備投資(ソフトウェアの取得を含む)を実施いたしました。

設備投資の主な目的は自販機の新台投入、営業拠点の整備、効率的な事業展開のための情報化投資及び海外飲料事業、医薬品関連事業、食品事業における工場設備の更新等であります。

セグメント別の内訳は国内飲料事業6,844百万円、海外飲料事業5,687百万円、医薬品関連事業1,513百万円、食品事業1,344百万円、希少疾病用医薬品事業20百万円、全社(共通)1,002百万円となっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2026年1月20日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			工具、器具及び 備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (大阪市北区)	全社(共通)	本社業務施設	8	2,625	2,634	52

(2) 国内子会社

(2026年1月20日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員 数(人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万 円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万 円)	
ダイドードリンコ (株)	本社 (大阪市 北区)	国内飲料 事業	自動販売 機及び本 社業務施 設	-	-	- (-)	-	-	-	-	268
大同薬品 工業(株)	本社・本社 工場 (奈良県 葛城市)	医薬品 関連事業	ドリンク 剤及びパ ウチ製品 製造設備	1,892	1,352	1,383 (49,060.28)	-	243	92	4,964	256
	関東工場 (群馬県 館林市)	医薬品 関連事業	ドリンク 剤製造設 備	3,423	1,879	- (-)	-	63	2	5,368	23
(株)たらみ	小長井工場 (長崎県 諫早市)	食品事業	ゼリー 製造設備	1,102	880	131 (42,777.13)	2,028	260	26	4,429	140

(注) ダイドードリンコ(株)の自販機関連設備は当連結会計年度において全額減損損失を計上しているため、期末帳簿価額ははありません。

上記に記載の設備のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

(2026年1月20日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
ダイドードリンコ(株)	東北第一支店 (仙台市宮城野区) ほか8支店	国内飲料事業	営業業務施設	104
	東京オフィス (東京都港区)	国内飲料事業	営業業務施設	69
	本社 (大阪市北区)	国内飲料事業	本社業務施設	101
ダイドーアサヒベン ディング(株)	仙台営業所 (仙台市宮城野区) ほか93営業所	国内飲料事業	営業業務施設	1,327
ダイナミックベン ディングネットワー ク(株)	本社 (大阪市北区) ほか9支社	国内飲料事業	営業業務施設	408

(3) 海外子会社

(2026年1月20日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具、器具 及び備品 (百万円)	建設 仮勘定 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)		合計 (百万 円)
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .	Akyazı 工場 (Sakarya, Akyazı, Turkey)	海外飲料 事業	炭酸清涼 飲料等の 製造設備	945	695	1,048 (91,043.60)	245	212	74	3,221	298
	Hendek 工場 (Sakarya, Hendek, Turkey)	海外飲料 事業	ミネラル・ ウォー ターの製 造設備	1,006	502	208 (69,572.55)	595	48	0	2,362	200
	Adana 工場 (Adana, Sarıçam, Turkey)	海外飲料 事業	炭酸清涼 飲料等の 製造設備	1,609	849	169 (58,856.26)	84	0	0	2,713	155
	Eskipazar 工場 (Karabük, Eskipazar, Turkey)	海外飲料 事業	スパーク リング・ ミネラル ・ウォー ターの製 造設備	276	52	12 (23,945.56)	9	0	0	352	47
	Köyce iz 工場 (Mu la, Turkey)	海外飲料 事業	ミネラル ・ウォー ターの製 造設備	250	100	45 (15,804.00)	136	44	0	578	103
Wosana S.A.	Andrychów 工場 (Andrychów , Poland)	海外飲料 事業	飲料等の 製造設備	936	3,206	- (36,487.00)	285	-	2	4,431	188
Wosana S.A.	Damnica工 場 (Damnica, P oland)	海外飲料 事業	飲料等の 製造設備	364	28	- (16,391.00)	25	128	-	546	65
	Turów工場 (Turów, Pol and)	海外飲料 事業	飲料等の 製造設備	184	102	44 (26,523.00)	13	834	-	1,180	52

(注) IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従い、会計上の調整を実施した上でトルコの子会社の財務諸表を連結しており、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .の設備の状況については、この影響を反映した後の数値となっております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
ガイドーグループ ホールディングス 株本社	大阪市 北区	全社 (共通)	ソフトウェア	816	-	自己資金	2026年 2月	2027年 1月	-
ガイドードリンク 株全社	-	国内飲料 事業	自販機関連 資産	2,216	-	自己資金 及び借入金	2026年 2月	2027年 1月	-
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. Akyazı工場	Sakarya, Akyazı, Turkey	海外飲料 事業	機械装置等	2,000 ~ 2,500	292	自己資金	2025年 8月	2027年 2月	既存設備 + 80%
Wosana S.A. Turów工場	Turów, Poland	海外飲料 事業	機械装置等	1,500	768	自己資金 及び借入金	2025年 4月	2026年 4月	既存設備 +100%
Wosana S.A. Damnica工場	Damnica, Poland	海外飲料 事業	建物附属設 備等	700	-	自己資金 及び借入金	2025年 11月	2027年 3月	-

(2) 重要な改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株たらみ 小長井工場	長崎県 諫早市	食品事業	ゼリー 製造設備	1,136	3	自己資金	2026年 1月	2026年 12月	-

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年1月20日)	提出日現在発行数(株) (2026年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,137,000	33,137,000	株式会社東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	33,137,000	33,137,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年1月21日(注)	16,568,500	33,137,000	-	1,924	-	1,464

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年1月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	19	172	121	94	44,459	44,878	-
所有株式数(単元)	-	25,954	2,301	126,133	10,074	200	166,042	330,704	66,600
所有株式数の割合(%)	-	7.84	0.69	38.14	3.04	0.06	50.20	100.00	-

(注)1. 自己株式1,279,503株は、「個人その他」に12,795単元及び「単元未満株式の状況」に3株を含めて記載しております。

2. 「金融機関」には、役員向け株式給付信託が保有する株式1,572単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年1月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ハイウッド株式会社	奈良県御所市1363	4,941	15.51
有限会社サントミ	奈良県御所市1363	4,023	12.62
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	1,813	5.69
タイタコーポレーション株式会社	静岡市葵区紺屋町12-8	1,243	3.90
高松富也	大阪市西区	994	3.12
高松富博	奈良県御所市	990	3.10
高松章	東京都世田谷区	988	3.10
ガイドグループホールディングス社員持株会	大阪市北区中之島2丁目2番7号	448	1.40
株式会社レモンガスクマモト	熊本県菊池市野間口字前田1005-1	446	1.40
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	396	1.24
計	-	16,285	51.12

(注)上記日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,813千株であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年1月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,279,500	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 4,000	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,786,900	317,869	-
単元未満株式	普通株式 66,600	-	-
発行済株式総数	33,137,000	-	-
総株主の議決権	-	317,869	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には役員向け株式給付信託が保有する当社株式157,200株(議決権の数1,572個)が含まれております。

【自己株式等】

2026年1月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイドーグループ ホールディングス 株式会社	大阪市北区中之島 二丁目2番7号	1,279,500	-	1,279,500	3.86
(相互保有株式) 株式会社秋田ダイ ドー	秋田県秋田市御野場 二丁目1番7号	4,000	-	4,000	0.01
計	-	1,283,500	-	1,283,500	3.87

(注)役員向け株式給付信託が保有する当社株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 役員株式所有制度

当社グループは、2022年度を初年度とする5力年の「中期経営計画2026」のスタートにあたり「コーポレートガバナンスの強化」を、2030年のありたい姿を示す「グループミッション2030」の実現に向けたマテリアリティのひとつとして特定し、社会価値・環境価値・経済価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしております。

当社の役員報酬体系は、持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを基本方針としていることから、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役と併せて「当社の取締役等」といいます。）並びに当社の100%子会社（以下、「対象子会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）及び執行役員（以下、併せて「対象子会社の取締役等」といい、当社及び対象子会社を併せて「対象会社」、当社の取締役等と対象子会社の取締役等を併せて「対象取締役等」といいます。）に対して、2016年4月15日開催の第41回定時株主総会において承認可決され導入したダイドーグループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い信託を利用した業績連動型のインセンティブ制度（以下、「信託型業績連動株式報酬制度」といいます。）の内容を一部改定の上で継続するとともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入することを、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会による審議を経て決定し、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会において承認可決されました。

(対象取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

(1) 信託型業績連動株式報酬制度の概要

信託型業績連動株式報酬制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の対象取締役等に対して、当社及び対象子会社がそれぞれ定める取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型のインセンティブ制度です。なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

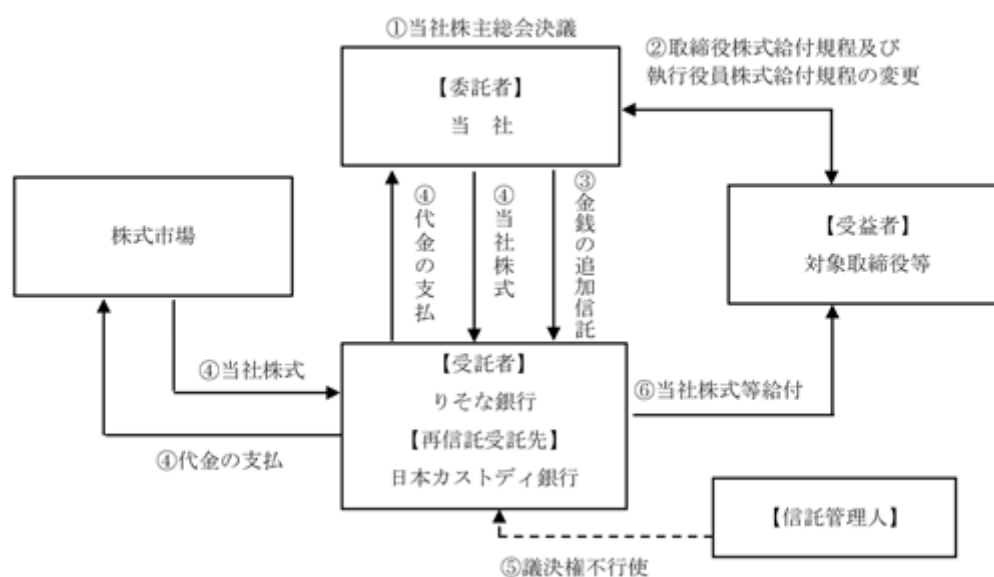
対象取締役等とします。

(3) 対象期間

2022年1月21日より開始する事業年度から2027年1月20日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間（以下、本対象期間とあわせて、それぞれの5事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託型業績連動株式報酬制度の運営に伴う信託の設定

当社は、信託型業績連動株式報酬制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



当社及び対象子会社は信託型業績連動株式報酬制度の継続に伴う一部改定に関して当社株主総会及び対象子会社の株主総会においてそれぞれ役員報酬の承認決議を得ます。

当社及び対象子会社は取締役会において、信託型業績連動株式報酬制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程をそれぞれ変更します。

当社は上記の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。

本信託は、上記で信託された金銭を原資として、当社株式を当社又は株式市場から取得します。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

信託期間中、上記の取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の定めにより、対象取締役等の役員及び業績達成度に応じて、対象取締役等にポイントが付与されます。退任等、取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象取締役等に対して、対象取締役等に付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(5) 信託期間

2017年6月1日から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、信託型業績連動株式報酬制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。)。なお、信託型業績連動株式報酬制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の廃止等により終了するものとしたします。

(6) 当社が拠出する金員の上限

当社は、本対象期間において信託型業績連動株式報酬制度に基づく対象取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、合計5億5,000万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。なお、当社は、当初の対象期間中、上述の上限額の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、信託型業績連動株式報酬制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、合計5億5,000万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(以下、「残存株式」といいます。ただし、対象取締役等に付与されたポイント数(ポイントについては、下記(8)参照)に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。))及び金銭(以下、残存株式とあわせて「残存株式等」といいます。))があるときは、残存株式等は以後の対象期間における信託型業績連動株式報酬制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、合計5億5,000万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。)を控除した金額とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

なお、本対象期間につきましては、110,000株(当社は、2024年1月21日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割前の数値を記載しております。)を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間についても上述の株数を上限として取得するものとします。

(8) 対象取締役等へ給付される当社株式数の算出方法

対象取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社の普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)。

対象取締役等には、対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年4月末日に、同年1月20日で終了する事業年度に係る役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。なお、かかる業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益額及び予想売上高(2026年度は、中期経営計画の達成度も加味するものとします。)の達成率を基に算定されます。各業績目標が未達の場合には、当該業績連動係数は0.0となります。

本対象期間中の5事業年度に付与するポイント数の合計は、110,000ポイントを上限とします。また、本対象期間経過後の対象期間については上述の各ポイントを上限とします。

(9) 対象取締役等への当社株式等給付

原則として、対象取締役等が退任し、各株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は対象取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却すること又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

< 本信託の概要 >

名称	: 役員向け株式給付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
受益者	: 対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	: 2017年6月1日
変更契約日	: 2022年4月15日
信託の期間	: 2017年6月1日から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、信託型業績連動株式報酬制度が継続する限り本信託は継続)

(譲渡制限付株式報酬制度)

<譲渡制限付株式報酬制度の概要>

譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。))又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内となります。

対象取締役等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、業界水準及び当社の事業規模、経営環境、経営戦略を考慮し独立社外取締役の出席する取締役会において決定いたします。

また、譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

<本割当契約の内容の概要>

(1) 譲渡制限期間

本割当契約により割当を受けた日から当社、ガイドドリンコ株式会社、大同薬品工業株式会社又は株式会社たらみ(以下「対象子会社」という。)の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じとする。)又は取締役を兼務しない執行役員いずれかの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時(ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、定時株主総会の日の属する事業年度の開始日から当事業年度の末日までの期間と読み替える。以下同じとする。)までの期間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社又は対象子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は対象子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれかの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日(ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、処分期日の日の属する事業年度の開始日と読み替える。)を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日（ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、処分期日の日の属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

2. 従業員株式所有制度

(社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度)

当社は、2023年8月28日開催の取締役会決議により、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社子会社、当社孫会社及び当社ひ孫会社の正社員及び特別社員（以下「対象社員」といいます。）に対し、対象社員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象社員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象社員に与えるとともに、対象社員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(1) 本制度の概要

本制度においては、当社子会社、当社孫会社及び当社ひ孫会社から対象社員に対し、本持株会を通じて1名につき10株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象社員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象社員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容を含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象社員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において本割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象社員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日後、本持株会規約等に基づく本持株会会員への通知発信から2週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会会員数の3分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

(2) 本持株会に取得させる予定の株式の総数

13,910株（当社は、2024年1月21日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割前の数値を記載しております。）

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本持株会会員のうち、本制度に同意する当社子会社、当社孫会社及び当社ひ孫会社の正社員及び特別社員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,302	5,168
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当事業年度における取得自己株式1,302株は、譲渡制限付株式の無償取得1,300株、単元未満株式の買取り2株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年3月21日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取りにより取得した株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	7,600	16,811,200	-	-
保有自己株式数	1,279,503	-	1,279,503	-

(注)1. 当事業年度における「その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)」は、2025年5月14日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

2. 当期間における処理自己株式には、2026年3月21日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、2026年3月21日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

4. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しております。利益配分につきましては、持続的成長に必要な内部留保と株主還元のバランスを考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、持続的な利益成長・資本効率向上につながる戦略的事業投資に優先的に充当していくことが株主共同の利益に資すると考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年7月20日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、2026年4月15日開催予定の定時株主総会で1株につき15円の期末配当を付議し、中間配当金（1株につき15円）と合わせて年間配当金は、1株につき30円となる見込みであります。当事業年度の連結での配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載を省略いたします。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月27日 取締役会決議	477	15
2026年4月15日 定時株主総会決議予定	477	15

- (注) 1. 2025年8月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。
2. 2026年4月15日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しております。

当社の各機関及びその目的・役割は以下のとおりであります。

<取締役会>

取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督することを目的として、定時取締役会を毎月1回開催し、臨時取締役会は必要あるときに随時開催しております。取締役7名中4名が社外取締役（2026年4月14日現在）であり、独立的立場から経営への助言、監督の機能を担うことで、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性向上を図っております。

なお、当社は、2026年4月15日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役7名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されれば、取締役会は引き続き7名の取締役（うち4名は社外取締役）で構成されることとなります。

当事業年度における議長、構成員及び出席状況は以下のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数（出席率）
議長・代表取締役社長	高松 富也	17回	17回（100％）
取締役執行役員	殿勝 直樹	17回	17回（100％）
取締役	西山 直行	17回	17回（100％）
社外取締役	井上 正隆	17回	17回（100％）
社外取締役	栗原 道明	17回	17回（100％）
社外取締役	河野 純子	17回	17回（100％）
社外取締役	伊藤 三奈	17回	17回（100％）

当事業年度の取締役会における具体的な審議内容は以下のとおりであります。

- ・次年度事業計画、予算策定
- ・月次・四半期業績報告及び見通し
- ・重要投資案件
- ・組織・規程改定
- ・自己株式処分、配当
- ・役員報酬、譲渡制限付株式報酬
- ・委員会活動状況報告
- ・取締役会実効性評価
- ・政策保有株式縮減
- ・監査役監査、内部監査、内部統制活動状況報告

< 監査役会 >

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をすることを目的として、原則として月1回開催しております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。そのために、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の立場から取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じます。

議長及び構成員は、以下のとおりであります。

長谷川直和（議長：常勤監査役）

森内茂之（社外監査役）、渡辺喜代司（社外監査役）、石原真弓（社外監査役）

< 指名報酬委員会 >

指名報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、指名や報酬などの特に重要な事項の検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的として、年1回以上開催することとしております。

当事業年度における委員長、委員及び出席状況は以下のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数（出席率）
委員長・独立社外取締役	河野 純子	6回	6回（100％）
委員・独立社外取締役	井上 正隆	6回	6回（100％）
委員・独立社外取締役	栗原 道明	6回	6回（100％）
委員・独立社外取締役	伊藤 三奈	6回	6回（100％）
委員・代表取締役社長	高松 富也	6回	6回（100％）

当事業年度の指名報酬委員会における具体的な審議内容は以下のとおりであります。

- ・次期役員候補について
- ・役員の必要なスキルについて
- ・次世代幹部候補者について（サクセッションプラン）
- ・役員報酬について

< 経営会議 >

経営会議は、経営の全般的執行についての方針並びに計画の立案、その他調査、研究、企画、管理、連絡、調整を行う社長の諮問機関として、社長決裁事項及び経営の基本的な重要事項等の協議、決定を行い、経営に関する重要事項の報告を受けることを目的として、定期的に開催しております。

議長及び構成員は、以下のとおりであります。

高松富也（議長：代表取締役社長）

殿勝直樹（取締役執行役員）、西山直行（取締役）

濱中昭一（執行役員）、三田村守（執行役員）、中島孝徳（執行役員）

宮地 誠（執行役員）、小林芳博（執行役員）、河村陽太（経営戦略部長）

澤井正之（監査部長）、鎌野公洋（コーポレートコミュニケーション部長）

< グループリスク管理委員会 >

グループリスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とした委員会であり、委員長が指名した者により構成しております。当社グループのリスク管理全体の方針の検討及び承認、全社的なリスク評価結果の検討及び承認、リスク対策の決定及び是正指示、全社的なリスク管理全体の点検及び改善等を行うことを目的として、年2回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしております。

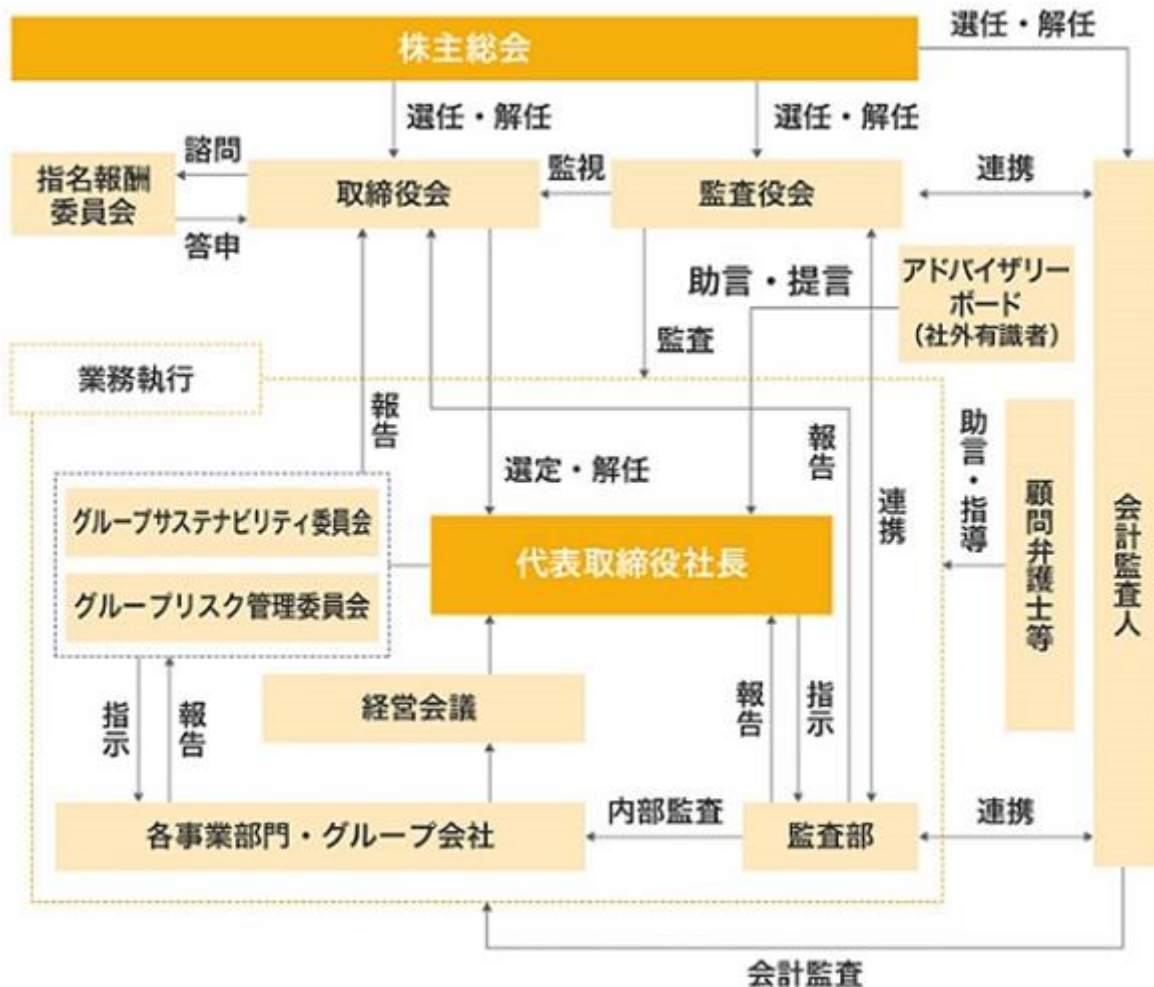
< グループサステナビリティ委員会 >

グループサステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とする委員会であり、委員長が指名した者により構成しております。当社グループのサステナビリティ経営全体の方針の検討及び承認、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）特定の検討及び承認、全社的なサステナビリティプログラムの決定及び改善指示を行うことにより、当社グループのコーポレートブランドの価値向上を図ることを目的として、年2回開催するほか、必要に応じて都度開催しております。

<アドバイザーボード>

アドバイザーボードは、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るための任意の仕組みとして、社外取締役・社外監査役とは異なる社外有識者（3名程度）によって構成しております。代表取締役社長の諮問機関として、希少疾病の医療用医薬品事業に関する投資判断など、高度な専門知識を要する案件について、客観的な立場から評価・助言を行うほか、当社グループの経営課題に対する提言を行うなど、戦略の実行に外部の視点を取り入れ、経営の透明性をさらに高めることを目的として、必要に応じて随時開催しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



企業統治の体制を採用する理由

意思決定における透明性・公正性の担保は、当社におけるコーポレート・ガバナンスを実現するための重要課題であるとの認識のもと、機関設計は、法令に基づく調査権限を有する監査役が取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社を選択しており、監査役4名中3名を社外監査役とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。さらに、2014年4月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能を強化することを目的として独立社外取締役を選任しています。現在は取締役7名中4名を社外取締役とすることで、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図るとともに、経営戦略の進展や社会の変化に応じて、多様なバックグラウンドを持つ社外取締役の登用を進めております。

また、当社では、2012年3月より、執行役員制度を導入しており、それぞれの組織機能における責任と権限を執行役員へ委譲することにより、市場環境の変化に迅速に対応できる体制とするとともに、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の声を身近に聴き、経営にフィードバックできる体制としております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制システムを整備します。

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「グループ行動規範」に従い、企業倫理の遵守を図ります。
 - (2) 当企業グループは、その規模及び特性に応じて、内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。
 - (3) 当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドーグループ・ホットラインを設置します。
 - (4) 当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要ときに閲覧できるものとします。
3. 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。
 - (2) 当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。
4. 当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。また、当社は、グループ全体に関する経営戦略の策定及び進捗管理などを行うことにより、効果的なグループ経営を推進します。
 - (1) 業務分掌及び職務権限の明確化
 - (2) 定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告
 - (3) 取締役を構成員とする経営会議の設置
 - (4) 連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施
5. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項
当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役を補助する必要な能力と知識を備えた使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。
 - (2) 監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。
 - (3) 当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

7. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。さらに、リスク管理部門及び法務部門は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に報告を実施します。
 - (2) 上記(1)に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人等は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。
 - (3) 内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。
 - (4) 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお当該責任限定が認められるのは、当該各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員など当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値ひいては株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．コーポレートガバナンスの継続的改善に向けた取組み

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様の日常生活に密着した製品を取り扱っており、セグメント売上高の約90%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、業界有数の自販機網は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスの継続的な改善に取り組んでおります。

ロ．「グループミッション2030」を通じた企業価値向上への取組み

当社グループは、2030年のありたい姿を示すグループミッション2030「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしを創造するDyDoグループへ」を定めております。「グループミッション2030」では、グループ理念・グループビジョンのもと、2030年までに成し遂げるべきミッションを4つのテーマごとに示し、その達成に向けたロードマップを描いております。具体的には、2030年までの期間を「基盤強化・投資ステージ」「成長ステージ」「飛躍ステージ」の3つに区分し、それぞれのステージに応じた事業戦略を推進することにより、競争優位性の高いビジネスモデルを構築してまいります。現在は、将来の飛躍に向けた「成長ステージ」として、2022年度を初年度とする5カ年の「中期経営計画2026」に取り組む、国内飲料事業の再成長に注力しつつ、長期視点での事業育成に取り組んでいます。

また、当社グループは、「グループミッション2030」実現への取り組みを通じて、サステナビリティ経営を推進してまいります。近年、地球規模での人口の増加やそれに伴う資源・エネルギー・食料の逼迫、環境問題、高齢社会の到来や格差の拡大など、企業が直面している課題は非常に多岐にわたっております。このような環境や社会の変化による潜在的なリスクに備えるとともに、事業を通じて社会的課題の解決を図り、豊かで持続可能な社会の実現へ貢献していくことが、企業の責務であります。当社グループは、「中期経営計画2026」のスタートにあたり、サステナビリティの観点から、中長期的な経営課題について議論し、「グループミッション2030」の実現に向けた8つのマテリアリティを特定いたしました。当社グループのマテリアリティへの取り組みを通じて、世界中の人々が楽しく健やかに暮らせる持続可能な社会の実現に貢献し、当社グループの社会価値・環境価値・経済価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2008年1月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2023年4月14日開催の第48回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続（以下「本プラン」といいます。）しております。

その概要は以下のとおりです。

イ．本プラン導入の目的

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）について、実行前に大規模買付者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、当社が当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示並びに必要なに応じて大規模買付者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要な情報及び時間を提供し、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としております。

ロ．大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると当社取締役会が判断したときには、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、必要かつ相当な範囲で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会による対抗措置発動の勧告を経て、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ニ．株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、本プランの導入は株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものと考えます。

また、当社取締役会が企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動した際にも、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

ホ．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2026年4月15日開催予定の定時株主総会終結時までの3年間としております。同定時株主総会において、本プランの継続の決議をいただきますと、2029年4月開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会にて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、以下の諸点より、会社の支配に関する基本方針に沿ったものであります。

本プランは、イ.経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足し、2008年6月30日に発表した企業価値研究会の報告書及び2023年8月31日に発表した公正な買収の在り方に関する研究会の「企業買収における行動指針」の定める3つの原則並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえていること ロ.株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ハ.株主の意思を反映するものであること ニ.当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものであること ホ.発動のための合理的な客観的要件を設定していること ヘ.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年7月20日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年4月14日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性3名（役員のうち女性の比率27%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	高松 富也	1976年6月26日生	2004年4月 当社入社 2008年4月 当社取締役就任 2009年4月 当社常務取締役就任 2010年3月 当社専務取締役就任 2012年4月 当社取締役副社長就任 2014年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2025年9月 ガイドードリンコ株式会社代表取締役会長(現任)	*1	994,000
取締役 執行役員 財務部長	殿勝 直樹	1963年11月4日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社財務企画部長 2013年3月 当社執行役員管理本部長 2014年1月 当社執行役員財務本部長 2017年1月 当社執行役員財務部長 2017年4月 当社取締役執行役員財務部長就任(現任)	*1	8,600
取締役 経営戦略・ 内部統制担当役員	西山 直行	1965年7月30日生	1988年3月 当社入社 2014年1月 当社経営戦略部長 2014年2月 当社経営戦略部長兼海外事業部長 2015年3月 当社執行役員経営戦略部長 兼海外事業部長 2016年1月 当社執行役員経営戦略部長 兼戦略投資部長 2017年1月 当社執行役員経営戦略部長 2017年4月 当社取締役執行役員経営戦略部長就任 2025年1月 当社取締役経営戦略・内部統制担当役員 (現任)	*1	2,800
取締役	井上 正隆	1954年10月12日生	1978年4月 株式会社中壱酢店入社 2005年7月 株式会社ミツカングループ本社 取締役就任 2007年5月 同社常務取締役就任 2009年10月 同社常勤監査役就任 2011年3月 同社経営監査室担当部長 2014年3月 株式会社Mizkan Holdings 経営企画本部担当部長 2016年4月 当社取締役就任(現任)	*1	200
取締役	栗原 道明	1953年10月1日生	1982年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製 薬株式会社)入社 2004年10月 同社営業本部副本部長 2006年4月 同社経営戦略本部アジア事業企画部長 (アステラス香港社長、アステラス中国 董事、アステラス韓国理事、アステラス タイ取締役を兼務) 2009年4月 参天製薬株式会社入社 アジア事業部営 業推進部長 2010年6月 韓国参天株式会社取締役副社長就任 2013年11月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 (現IQVIAソリューションズジャパン株 式会社)入社 企画渉外部長 2021年4月 当社取締役就任(現任)	*1	200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	河野 純子 (現姓：山内)	1963年9月30日生	1986年4月 株式会社リクルート入社 1997年1月 同社「とらばーゆ」編集長 2006年4月 同社「女性のライフ&キャリア研究チーム」チーム長(兼務) 2008年7月 住友商事株式会社入社 2013年4月 株式会社グローバル人材研究所取締役就任(兼務) 2018年4月 河野純子事務所設立(現任) 2019年9月 NPO法人Tokyo International Progressive School 理事(現任) 2020年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員(現任) 2021年6月 上新電機株式会社社外取締役就任(現任) 2021年12月 ライフシフト・ジャパン株式会社取締役CMO就任(現任) 2022年4月 当社取締役就任(現任)	*1	-
取締役	伊藤 三奈	1967年3月2日生	1996年6月 ベーカー&マッケンジー法律事務所入所 2004年1月 同事務所パートナー 2020年1月 同事務所特別顧問 2020年5月 ZENMONDO株式会社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2020年6月 株式会社シーボン社外監査役就任 2021年6月 KPPグループホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)就任 2022年6月 同社社外取締役就任(現任) 2024年4月 当社取締役就任(現任) 2024年5月 Mina Arai-Ito外国法事務弁護士事務所設立 所長就任(現任) 2025年3月 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)就任(現任)	*1	-
常勤監査役	長谷川 直和	1963年12月22日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社経営企画部長 2011年11月 当社経営企画部長兼市場開発部長 2012年6月 当社経営企画部長兼海外事業部長 2013年3月 当社執行役員事業戦略本部長 2014年1月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション本部長 2019年1月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション部長 2023年1月 当社監査役室 2023年4月 当社常勤監査役就任(現任)	*2	5,400
監査役	森内 茂之	1957年2月26日生	1982年10月 プライスウォーターハウス公認会計士 共同事務所入所 1986年4月 公認会計士登録 1998年7月 青山監査法人代表社員 2005年10月 中央青山監査法人理事・代表社員 2007年5月 霞が関監査法人(現太陽有限責任監査法人)代表社員 2010年1月 同監査法人統括代表社員 2015年11月 株式会社コシダカホールディングス社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年12月 加藤産業株式会社社外監査役就任 2019年4月 当社監査役就任(現任) 2022年8月 公認会計士・税理士森内茂之事務所設立代表(現任) 2022年9月 太陽有限責任監査法人顧問 2025年1月 SCS国際有限責任監査法人ガバナンス委員(現任)	*2	-
監査役	渡辺 喜代司	1967年11月14日生	1997年2月 税理士登録 1997年7月 渡辺喜代司税理士事務所設立 所長(現任) 2019年4月 当社監査役就任(現任)	*2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	石原 真弓	1963年5月3日生	1986年4月 神戸地方裁判所 裁判所事務官任官 1997年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1997年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2010年6月 新田ゼラチン株式会社社外取締役就任 2013年6月 森下仁丹株式会社社外監査役就任 2016年2月 モリト株式会社社外取締役就任(現任) 2016年4月 オーエス株式会社社外取締役(監査等委員)就任 2016年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 森下仁丹株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年4月 当社監査役就任(現任) 2025年1月 弁護士法人梅田総合法律事務所入所(現任)	*3	200
計					1,011,400

- (注) 1. 2025年4月15日選任後、1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
2. 2023年4月14日選任後、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
3. 2024年4月16日選任後、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
4. 取締役井上正隆、栗原道明、河野純子及び伊藤三奈は社外取締役であります。
5. 監査役森内茂之、渡辺喜代司及び石原真弓は、社外監査役であります。
6. 当社は、意思決定の迅速化及びそれぞれの組織機能における効率化を図ることにより、激変する市場環境にスピード感をもって対応できる体制を構築するため、2012年3月21日より執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の1名及び次の5名であります。

職名	氏名
執行役員人事総務部長	濱中 昭一
執行役員海外事業統括部長	三田村 守
執行役員	中島 孝徳
執行役員	宮地 誠
執行役員	小林 芳博

- b. 2026年4月15日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定であります。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	高松 富也	1976年6月26日生	2004年4月 当社入社 2008年4月 当社取締役就任 2009年4月 当社常務取締役就任 2010年3月 当社専務取締役就任 2012年4月 当社取締役副社長就任 2014年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2025年9月 ガイドードリンコ株式会社代表取締役会長(現任)	*1	994,000
取締役 執行役員 財務部長	殿勝 直樹	1963年11月4日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社財務企画部長 2013年3月 当社執行役員管理本部長 2014年1月 当社執行役員財務本部長 2017年1月 当社執行役員財務部長 2017年4月 当社取締役執行役員財務部長就任(現任)	*1	8,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 経営戦略・ 内部統制担当役員	西山 直行	1965年7月30日生	1988年3月 当社入社 2014年1月 当社経営戦略部長 2014年2月 当社経営戦略部長兼海外事業部長 2015年3月 当社執行役員経営戦略部長 兼海外事業部長 2016年1月 当社執行役員経営戦略部長 兼戦略投資部長 2017年1月 当社執行役員経営戦略部長 2017年4月 当社取締役執行役員経営戦略部長就任 2025年1月 当社取締役経営戦略・内部統制担当役員 (現任)	*1	2,800
取締役	井上 正隆	1954年10月12日生	1978年4月 株式会社中壱酢店入社 2005年7月 株式会社ミツカングループ本社 取締役就任 2007年5月 同社常務取締役就任 2009年10月 同社常勤監査役就任 2011年3月 同社経営監査室担当部長 2014年3月 株式会社Mizkan Holdings 経営企画本部担当部長 2016年4月 当社取締役就任(現任)	*1	200
取締役	栗原 道明	1953年10月1日生	1982年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製 薬株式会社)入社 2004年10月 同社営業本部副本部長 2006年4月 同社経営戦略本部アジア事業企画部長 (アステラス香港社長、アステラス中国 董事、アステラス韓国理事、アステラス タイ取締役を兼務) 2009年4月 参天製薬株式会社入社 アジア事業部営 業推進部長 2010年6月 韓国参天株式会社取締役副社長就任 2013年11月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 (現IQVIAソリューションズジャパン株 式会社)入社 企画渉外部長 2021年4月 当社取締役就任(現任)	*1	200
取締役	河野 純子 (現姓:山内)	1963年9月30日生	1986年4月 株式会社リクルート入社 1997年1月 同社「とらばーゆ」編集長 2006年4月 同社「女性のライフ&キャリア研究チー ム」チーム長(兼務) 2008年7月 住友商事株式会社入社 2013年4月 株式会社グローバル人材研究所取締役就 任(兼務) 2018年4月 河野純子事務所設立(現任) 2019年9月 NPO法人Tokyo International Progressive School 理事(現任) 2020年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 (現任) 2021年6月 上新電機株式会社社外取締役就任 (現任) 2021年12月 ライフシフト・ジャパン株式会社取締役 CMO就任(現任) 2022年4月 当社取締役就任(現任)	*1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	伊藤 三奈	1967年3月2日生	1996年6月 ベーカー & マッケンジー法律事務所入所 2004年1月 同事務所パートナー 2020年1月 同事務所特別顧問 2020年5月 ZENMONDO株式会社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2020年6月 株式会社シーボン社外監査役就任 2021年6月 KPPグループホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)就任 2022年6月 同社社外取締役就任(現任) 2024年4月 当社取締役就任(現任) 2024年5月 Mina Arai-Ito外国法事務弁護士事務所設立 所長就任(現任) 2025年3月 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)就任(現任)	*1	-
常勤監査役	長谷川 直和	1963年12月22日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社経営企画部長 2011年11月 当社経営企画部長兼市場開発部長 2012年6月 当社経営企画部長兼海外事業部長 2013年3月 当社執行役員事業戦略本部長 2014年1月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション本部長 2019年1月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション部長 2023年1月 当社監査役室 2023年4月 当社常勤監査役就任(現任)	*2	5,400
監査役	森内 茂之	1957年2月26日生	1982年10月 プライスウォーターハウス公認会計士 共同事務所入所 1986年4月 公認会計士登録 1998年7月 青山監査法人代表社員 2005年10月 中央青山監査法人理事・代表社員 2007年5月 霞が関監査法人(現太陽有限責任 監査法人)代表社員 2010年1月 同監査法人統括代表社員 2015年11月 株式会社コシダカホールディングス 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年12月 加藤産業株式会社社外監査役就任 2019年4月 当社監査役就任(現任) 2022年8月 公認会計士・税理士森内茂之事務所設立 代表(現任) 2022年9月 太陽有限責任監査法人顧問 2025年1月 SCS国際有限責任監査法人ガバナンス委 員(現任)	*2	-
監査役	渡辺 喜代司	1967年11月14日生	1997年2月 税理士登録 1997年7月 渡辺喜代司税理士事務所設立 所長(現任) 2019年4月 当社監査役就任(現任)	*2	-
監査役	石原 真弓	1963年5月3日生	1986年4月 神戸地方裁判所 裁判所事務官任官 1997年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1997年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2010年6月 新田ゼラチン株式会社社外取締役就任 2013年6月 森下仁丹株式会社社外監査役就任 2016年2月 モリト株式会社社外取締役就任(現任) 2016年4月 オーエス株式会社社外取締役(監査等委 員)就任 2016年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株 会社社外取締役(監査等委員)就任(現 任) 2018年6月 森下仁丹株式会社社外取締役(監査等委 員)就任(現任) 2024年4月 当社監査役就任(現任) 2025年1月 弁護士法人梅田総合法律事務所入所(現 任)	*3	200
計					1,011,400

- (注) 1. 2026年4月15日選任後、1年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
 2. 2023年4月14日選任後、4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
 3. 2024年4月16日選任後、4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
 4. 取締役井上正隆、栗原道明、河野純子及び伊藤三奈は社外取締役であります。
 5. 監査役森内茂之、渡辺喜代司及び石原真弓は、社外監査役であります。
 6. 当社は、意思決定の迅速化及びそれぞれの組織機能における効率化を図ることにより、激変する市場環境にスピード感をもって対応できる体制を構築するため、2012年3月21日より執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の1名及び次の5名であります。

職名	氏名
執行役員人事総務部長	濱中 昭一
執行役員海外事業統括部長	三田村 守
執行役員	中島 孝徳
執行役員	宮地 誠
執行役員	小林 芳博

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役井上正隆氏は、食品業界における豊富な知識や海外経験を有しており、海外でのM & Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営課題である海外における事業展開の加速や新規事業領域の拡大の審議において、リスクとリターンの観点について発言するなど、独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役栗原道明氏は、医薬品業界における豊富な知識と経験を有しており、国内における医薬品事業での業務経験や海外現地子会社での経営経験などをもとに、当社の経営課題である海外での事業展開やヘルスケア領域における第2の柱の構築に対して、独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役河野純子氏は、カスタマー価値重視の組織風土改革や、女性の活躍推進に一貫して携わるなど、人材開発に関する豊富な知識と経験を有しており、当社グループにおける人的資本経営の基盤となる人財戦略・ダイバーシティの推進に対して独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役伊藤三奈氏は、国際弁護士として企業法務全般に精通しており、グローバルビジネス戦略(中東)・経営支援の豊富な経験に加えて、会社経営者としての実績を有しており、当社グループの経営全般及び国際ビジネス戦略の推進に対して、独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役森内茂之氏は、大手会計事務所・監査法人での監査経験が長く、法定監査業務、国際業務、新規上場支援等、多岐にわたる業務経験と会計専門家としての高い見識を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただいております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役渡辺喜代司氏は、税理士・経営コンサルタントとしての業務経験が長く、税務専門家としての高い見識を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただいております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役石原真弓氏は、弁護士としての長年の経験、法律の専門家として高い見識を有していることや、複数企業の社外取締役(監査等委員含む)として会社経営に対し深い見識を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただいております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、役員一覧に記載のとおりであります。保有株式数に重要性はありません。

また、当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定めております。

1. ガイドグループの業務執行者(1)でないこと
 2. ガイドグループを主要な取引先(2)とする者又はその業務執行者でないこと
 3. ガイドグループの主要な取引先又はその業務執行者でないこと
 4. ガイドグループから役員報酬以外に多額の金銭(3)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと
 5. ガイドグループから一定額(4)を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者でないこと
 6. 当社の主要株主(5)又はその業務執行者でないこと
 7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者でないこと
 8. 最近3年間に於いて、1から7に該当していた者でないこと
 9. 1から8に該当する者の近親者(6)でないこと(ただし1の使用人については重要な使用人(7)に限る)
- 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、その他これらに準ずる者及び使用人をいう
 - 2 主要な取引先とは、直前事業年度におけるガイドグループとの取引の支払額又は受取額が年間連結総売上高の2%を超える取引先をいう
 - 3 多額の金銭とは、個人の場合は過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の連結総売上高の2%を超えることをいう
 - 4 一定額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう
 - 5 当社の主要株主とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有するものをいう
 - 6 近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう
 - 7 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ会計監査及び内部監査の報告を受け、独立した立場から助言をすることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。

社外監査役は、取締役会へ出席し社外取締役と同内容の報告を受けております。定期的開催される監査役会においては、情報交換や重要な書類の閲覧を通して、業務活動全般に亘り監査を実施しており、代表取締役社長との面談や、常勤取締役及び社外取締役との個別面談を含めた意見交換を定期的実施し、情報の共有、意思疎通を図っております。また、国内外の関係会社を往査し、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と三様監査連携会議等を通じ緊密な連携を保つとともに、代表取締役との意見交換を行い、監査の有効性、効率性を高めることに努めております。なお、内部監査部門及び内部統制部門と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行うよう、独立した立場から内部統制の整備運用状況を監視・検証しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．組織・人員

当社の監査役は4名であり、常勤監査役1名と社外監査役3名から構成されております。各監査役の状況及び当事業年度に開催した監査役会及び取締役会への出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	経歴等	当事業年度の出席率	
			監査役会	取締役会
常勤監査役	長谷川 直和	経営企画部長、市場開発部長、海外事業部長、コーポレートコミュニケーション部長を歴任後、監査役に就任しており、監査の環境整備及び社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視しております。	100% (15/15回)	100% (17/17回)
独立社外監査役	森内 茂之	公認会計士として監査法人等での監査経験が長く、法定監査業務、国際業務、新規上場支援等、多岐にわたる業務経験と会計専門家としての高い見識を有しております。	100% (15/15回)	100% (17/17回)
独立社外監査役	渡辺 喜代司	税理士・経営コンサルタントとしての業務経験が長く、税務専門家としての高い見識を有しております。	100% (15/15回)	100% (17/17回)
独立社外監査役	石原 真弓	弁護士という法律の専門家としての高い見識を有し、長年の企業法務対応の経験から、会社経営に対しても深い見識を有しております。	100% (15/15回)	100% (17/17回)

また、当社では監査役の職務を補助する専属の使用人を1名配置し、この専属使用人には、会社の業務を検証できる能力と知識を有する人材を登用し、監査役の職務を補佐しております。この監査役の職務を補佐する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を確保しております。

ロ．監査役会の主な活動状況及び具体的な検討内容

当社の監査役会は、監査役監査計画において会社の状況の変化を踏まえた重点監査項目を定め、子会社の監査役・内部監査部門・会計監査人との緊密な連携のもと監査活動を行います。

取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの構築・運用状況等を確認・検証し、監査結果の総括と監査役会実効性評価の結果を次年度の監査計画・重点監査項目に反映するPDCAサイクルを通じて、監査役監査の高度化に継続的に取り組んでおります。

また、代表取締役社長及び取締役・執行役員・重要子会社社長との意見交換会を定期的で開催し、情報の共有と意思疎通を通じて、監査役監査の実効性向上に努めております。

当事業年度は、前期の監査結果の総括と監査役会実効性評価の結果を踏まえて、以下の3つの重点監査項目を設定し、子会社監査役、内部監査部門、会計監査人との緊密な連携のもと、取締役の職務の執行状況、親会社へリスク情報が遅滞なく報告される体制をはじめとするグループガバナンスの状況等を確認・検証しました。

「中期経営計画2026」の進捗状況（特に国内飲料事業の収益構造改善への取り組みの状況）

コンプライアンスリスク低減に向けた取り組みの状況

現地・現場からの情報の伝達と本社・本部による迅速な対応の状況

なお、監査役会では、監査役会の実効性評価を実施しております。評価結果に基づいて、今後の監査活動に関する協議を行い、監査役会の実効性向上に努めております。

監査役会実効性評価の目的は、以下のとおりであります。

監査上の重要課題を次期の監査計画に反映すること

より実効性のある監査役・監査役会を実現するための継続的な課題を抽出すること

また、当事業年度において、監査役会を15回開催いたしました。監査役会においては、年間を通じて主に以下のような決議、協議、報告がなされ、監査活動を通じて把握した課題等を共有し、監査役間で意見交換を行っております。なお、1回あたりの所要時間は1時間から1時間30分ほどであります。

決議事項 協議事項	監査役監査計画の決定、監査役会議長選定、常勤監査役選定、特定監査役選定、会計監査人監査報酬同意、会計監査人の再任・不再任、監査役会監査報告書作成、監査役会実効性評価の実施、中期的な監査役・監査役会のあり方に関する意見交換 など
報告事項	全般的監査状況報告、常勤監査役期中監査実施報告、事業会社監査役監査報告、監査部監査状況報告、経営会議等審議報告、監査役連絡会議報告 など

会計監査人とは、監査計画・監査結果・品質管理体制等について定期的に報告を受け、会計監査の方法及び結果に対する必要な意見交換を実施するとともに、半期毎に実施する三様監査連携会議等の機会を通じて情報の共有と連携を図り、監査役監査の効率性と実効性を高めることに努めました。

監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）については、会計監査人の選定過程を聴取する等、情報共有を図るとともに、会計監査人の対応状況について説明を求め、必要に応じて意見交換を実施しております。

八．監査役の主な活動

当事業年度において、監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べております。独立社外監査役は、監査活動を通じて得た認識事項を踏まえて、それぞれの知見や経験を活かしつつ、公正かつ独立的な立場から発言しております。

常勤監査役は、経営会議やグループリスク管理委員会、グループサステナビリティ委員会などの重要会議に出席し、当社グループの重要な情報について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、必要に応じて説明を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努めております。

また、監査役会で定めた監査役監査計画に従い、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するほか、子会社の監査役及び内部監査部門長との連絡会議を毎月開催し、意思疎通及び情報の交換を図るとともに、監査役会において報告内容や調査結果等の情報を共有しております。

内部監査の状況

内部監査は、社長直轄組織である監査部6名（2026年1月20日現在）が主に社内各部門の業務活動が法令、諸規程等に準拠し、適正かつ効果的に運営され、会社財産が保全されているかを監査しております。その監査結果や今後の監査計画等については、社長及び常勤監査役へは監査会議にて四半期毎に報告しており、取締役会においても四半期毎に報告しております。

また、内部監査部門及び内部統制部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

39年間

ハ．業務を執行した公認会計士

浅野豊、松川正希の2名

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士20名、その他29名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査役会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、以下の項目等を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

- ・ 監査法人の品質管理
- ・ 監査チームの独立性・専門性
- ・ 監査報酬の妥当性
- ・ 監査役等とのコミュニケーション
- ・ 経営者等とのコミュニケーション
- ・ 海外グループ監査体制
- ・ 不正リスクの評価及び対応状況

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

へ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査役会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、会計年度毎に会計監査人の評価を行っております。各評価基準の内容については、会計監査人からの報告内容や意見交換のほか、社内関係部門の見解も参考にしております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	94	12	97	1
連結子会社	25	-	25	39
計	119	12	122	41

当社及び連結子会社における非監査業務の内容については、デューデリジェンス業務等であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	1	-	2
連結子会社	2	-	-	1
計	2	1	-	3

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務等に関するアドバイザリー業務等であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等については、1991年4月18日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額280百万円以内（決議時の取締役の員数は11名）とすることを決議しており、この金額には従業員兼務取締役の従業員分給とは含みません。また、2007年4月18日開催の第32回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額40百万円以内（決議時の監査役の員数は4名）とすることを決議しております。さらに、2016年4月15日開催の第41回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠にて、業績連動型株式給付制度の対象取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して株式給付を行うための株式の取得資金として、合計550百万円を上限とする金員を拠出すること（決議時の取締役の員数は7名、うち社外取締役2名）を決議しております。加えて、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定並びに譲渡制限付株式の付与のための報酬支給制度の導入（決議時の取締役の員数は7名、うち社外取締役4名）を決議しております。譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内（ただし、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）と決議しております。

取締役の報酬等の決定方針につきましては、2021年3月15日開催の取締役会及び2022年3月4日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内となります。

・基本方針

当社取締役の報酬等は、以下を基本方針として設計します。

- ・持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものとする。
- ・世間水準及び経営環境、経営内容や従業員賞与とのバランスを考慮すること。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえ、中長期戦略の達成度、重要度、期待値などを加味し、適正な水準とすること。
- ・優秀な人材を確保するためのインセンティブとして競争力のあるものとする。
- ・業務執行取締役の報酬は、基本報酬、主に単年度業績を反映した業績連動型賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとすること。
- ・定期的に見直しを行うこと。

種類		支給時期		割合
金銭報酬	固定	基本報酬	月1回	概ね6
	業績連動	賞与	年1回	概ね3
非金銭報酬 (株式報酬)	固定	譲渡制限付株式報酬	年1回	概ね1
	業績連動	信託型株式報酬	取締役等退任時	

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

<賞与>

取締役個別の賞与は、基本報酬に対し、前事業年度の業績達成度（決算短信等で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想売上高及び予想営業利益）に応じて算出した係数を乗じて決定した額を毎年一定の時期に支給します。

(1) 前事業年度の連結売上高の達成率

達成率	89%以下	90%～94%	95%～99%	100%～104%	105%～109%	110%以上
係数	0	0.05	0.1	0.15	0.2	0.25

(2) 前事業年度の連結営業利益の達成率

達成率	89%以下	90%～94%	95%～99%	100%～104%	105%～109%	110%以上
係数	0	0.05	0.1	0.15	0.2	0.25

< 信託型株式報酬 >

非金銭報酬等として、業績連動型の株式報酬を支給します。

2017年1月21日より開始する事業年度以降、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して当社株式を支給するインセンティブ制度を導入しております。詳細は、第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況]（8）[役員・従業員株式所有制度の内容]をご参照ください。

(給付される株式の算定方法)

$$\text{株式給付数} = \text{役位に応じた基本ポイント} \times \text{業績連動係数}$$

対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年3月末日に、同年1月20日で終了する事業年度における役位に応じた基本ポイントに、当該事業年度の業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。業績連動係数は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、決算短信等で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及び予想売上高の達成率を基に算定され、当事業年度の目標及び実績は以下のとおりであります。

	目標	実績	達成率	業績連動係数
連結売上高（百万円）	243,700	238,360	97.8%	0.0
連結営業利益（百万円）	5,000	4,942	98.8%	0.0

業績連動係数合計 0.0

IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」適用前の数値で判定しております。

なお、原則として、対象取締役が退任し、各株式給付規定に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、その一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

< 譲渡制限付株式報酬 >

非金銭報酬として、対象取締役に対して役位に応じた数の当社株式を毎年一定の時期に交付します。譲渡制限期間は、原則として対象取締役の退任時までとします。詳細は、第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況]（8）[役員・従業員株式所有制度の内容]をご参照ください。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業界水準及び当社の事業規模、経営環境、経営戦略を考慮し独立社外取締役の出席する取締役会において決定します。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の額とします。

これらの決定および本方針の改定にあたっては、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会が事前に答申を行い、取締役会および代表取締役社長は、当該答申を尊重するものとします。

役員退職慰労金制度につきましては、2014年4月16日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとし、その具体的金額及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬		
		固定報酬	業績連動	固定報酬	業績連動	
		基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	信託型株式報 酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	184	129	45	9	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15	-	-	-	1
社外取締役	24	24	-	-	-	4
社外監査役	18	18	-	-	-	3

(注) 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、支給条件等は「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおりであります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)			
				金銭報酬		非金銭報酬	
				固定報酬	業績連動	固定報酬	業績連動
				基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	信託型 株式報酬
高松 富也	167	代表取締役	提出会社	120	42	5	-

(注) 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、支給条件等は「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおりであります。

従業員兼務役員の従業員分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、株式の価値の変動、または株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する場合を純投資目的として区分し、それ以外の場合は純投資目的以外として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

ステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるとの基本的考え方のもと、取引先や業務提携先などの重要なステークホルダーの株式を政策的に保有する場合があります。

例えば、優良な自販機ロケーションを数多く有し、中長期的に良好な関係性を保つことにより、安定的かつ持続的なキャッシュ・フローが期待できる場合や、業務提携などにより中長期的な企業価値向上への貢献が期待できる場合などであります。株式を新規に取得する場合は、その目的を明確にするとともに、取得後は取引状況等を定期的に検証し、安定的かつ持続的なキャッシュ・フローや、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できないと判断した場合は、売却等の方法により縮減することとしており、保有の適否について毎年1回、取締役会において検証することとしております。

直近では、2026年2月16日開催の取締役会において2026年1月20日時点の状況について検証を実施した結果、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できる銘柄は継続保有するものの、一部の銘柄については売却等を検討する方針を確認いたしました。

なお、コーポレートガバナンス・コード<原則1-4>が求める「個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等の具体的な精査の方法」については、今後の検討課題であると認識しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	14	127
非上場株式以外の株式	8	5,592

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	124

八．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)西武ホールディングス	544,000	544,000	国内飲料事業における自販機の設置に伴う、取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	無
	2,345	1,721		
住友不動産(株)	506,000	253,000	国内飲料事業における自販機の設置に伴う、取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。なお、株式の増加理由は同社が株式分割を行ったことによるものです。	有
	2,112	1,242		
東洋製罐グループホールディングス(株)	132,000	132,000	国内飲料事業及び海外飲料事業における生産調達に関する取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	有
	523	302		
(株)りそなホールディングス	248,755	248,755	資金調達や金融取引の中長期的な安定強化のために株式を保有しております。	無 (注2)
	442	283		
京浜急行電鉄(株)	75,000	75,000	国内飲料事業における自販機の設置に伴う、取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	無
	117	96		
ホッカンホールディングス(株)	20,000	20,000	国内飲料事業における生産調達に関する取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	有
	47	32		
(株)近鉄百貨店	1,000	1,000	国内飲料事業における自販機の設置に伴う、取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	無
	1	2		
(株)G-7ホールディングス	1,200	1,200	国内飲料事業における自販機の設置に伴う、取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しております。	無
	1	1		
(株)ツルハホールディングス	-	37,200	取引先との中長期的な取引関係の維持・発展のために株式を保有しておりましたが、当事業年度に売却を実施しております。	無
	-	82		

(注1) 定量的な保有効果は記載が困難であるため、記載しておりません。なお、保有の適否に関する検証については「イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載しております。

(注2) (株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)りそな銀行は当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	8	10	8	8

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	0	-	7

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月21日から2026年1月20日まで)の連結財務諸表及び第51期事業年度(2025年1月21日から2026年1月20日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 30,657	1 28,020
受取手形及び売掛金	4 26,386	4 29,654
有価証券	10,803	11,602
商品及び製品	11,044	11,343
仕掛品	10	17
原材料及び貯蔵品	4,813	5,477
前払費用	1,122	965
未収入金	6,928	6,838
その他	325	270
貸倒引当金	48	38
流動資産合計	92,044	94,152
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,715	13,116
機械装置及び運搬具(純額)	6,999	9,751
工具、器具及び備品(純額)	27,499	2,217
土地	5,163	4,389
リース資産(純額)	4,108	3,299
建設仮勘定	2,465	2,098
有形固定資産合計	2 59,950	2 34,872
無形固定資産		
のれん	5,405	5,011
その他	6,460	6,395
無形固定資産合計	11,866	11,406
投資その他の資産		
投資有価証券	3 9,815	3 11,050
長期前払費用	972	862
敷金及び保証金	2,718	2,720
退職給付に係る資産	4,255	5,127
繰延税金資産	1,549	498
その他	2,125	2,186
貸倒引当金	52	67
投資その他の資産合計	21,385	22,379
固定資産合計	93,202	68,659
資産合計	185,247	162,812

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,170	29,447
短期借入金	-	6
1年内返済予定の長期借入金	14,058	14,077
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	982	1,097
未払金	12,454	12,251
未払法人税等	2,993	1,410
未払費用	3,883	3,680
賞与引当金	1,550	1,530
その他	2,454	2,491
流動負債合計	63,547	55,992
固定負債		
社債	10,000	15,000
長期借入金	16,963	14,820
リース債務	3,065	3,301
長期預り保証金	1,648	1,463
役員退職慰労引当金	18	22
役員株式給付引当金	247	223
退職給付に係る負債	2,161	2,248
資産除去債務	651	656
繰延税金負債	2,986	3,771
その他	450	417
固定負債合計	28,192	41,924
負債合計	91,739	97,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,924	1,924
資本剰余金	1,868	1,874
利益剰余金	93,036	61,440
自己株式	3,520	3,282
株主資本合計	93,309	61,955
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,564	2,823
繰延ヘッジ損益	411	207
為替換算調整勘定	4,012	1,698
退職給付に係る調整累計額	641	1,023
その他の包括利益累計額合計	1,394	2,355
非支配株主持分	1,592	583
純資産合計	93,507	64,895
負債純資産合計	185,247	162,812

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
売上高	237,189	241,236
売上原価	127,934	132,236
売上総利益	109,255	109,000
販売費及び一般管理費	1, 2 104,465	1, 2 104,837
営業利益	4,789	4,163
営業外収益		
受取利息	561	685
受取配当金	59	80
その他	754	635
営業外収益合計	1,376	1,401
営業外費用		
支払利息	707	812
正味貨幣持高に関する損失	859	1,836
為替差損	817	482
固定資産除却損	225	277
その他	532	687
営業外費用合計	3,141	4,097
経常利益	3,023	1,467
特別利益		
固定資産売却益	3 397	-
投資有価証券売却益	5,133	101
受取補償金	-	454
特別利益合計	5,531	556
特別損失		
割増退職金	480	-
事業構造改善費用	4 159	-
減損損失	-	5 29,826
特別損失合計	639	29,826
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	7,915	27,803
法人税、住民税及び事業税	3,501	2,896
法人税等調整額	981	631
法人税等合計	4,482	3,527
当期純利益又は当期純損失()	3,432	31,330
非支配株主に帰属する当期純損失()	371	1,008
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	3,804	30,322

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
当期純利益又は当期純損失()	3,432	31,330
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,223	1,264
繰延ヘッジ損益	239	204
為替換算調整勘定	3,383	2,314
退職給付に係る調整額	330	377
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	1, 2 749	1, 2 3,750
包括利益	2,683	27,580
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,023	26,571
非支配株主に係る包括利益	340	1,008

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,846	90,186	3,798	90,159
当期変動額					
剰余金の配当			954		954
親会社株主に帰属する当期純利益			3,804		3,804
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		22		278	300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	22	2,850	277	3,150
当期末残高	1,924	1,868	93,036	3,520	93,309

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,787	651	7,396	343	613	1,934	91,480
当期変動額							
剰余金の配当							954
親会社株主に帰属する当期純利益							3,804
自己株式の取得							0
自己株式の処分							300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,222	239	3,383	297	781	342	1,123
当期変動額合計	4,222	239	3,383	297	781	342	2,026
当期末残高	1,564	411	4,012	641	1,394	1,592	93,507

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,868	93,036	3,520	93,309
当期変動額					
剰余金の配当			1,274		1,274
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			30,322		30,322
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		5		237	242
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	5	31,596	237	31,353
当期末残高	1,924	1,874	61,440	3,282	61,955

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,564	411	4,012	641	1,394	1,592	93,507
当期変動額							
剰余金の配当							1,274
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）							30,322
自己株式の取得							0
自己株式の処分							242
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,258	204	2,314	381	3,750	1,008	2,741
当期変動額合計	1,258	204	2,314	381	3,750	1,008	28,611
当期末残高	2,823	207	1,698	1,023	2,355	583	64,895

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	7,915	27,803
減価償却費	10,524	11,106
のれん償却額	659	658
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	3
貸倒引当金の増減額(は減少)	16	2
賞与引当金の増減額(は減少)	26	20
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	41	24
役員賞与引当金の増減額(は減少)	8	-
受取利息及び受取配当金	621	765
支払利息	707	812
持分法による投資損益(は益)	157	20
減損損失	-	29,826
正味貨幣持高に関する利得又は損失(は利得)	859	1,836
投資有価証券売却損益(は益)	5,133	101
売上債権の増減額(は増加)	787	2,638
棚卸資産の増減額(は増加)	59	681
仕入債務の増減額(は減少)	1,154	3,854
未払金の増減額(は減少)	467	608
その他の資産の増減額(は増加)	768	80
その他の負債の増減額(は減少)	1,965	403
小計	13,993	15,922
利息及び配当金の受取額	628	743
利息の支払額	705	779
法人税等の支払額	3,092	4,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,824	11,409
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,412	4,297
定期預金の払戻による収入	4,466	5,291
有価証券の取得による支出	11,500	11,500
有価証券の売却及び償還による収入	11,600	11,500
有形及び無形固定資産の取得による支出	10,799	12,693
有形固定資産の売却による収入	632	171
投資有価証券の取得による支出	721	1,006
投資有価証券の売却及び償還による収入	7,875	927
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 6,676	-
子会社株式の条件付取得対価の支払額	-	410
長期貸付金の回収による収入	39	-
その他	99	94
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,595	12,110

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50	3,010
短期借入金の返済による支出	91	3,003
長期借入れによる収入	5,359	12,403
長期借入金の返済による支出	5,119	4,684
リース債務の返済による支出	1,201	1,362
社債の償還による支出	-	10,000
社債の発行による収入	-	5,000
配当金の支払額	954	1,274
非支配株主への配当金の支払額	2	-
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	251	212
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,708	300
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,592	1,364
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,071	1,765
現金及び現金同等物の期首残高	33,713	29,642
現金及び現金同等物の期末残高	1 29,642	1 27,877

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社はダイドードリンコ(株)、ダイドーブизнесサービス(株)、大同薬品工業(株)、(株)たらみ、ダイナミックベンディングネットワーク(株)、ダイドーアサヒベンディング(株)、(株)ダイドービバレッジ静岡、ダイドーベンディングジャパン(株)、九州アサヒ飲料販売(株)、(株)ミチノク、(株)ダイドードリンコサービス関東、ダイドー光藤ビバレッジ(株)、上海大徳多林克商貿有限公司、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .、DyDoDRINCO TURKEY çecek Satı ve Pazarlama A. .、DyDoDRINCO UK Ltd、Wosana S.A.、DyDo Drinco Poland sp. z o.o.、ダイドーフาร์ม(株)及びダイドードリンコインターナショナル(株)の20社であります。

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったアサヒ飲料販売(株)は、同じく当社の連結子会社であるダイドービバレッジサービス(株)を吸収合併継続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、吸収合併継続会社であるダイドービバレッジサービス(株)は、ダイドーアサヒベンディング(株)に商号変更しております。

なお、PT.Tarami Aeternit Foodは、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はダイドー・タケナカビバレッジ(株)、ダイドー・タケナカベンディング(株)、(株)秋田ダイドー、(株)群馬ダイドー、ダイドー・シブサワ・グループロジスティクス(株)及びダイドーベンディング近畿(株)の6社であります。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

持分法を適用していない非連結子会社(PT.Tarami Aeternit Food)及び持分法を適用していない関連会社(塔啦蜜(青島)食品有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダイドービバレッジ静岡及び(株)ダイドードリンコサービス関東の決算日は11月20日であります。

また、ダイドーベンディングジャパン(株)及びダイドー光藤ビバレッジ(株)の決算日は10月31日であります。

なお、(株)たらみ、上海大徳多林克商貿有限公司、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .、DyDoDRINCO TURKEY çecek Satı ve Pazarlama A. .、DyDoDRINCO UK Ltd、Wosana S.A.及びDyDo Drinco Poland sp. z o.o.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の各社の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品

移動平均法

製品・原材料

総平均法

ただし、一部の連結子会社については移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、工具、器具及び備品のうち、自動販売機については、経済的使用可能予測期間を勘案した期間（10年）を耐用年数としております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

商標権及び顧客関連資産は経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度対応分相当額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員並びに当社の100%子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理することとしております。

また、一部の連結子会社については、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生の日連結会計年度に一括処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内飲料事業、海外飲料事業、医薬品関連事業、食品事業及び希少疾病用医薬品事業を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

国内飲料事業

国内飲料事業セグメントにおける収益は、主に清涼飲料及びサプリメント等の販売によるものであります。清涼飲料及びサプリメント等の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

国内飲料事業セグメントにおける清涼飲料及びサプリメント等の販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

海外飲料事業

海外飲料事業セグメントにおける収益は、主に清涼飲料等の販売によるものであります。清涼飲料等の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

海外飲料事業セグメントにおける清涼飲料等の販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

医薬品関連事業

医薬品関連事業セグメントにおける収益は、主にグループ外の製薬会社等から受託したドリンク剤の製造・販売によるものであります。ドリンク剤の受託製造の履行義務は、製品を顧客に引渡し、顧客が当該製品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客との契約に基づき、製品を顧客が検収又は顧客に納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

食品事業

食品事業セグメントにおける収益は、主にフルーツゼリーの販売によるものであります。フルーツゼリーの販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

食品事業セグメントにおけるフルーツゼリーの販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

希少疾病用医薬品事業

希少疾病用医薬品事業セグメントにおける収益は、主に医療用医薬品の販売によるものであります。医療用医薬品の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

なお、トルコの子会社の財務諸表の換算基準は、「追加情報（超インフレ経済下における会計処理）」をご参照ください。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(9) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

トルコ飲料事業における有形及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	59,950	34,872
(うち、トルコ飲料事業)	(8,323)	(10,118)
無形固定資産	11,866	11,406
(うち、トルコ飲料事業)	(124)	(248)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形及び無形固定資産は、将来その資産から生み出されるキャッシュ・フローが減少するなど、帳簿価額相当額を回収することができない可能性を示す兆候があると判断される場合には、減損要否の検討を実施しております。

トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産の評価においては、トルコ国内のインフレ率、賃金上昇率、トルコリラの通貨価値の変動、市場金利の変動などを検討し、減損損失の可能性を示す兆候の有無を判定しております。

IAS第29号では報告期間の末日現在における測定単位により有形及び無形固定資産を含む非貨幣資産の取得原価を修正再表示することが求められております。また、これらの有形及び無形固定資産に減損の兆候が存在し、回収可能価額が修正再表示後の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を認識することが求められております。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方の金額として算定されます。

当連結会計年度において、IAS第29号の適用に伴う修正再表示後の帳簿価額の増加及び割引率の上昇が予想される状況を考慮して、トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産に減損の兆候があると判断しております。

減損テストにおいては、回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を採用し、処分コスト控除後の公正価値は外部の専門家から入手した不動産鑑定評価書等に基づく見積りを行っております。その結果、回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、有形及び無形固定資産は修正再表示後の帳簿価額で計上しております。

翌連結会計年度以降、経営環境の変化等により当該見積りの見直しが必要となった場合、トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(追加情報)

(役員向け株式給付信託)

当社は、取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社及び各対象子会社がそれぞれ定める株式給付規程に従って、業績達成度に応じて当社株式を給付します。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

株式給付規程に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末においては476百万円、165,700株、当連結会計年度末においては452百万円、157,200株であります。

(譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」という。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下、対象取締役と併せて「当社の取締役等」という。)並びに当社の100%子会社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下、「当社の取締役等」と併せて「対象取締役等」という。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

また、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。)として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭債権を支給し、年10,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が定める地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、承認可決されております。

なお、2025年4月15日開催の当社取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬の割当として、2025年5月14日に自己株式7,600株の処分を実施いたしました。

当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内となります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「ダイドーグループホールディングス社員持株会」(以下、「本持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行にダイドーグループホールディングス社員持株会専用信託口(以下、「従持信託」という。)を設定し、その設定後5年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

なお、当連結会計年度において、信託が保有する当社の株式を全て売却しているため、信託における期末株式はありません(前連結会計年度末の帳簿価額は196百万円、株式数は82,100株)。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末 97百万円、当連結会計年度は該当ありません。

(超インフレ経済下における会計処理)

2023年1月期連結会計年度において、トルコの全国卸売物価指数が、同国の3年間累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループはトルコ・リラを機能通貨とするトルコの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると同判断いたしました。

このため、2023年1月期連結会計年度より、当社グループは、トルコの子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えております。IAS第29号は、トルコの子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めることを要求しております。当社グループは、トルコの子会社の財務諸表の修正のため、The Turkish Statistical Instituteが公表するトルコの消費者物価指数(CPI)から算出する変換係数を用いております。

トルコの子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。正味貨幣持高にかかるインフレの影響は、連結損益計算書の営業外費用に表示しております。また、トルコの子会社の損益計算書は、変換係数を適用して修正しております。トルコの子会社の財務諸表は、期末日の為替レートで換算し、当社グループの連結財務諸表に反映しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
定期預金	202百万円	202百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
長期借入金	113百万円	73百万円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(39)	(73)

2 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
	101,035百万円	134,823百万円

3 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
投資有価証券(株式)	504百万円	517百万円
投資有価証券(出資金)	94	94

4 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
受取手形	329百万円	477百万円
売掛金	26,057	29,176

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
販売促進費	25,127百万円	25,035百万円
給与手当	19,284	19,772
発送配達費	11,812	11,911
賞与引当金繰入額	1,389	1,378
退職給付費用	622	522

2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
	1,223百万円	1,248百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
土地	387百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	10	-
計	397	-

4 事業構造改善費用

前連結会計年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

当社の連結子会社であるガイドーピバレッジサービス(株)は、2025年1月21日付で当社の連結子会社であるアサヒ飲料販売(株)を吸収合併し、ガイドーアサヒベンディング(株)へ商号変更いたしました。

これを契機とした制度変更に伴い、アサヒ飲料販売(株)、九州アサヒ飲料販売(株)、(株)ミチノクの人事制度変更に伴う調整金を計上しております。

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

該当事項はありません。

5 減損損失

前連結会計年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

グループ	場所	用途	種類	減損損失
国内飲料事業	大阪市北区他	事業用資産	建物及び構築物	1,406
			機械装置及び運搬具	139
			工具、器具及び備品	26,147
			土地	913
			リース資産	1,128
			無形固定資産	91
			合計	29,826

資産のグルーピング方法は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

主力の国内飲料事業において、昨今の原材料価格高騰や消費者の節約志向の高まりにより、自販機チャネルにおける収益性が低下しております。そのような状況の中、当社は、価格優位性のある「ハートプライス」商品ラインアップの展開や不採算自販機の政策的引き上げ等により、その改善に努めてきました。しかしながら、飲料の販売数量の減少やコーヒー豆をはじめとした各種原材料価格の高騰の影響は大きく、今期、国内飲料事業は営業損失となり、これらの状況より、当連結会計年度において、経営環境の著しい悪化が認められております。さらに、来期以降もこの厳しい市場環境の継続が見込まれることなどから、翌連結会計年度以降の事業計画の見直しを行いました。国内飲料事業の収益体質への転換を図るべく、商品ポートフォリオの最適化による収益性改善や自販機契約における販売手数料の見直しなどを実行する計画となりますが、それぞれの計画策定の前提となる仮定には不確実性が伴います。その不確実性を考慮した事業計画で算出した割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が固定資産の帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となりました。

以上により、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	929百万円	1,955百万円
組替調整額	5,136	101
計	6,065	1,853
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	144	297
組替調整額	455	591
計	311	293
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,383	2,314
組替調整額	-	-
計	3,383	2,314
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	776	894
組替調整額	336	398
計	439	496
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	-
組替調整額	-	1
計	0	1
法人税等及び税効果調整前合計	2,552	4,368
法人税等及び税効果額	1,803	618
その他の包括利益合計	749	3,750

2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	6,065百万円	1,853百万円
法人税等及び税効果額	1,841	589
法人税等及び税効果調整後	4,223	1,264
繰延ヘッジ損益：		
法人税等及び税効果調整前	311	293
法人税等及び税効果額	71	89
法人税等及び税効果調整後	239	204
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	3,383	2,314
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	3,383	2,314
退職給付に係る調整額：		
法人税等及び税効果調整前	439	496
法人税等及び税効果額	109	118
法人税等及び税効果調整後	330	377
持分法適用会社に対する持分相当額：		
法人税等及び税効果調整前	0	1
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	0	1
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	2,552	4,368
法人税等及び税効果額	1,803	618
法人税等及び税効果調整後	749	3,750

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)1、2	16,568,500	16,568,500	-	33,137,000
合計	16,568,500	16,568,500	-	33,137,000
自己株式				
普通株式 (注)1、3、4、5	825,556	826,565	117,100	1,535,021
合計	825,556	826,565	117,100	1,535,021

(注)1. 当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加16,568,500株は株式分割によるものであります。

3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式がそれぞれ87,500株、165,700株含まれており、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式がそれぞれ77,600株、82,100株含まれております。

4. 自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

株式分割	825,556株
譲渡制限付株式報酬の無償取得	860株
単元未満株式の買取	149株

5. 自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従持信託から社員持株会への売却	73,100株
譲渡制限付株式報酬の割当	34,700株
役員向け株式給付信託から対象者への株式給付	9,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月16日 定時株主総会	普通株式	477	30	2024年1月20日	2024年4月17日
2024年8月27日 取締役会	普通株式	477	15	2024年7月20日	2024年9月24日

(注)1. 当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。2024年4月16日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 2024年4月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

3. 2024年8月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年4月15日 定時株主総会	普通株式	796	25	2025年1月20日	2025年4月16日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	33,137,000	-	-	33,137,000
合計	33,137,000	-	-	33,137,000
自己株式				
普通株式 (注)1、2、3	1,535,021	1,302	98,200	1,438,123
合計	1,535,021	1,302	98,200	1,438,123

(注)1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式がそれぞれ165,700株、157,200株含まれております。また、当連結会計年度期首の自己株式の株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式が82,100株含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の無償取得	1,300株
単元未満株式の買取	2株

3. 自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従持信託から社員持株会への売却	82,100株
役員向け株式給付信託から対象者への株式給付	8,500株
譲渡制限付株式報酬の割当	7,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月15日 定時株主総会	普通株式	796	25	2025年1月20日	2025年4月16日
2025年8月27日 取締役会	普通株式	477	15	2025年7月20日	2025年9月22日

(注)1. 2025年4月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当4百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2025年8月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年4月15日 定時株主総会	普通株式	477	15	2026年1月20日	2026年4月16日	利益剰余金

(注)1. 上記は2026年4月15日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2. 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
現金及び預金勘定	30,657百万円	28,020百万円
有価証券勘定	10,803	11,602
信託預金	39	33
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	5,175	4,310
償還期間が3ヵ月を超える債券等	6,602	7,401
現金及び現金同等物	29,642	27,877

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)

株式の取得により新たにWosana S.A.を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにWosana S.A.株式の取得価額とWosana S.A.取得のための支出(純額)との関係は以下の通りです。

流動資産	3,524	百万円
固定資産	5,456	
のれん	2,435	
流動負債	2,040	
固定負債	1,299	
Wosana S.A.株式の取得価額	8,076	
Wosana S.A.株式の取得価額のうち未払金(条件付取得対価)	393	
Wosana S.A.現金及び現金同等物	1,005	
差引: Wosana S.A.取得のための支出	6,676	

当連結会計年度(自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	1,441百万円	1,661百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、国内飲料事業における自動販売機及び食品事業における製造設備(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
1年内	793	1,029
1年超	1,725	2,075
合計	2,519	3,104

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入や社債発行により調達しております。資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容並びにそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、譲渡性預金であり、「その他有価証券」に区分しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金の調達、長期借入金、ファイナンス・リース等に係るリース債務及び社債は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建買入債務及び外貨建予定取引について、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、デリバティブ取引に対する基本方針、手続等を社内規程により管理し、取引の実行は当該取引の担当部門が行っております。

なお、為替の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項

(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年1月20日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	8,889	8,889	-
資産計	8,889	8,889	-
(1) リース債務	4,047	3,996	50
(2) 長期借入金	11,021	11,012	9
(3) 社債	20,000	19,521	478
負債計	35,068	34,530	538
デリバティブ取引	55	55	-

当連結会計年度（2026年1月20日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	10,910	10,910	-
資産計	10,910	10,910	-
(1) リース債務	4,398	4,295	103
(2) 長期借入金	18,897	18,848	48
(3) 社債	15,000	14,166	833
負債計	38,296	37,311	985

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」及び「有価証券」のうち譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	127	127
関係会社株式	504	517
関係会社出資金	94	94
投資事業有限責任組合への出資	200	193

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年1月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	1,900	500	2,100
2. その他	10,800	200	-	-
合計	10,800	2,100	500	2,100

当連結会計年度(2026年1月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	800	1,700	700	1,500
2. その他	10,993	-	-	-
合計	11,793	1,700	700	1,500

4. リース債務、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年1月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	660	551	414	236	190	1,223
長期借入金	4,058	3,179	1,988	1,232	354	208
社債	10,000	-	-	-	-	10,000

当連結会計年度(2026年1月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	710	581	410	248	208	1,214
長期借入金	4,077	2,914	2,245	1,381	7,496	783
社債	-	-	-	-	15,000	-

(注) リース債務には、IFRS第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース負債は含めておりません。

5. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2025年1月20日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,968	-	-	3,968
投資信託	471	-	-	471
社債	-	4,449	-	4,449
デリバティブ取引				
通貨関連	-	55	-	55
資産計	4,440	4,504	-	8,944

当連結会計年度（2026年1月20日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,802	-	-	5,802
投資信託	477	-	-	477
社債	-	4,630	-	4,630
資産計	6,280	4,630	-	10,910

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2025年1月20日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	3,996	-	3,996
長期借入金	-	11,012	-	11,012
社債	-	19,521	-	19,521
負債計	-	34,530	-	34,530

当連結会計年度(2026年1月20日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	4,295	-	4,295
長期借入金	-	18,848	-	18,848
社債	-	14,166	-	14,166
負債計	-	37,311	-	37,311

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は全て固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価については、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年1月20日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,968	1,840	2,128
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	298	298	0
	(3) その他	6,505	6,479	25
	小計	10,772	8,618	2,154
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	4,150	4,218	67
	(3) その他	4,769	4,789	20
	小計	8,919	9,007	88
合計		19,692	17,626	2,066

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 127百万円)および投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 200百万円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2026年1月20日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,802	1,818	3,983
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	99	98	0
	(3) その他	6,523	6,485	37
	小計	12,424	8,402	4,021
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	4,531	4,614	82
	(3) その他	4,764	4,789	25
	小計	9,295	9,403	108
合計		21,720	17,806	3,913

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 127百万円)および投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 193百万円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	6,699	5,133	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	6,699	5,133	0

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	124	101	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	124	101	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

有価証券について3百万円（その他有価証券3百万円）、減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2025年1月20日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建買入債務 及び外貨建 予定取引	719	-	55
計			719	-	55

(注) 1. 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理(ただし、予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。)によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建債権債務の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2026年1月20日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、2011年10月より確定給付企業年金制度としてキャッシュバランスプランを採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度に加入しております。

また、一部の連結子会社は、2021年2月より確定拠出企業年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,685百万円
勤務費用	628
利息費用	210
数理計算上の差異の発生額	272
退職給付の支払額	1,012
新規連結による増加額	13
その他	30
退職給付債務の期末残高	9,223

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,324百万円
期待運用収益	111
数理計算上の差異の発生額	376
事業主からの拠出額	364
退職給付の支払額	858
年金資産の期末残高	11,318

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,133百万円
年金資産	11,318
	4,185
非積立型制度の退職給付債務	2,090
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,094
退職給付に係る負債	2,161
退職給付に係る資産	4,255
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,094

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	628百万円
利息費用	210
期待運用収益	111
数理計算上の差異の費用処理額	340
確定給付制度に係る退職給付費用	387

(注) 上記退職給付費用以外に転職支援等に伴う割増退職金として、487百万円(うち、ライフシフト支援施策による割増退職金480百万円を含む)を計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	472百万円
合計	472

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,004百万円
合 計	1,004

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	39%
国内債券	17
国内株式	12
外国債券	4
外国株式	21
短期資金等	6
合 計	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8～26.8%

長期期待運用収益率 0.5～1.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、339百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、2011年10月より確定給付企業年金制度としてキャッシュバランスプランを採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度に加入しております。

また、一部の連結子会社は、2021年2月より確定拠出企業年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,223百万円
勤務費用	479
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	495
退職給付の支払額	919
その他	117
退職給付債務の期末残高	8,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,318百万円
期待運用収益	110
数理計算上の差異の発生額	298
事業主からの拠出額	349
退職給付の支払額	798
年金資産の期末残高	11,277

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,149百万円
年金資産	11,277
	5,128
非積立型制度の退職給付債務	2,248
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,879
退職給付に係る負債	2,248
退職給付に係る資産	5,127
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,879

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	479百万円
利息費用	228
期待運用収益	110
数理計算上の差異の費用処理額	494
確定給付制度に係る退職給付費用	102

(注) 上記退職給付費用以外に転職支援等に伴う割増退職金として、13百万円を計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	496百万円
合計	496

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,500百万円
合 計	1,500

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	41%
国内債券	13
国内株式	15
外国債券	3
外国株式	24
短期資金等	4
合 計	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7～30.7%

長期期待運用収益率 0.5～1.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、455百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

(取締役等向け譲渡制限付株式報酬制度)

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
販売費及び一般管理費	17	22

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2022年4月15日取締役会決議	2023年4月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社子会社の取締役 12名 当社子会社の取締役を 兼務しない執行役員 6名	当社の取締役 2名 当社子会社の取締役 10名 当社子会社の取締役を 兼務しない執行役員 7名
付与数(1)	当社普通株式 4,800株	当社普通株式 4,600株
付与日	2022年5月13日	2023年5月12日
譲渡制限期間	2022年4月15日から当社又は当 社の子会社の取締役、執行役、 取締役を兼務しない執行役員、 監査役、使用人、顧問又は相談 役その他これに準ずる地位のい ずれの地位をも退任又は退職し た直後の時点までの間	2023年4月14日から当社又は当 社の子会社の取締役、執行役、 取締役を兼務しない執行役員、 監査役、使用人、顧問又は相談 役その他これに準ずる地位のい ずれの地位をも退任又は退職し た直後の時点までの間
解除条件	(2)	(2)
付与日における公正な評価単価 (1)	2,390円	2,440円

	2024年4月16日取締役会決議	2025年4月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社子会社の取締役 8名 当社子会社の取締役を 兼務しない執行役員 7名	当社の取締役 3名 当社子会社の取締役 6名 当社子会社の取締役を 兼務しない執行役員 14名
付与数	当社普通株式 6,600株	当社普通株式 7,600株
付与日	2024年5月15日	2025年5月14日
譲渡制限期間	2024年5月15日から当社又は当 社の子会社の取締役、執行役、 取締役を兼務しない執行役員、 監査役、使用人、顧問又は相談 役その他これに準ずる地位のい ずれの地位をも退任又は退職し た直後の時点までの間	2025年5月14日から当社、ダイ ドードリンコ株式会社、大同薬 品工業株式会社又は株式会社た らみ(以下「対象子会社」とい う。)の取締役(社外取締役及 び非常勤取締役を除く。)又は 取締役を兼務しない執行役員の いずれの地位をも退任又は退職 した直後の時点までの間
解除条件	(2)	(3)
付与日における公正な評価単価	2,678円	2,901円

() 1. 2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2. 対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時(ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、定時株主総会の日の属する事業年度の開始日から当事業年度の末日までの期間と読み替える。)までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当

な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

3. 対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時（ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、定時株主総会の日の属する事業年度の開始日から当事業年度の末日までの期間と読み替える。）までの期間中、継続して、当社又は対象子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

対象取締役等が、当社又は対象子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

3. 譲渡制限付株式報酬の数

（単位：株）

	2022年4月15日 取締役会決議	2023年4月14日 取締役会決議	2024年4月16日 取締役会決議	2025年4月15日 取締役会決議
前連結会計年度末（ ）	3,800	4,600	6,600	-
付与	-	-	-	7,600
無償取得	-	-	-	-
譲渡制限解除	1,000	600	400	-
譲渡制限残	2,800	4,000	6,200	7,600

- （ ）2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4. 公正な評価単価の見積方法

譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

(社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度)

社員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
販売費及び一般管理費	83	-

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

2023年8月28日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	当社社員 1,391名
付与数()	当社普通株式 27,820株
付与日	2023年11月24日
譲渡制限期間	2023年11月24日から各対象社員が本持株会の会員資格を有する当社、当社子会社、当社孫会社又は当社ひ孫会社の使用人の地位を退職する日までの間
解除条件	<p>対象社員が本処分期日から2024年11月24日までの期間(以下「本権利確定期間」という。)中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。</p> <p>(1) 本持株会を退会した場合の取扱い 対象社員が、本権利確定期間中に、役員就任(会員資格を喪失しない場合を除く。)、定年退職、グループ会社への転籍その他の正当な事由により、本持株会を退会(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。)する場合及び本権利確定期間経過後、本譲渡制限期間が満了する前に本持株会を退会する場合には、当社は、本持株会が対象社員の退会申請を受け付けた日(会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日(死亡による退会の場合には死亡した日)とし、以下「退会申請受付日」という。)において対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。</p> <p>(2) 非居住者となる場合の取扱い 対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の社内の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日(以下「海外転勤等決定日」という。)における対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日を以て譲渡制限を解除する。</p> <p>(3) 当社による無償取得 対象社員が、本権利確定期間中に、役員就任(会員資格を喪失しない場合を除く。)、定年退職、グループ会社への転籍その他の正当な事由以外的事由により、本持株会を退会した場合(死亡による場合を除く。)、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、当該事由に該当した時点において、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(1)又は(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。</p>
付与日における公正な評価単価()	2,750円

() 2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2024年9月13日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	当社社員 1,405名
付与数	当社普通株式 28,100株
付与日	2024年11月25日
譲渡制限期間	2024年11月25日から各対象社員が本持株会の会員資格を有する当社、当社子会社、当社孫会社又は当社ひ孫会社の使用人の地位を退職する日までの間
解除条件	<p>対象社員が本処分期日から2025年11月25日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。</p> <p>(1) 本持株会を退会した場合の取扱い 対象社員が、本権利確定期間中に、役員就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）、定年退職、グループ会社への転籍その他の正当な事由により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）する場合及び本権利確定期間経過後、本譲渡制限期間が満了する前に本持株会を退会する場合には、当社は、本持株会が対象社員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日））とし、以下「退会申請受付日」という。）において対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。</p> <p>(2) 非居住者となる場合の取扱い 対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の社内の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日を以て譲渡制限を解除する。</p> <p>(3) 当社による無償取得 対象社員が、本権利確定期間中に、役員就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）、定年退職、グループ会社への転籍その他の正当な事由以外の事由により、本持株会を退会した場合（死亡による場合を除く。）、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、当該事由に該当した時点において、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(1)又は(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。</p>
付与日における公正な評価単価	2,974円

3. 譲渡制限付株式報酬の数

(単位：株)

	2023年8月28日 取締役会決議	2024年9月13日 取締役会決議
前連結会計年度末()	25,900	28,000
付与	-	-
無償取得	-	1,300
譲渡制限解除	2,320	1,080
当連結会計年度末の未解除残	23,580	25,620

() 2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4. 公正な評価単価の見積方法

譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	2,387百万円	4,797百万円
未払事業税	133	62
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	19	18
減価償却限度超過額	263	215
賞与引当金繰入限度超過額	500	479
棚卸資産未実現利益	455	395
投資有価証券評価損	257	262
未払金	398	291
未払費用	318	161
貯蔵品	166	144
資産除去債務	214	204
減損損失	12	9,083
一括償却資産	23	32
退職給付に係る負債	552	521
子会社株式	917	915
長期前払費用	220	185
投資優遇税制	151	703
IAS第29号適用による影響	359	42
その他	811	811
繰延税金資産小計	8,163	19,327
繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	2,382	4,786
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,545	12,856
評価性引当額小計(注)1	5,928	17,643
繰延税金資産合計	2,235	1,684
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	1,345	1,581
その他有価証券評価差額金	536	1,125
買換資産圧縮積立金	73	72
資産除去債務に対応する除去費用	139	137
企業結合により識別された無形資産	786	754
繰延ヘッジ損益	180	90
留保利益に係る税効果	117	544
その他	492	650
繰延税金負債合計	3,671	4,957
繰延税金負債の純額	1,436	3,273

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、減損損失計上により将来減算一時差異が増加したことによるものです。

(注)2. 繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年1月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
繰越欠損金(1)	56	2	233	34	107	1,953	2,387
評価性引当額	56	2	233	34	107	1,948	2,382
繰延税金資産(2)	-	-	-	-	-	4	4

(1) 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産4百万円は、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2026年1月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
繰越欠損金(1)	3	228	34	96	300	4,133	4,797
評価性引当額	3	228	34	96	300	4,123	4,786
繰延税金資産(2)	-	-	-	-	-	10	10

(1) 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産10百万円は、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

(注) 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
固定資産 - 繰延税金資産	1,549百万円	498百万円
固定負債 - 繰延税金負債	2,986	3,771

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	-
住民税均等割	0.7	-
評価性引当額	15.6	-
法人税額の特別控除額	0.9	-
のれん償却額	2.5	-
繰越欠損金	12.3	-
IAS第29号適用による影響	4.3	-
子会社税率差異	2.4	-
その他	0.8	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.6	-

当連結会計年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

税金等調整前当期純損失のため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自2024年1月21日 至2025年1月20日)	当連結会計年度 (自2025年1月21日 至2026年1月20日)
報告 セ グ メ ン ト	自販機	130,404	127,145
	流通・海外	12,712	12,104
	ヘルスケア通販	4,402	3,402
	内部取引	86	119
	国内飲料事業 計	147,433	142,532
	トルコ	39,302	45,695
	ポーランド	12,289	14,301
	その他	4,671	5,343
	内部取引	-	-
	海外飲料事業 計	56,263	65,341
	ドリンク剤 他	13,124	13,435
	内部取引	284	241
	医薬品関連事業 計	12,839	13,194
	ドライゼリー 他	20,651	19,570
	内部取引	7	7
	食品事業 計	20,644	19,562
	医薬品 他	8	606
	内部取引	-	-
	希少疾病用医薬品事業 計	8	606
	顧客との契約から生じる収益	237,189	241,236
その他の収益	-	-	
外部顧客への売上高	237,189	241,236	

(注) 海外飲料事業の地域ごとの売上高は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に飲料事業、医薬品関連事業及び食品事業を展開しております。したがって当社の報告セグメントは「国内飲料事業」、「海外飲料事業」、「医薬品関連事業」、「食品事業」、及び「希少疾病用医薬品事業」から構成されております。

「国内飲料事業」及び「海外飲料事業」は飲料(コーヒー、茶系、果汁、炭酸、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、ドリンク剤等の飲料製品)等の製造委託・仕入・販売を行っております。

「医薬品関連事業」はドリンク剤の受託製造を行っております。

「食品事業」はフルーツゼリーの製造販売を行っております。

「希少疾病用医薬品事業」は希少疾病用医薬品の製造販売に向けたライセンス契約の締結、及び臨床試験等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	国内 飲料事業	海外 飲料事業	医薬品 関連事業	食品事業	希少疾病用 医薬品事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	147,433	56,263	12,839	20,644	8	237,189	-	237,189
セグメント間の内部 売上高又は振替高	86	-	284	7	-	378	378	-
計	147,519	56,263	13,124	20,651	8	237,568	378	237,189
セグメント利益又は損 失()	986	5,083	277	1,157	621	6,883	2,093	4,789
セグメント資産	74,822	37,542	16,581	21,047	780	150,773	34,473	185,247
その他の項目								
減価償却費	5,610	1,856	1,404	834	21	9,727	796	10,524
のれん償却額	103	257	-	298	-	659	-	659
持分法適用会社への 投資額	499	-	-	-	-	499	-	499
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	7,074	8,955	576	1,165	382	18,155	597	18,752

- (注)1. セグメント利益又は損失の調整額 2,093百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,409百万円、セグメント間取引消去2,315百万円及び棚卸資産の調整額 0百万円が含まれております。全社費用は、主に純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。セグメント資産の調整額34,473百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産126,967百万円、セグメント間取引消去 47,363百万円、投資と資本の相殺消去 45,117百万円、棚卸資産の調整額 13百万円が含まれております。全社資産は、主に純粋持株会社である当社に係る資産であります。減価償却費の調整額796百万円には、全社費用796百万円が含まれております。全社費用は、主に純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額597百万円には、全社資産597百万円が含まれております。全社資産は、主に純粋持株会社である当社に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	国内 飲料事業	海外 飲料事業	医薬品 関連事業	食品事業	希少疾病用 医薬品事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	142,532	65,341	13,194	19,562	606	241,236	-	241,236
セグメント間の内部 売上高又は振替高	119	-	241	7	-	368	368	-
計	142,651	65,341	13,435	19,570	606	241,605	368	241,236
セグメント利益又は損 失()	2,284	7,547	829	487	321	6,258	2,095	4,163
セグメント資産	43,895	46,961	16,867	20,020	892	128,637	34,174	162,812
その他の項目								
減価償却費	5,990	2,136	1,089	878	61	10,156	949	11,106
のれん償却額	103	256	-	298	-	658	-	658
減損損失	29,826	-	-	-	-	29,826	-	29,826
持分法適用会社への 投資額	513	-	-	-	-	513	-	513
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,847	6,225	1,513	1,347	20	15,954	1,002	16,956

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 2,095百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,168百万円、セグメント間取引消去2,073百万円及び棚卸資産の調整額0百万円が含まれております。全社費用は、主に純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

セグメント資産の調整額34,174百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産125,037百万円、セグメント間取引消去 45,269百万円、投資と資本の相殺消去 45,579百万円、棚卸資産の調整額 13百万円が含まれております。全社資産は、主に純粋持株会社である当社に係る資産であります。

減価償却費の調整額949百万円には、全社費用949百万円が含まれております。全社費用は、主に純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,002百万円には、全社資産1,002百万円が含まれております。全社資産は、主に純粋持株会社である当社に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	トルコ	ポーランド	その他	合計
180,278	39,302	12,289	5,319	237,189

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	トルコ	ポーランド	その他	合計
46,286	8,323	5,341	0	59,950

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	トルコ	ポーランド	その他	合計
175,764	45,695	14,301	5,474	241,236

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	トルコ	ポーランド	その他	合計
18,247	10,118	6,507	0	34,872

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含まれていた「ポーランド」の有形固定資産は重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度において「その他」に表示していた5,341百万円は、「ポーランド」5,341百万円及び「その他」0百万円として組み替えております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）

（単位：百万円）

	国内 飲料事業	海外 飲料事業	医薬品 関連事業	食品事業	希少疾病用 医薬品事業	全社・消去	合計
当期償却額	103	257	-	298	-	-	659
当期末残高	831	2,338	-	2,235	-	-	5,405

当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）

（単位：百万円）

	国内 飲料事業	海外 飲料事業	医薬品 関連事業	食品事業	希少疾病用 医薬品事業	全社・消去	合計
当期償却額	103	256	-	298	-	-	658
当期末残高	727	2,346	-	1,937	-	-	5,011

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2024年1月21日 至2025年1月20日）及び当連結会計年度（自2025年1月21日 至2026年1月20日）において、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
1株当たり純資産額	2,908.51円	2,028.83円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	120.66円	957.83円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年1月20日)	当連結会計年度 (2026年1月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	93,507	64,895
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,592	583
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,592)	(583)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	91,914	64,311
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株) (1)	31,601,979	31,698,877

(1) 役員向け株式給付信託及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。

役員向け株式給付信託が保有する当社株式の株式数は、前連結会計年度末165,700株、当連結会計年度末157,200株であり、従持信託が保有する当社株式の株式数は、前連結会計年度末82,100株であります。

なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当連結会計年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	3,804	30,322
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	3,804	30,322
普通株式の期中平均株式数(株) (2)	31,532,689	31,657,423

(2) 役員向け株式給付信託及び従持信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

役員向け株式給付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度168,338株、当連結会計年度159,815株であり、従持信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度123,477株、当連結会計年度36,969株であります。

なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	第2回無担保社債	2020年 7月16日	10,000 (10,000)	-	0.300	なし	2025年 7月16日
提出会社	第3回無担保社債	2020年 7月16日	10,000	10,000	0.510	なし	2030年 7月16日
提出会社	第4回無担保社債	2025年 7月15日	-	5,000	1.614	なし	2030年 7月12日
合計	-	-	20,000 (10,000)	15,000	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	15,000

【借入金等明細表】

区分	当連結会計年度期 首残高(百万円)	当連結会計年度末 残高(百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	6	1.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,058	4,077	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	660	710	2.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,963	14,820	1.5	2034年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,616	2,662	2.5	2040年11月
その他有利子負債 長期預り保証金	1,648	1,463	0.3	-
計	15,947	23,734	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,914	2,245	1,381	7,496
リース債務	581	410	248	208

3. その他の有利子負債の「長期預り保証金」は営業取引保証金であり、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないため、「返済期限」及び連結決算日後5年間の返済予定額については記載しておりません。長期預り保証金の金利は、各社決算日の定期預金金利を指標としております。

4. 1年以内に返済予定のリース債務及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)には、IFRS第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース負債は含めておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	117,701	241,236
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前当期純損失() (百万円)	69	27,803
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失() (百万円)	1,361	30,322
1株当たり中間(当期)純損失() (円)	43.05	957.83

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,710	15,186
営業未収入金	1,348	1,323
有価証券	10,803	11,602
関係会社短期貸付金	1,632	1,362
預け金	1,23,647	1,26,182
その他	32	166
貸倒引当金	-	20,390
流動資産合計	62,873	36,696
固定資産		
有形固定資産		
建物	2	2
工具、器具及び備品	28	8
土地	57	57
有形固定資産合計	88	68
無形固定資産		
商標権	8	6
ソフトウェア	2,575	2,625
無形固定資産合計	2,583	2,632
投資その他の資産		
投資有価証券	9,023	10,239
関係会社株式	43,902	46,345
関係会社出資金	338	327
関係会社長期貸付金	1,6,075	1,5,850
その他	1,068	1,068
貸倒引当金	-	5,850
投資その他の資産合計	60,406	57,979
固定資産合計	63,078	60,680
資産合計	125,952	97,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	3,872	3,775
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払金	1,823	1,437
未払法人税等	953	0
未払消費税等	46	10
未払費用	16	16
預り金	1,10,718	1,6,118
流動負債合計	26,431	11,358
固定負債		
社債	10,000	15,000
長期借入金	6,300	12,925
役員株式給付引当金	247	223
関係会社事業損失引当金	-	13
繰延税金負債	296	1,080
その他	43	43
固定負債合計	16,887	29,285
負債合計	43,319	40,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,924	1,924
資本剰余金		
資本準備金	1,464	1,464
その他資本剰余金	36	42
資本剰余金合計	1,501	1,506
利益剰余金		
利益準備金	137	137
その他利益剰余金		
別途積立金	55,650	55,650
地域コミュニティ貢献積立金	232	294
繰越利益剰余金	25,245	2,220
利益剰余金合計	81,265	53,861
自己株式	3,518	3,281
株主資本合計	81,171	54,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,461	2,722
評価・換算差額等合計	1,461	2,722
純資産合計	82,633	56,733
負債純資産合計	125,952	97,376

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当事業年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
営業収益		
ロイヤリティ収入	1 2,438	1 2,267
システム料収入	1 2,239	1 1,994
関係会社受取配当金	1 704	1 738
営業収益合計	5,381	5,000
営業費用	1, 2 4,409	1, 2 4,168
営業利益	972	831
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 334	1 565
有価証券利息	74	61
為替差益	55	-
その他	1 38	8
営業外収益合計	503	635
営業外費用		
支払利息	1 28	1 137
社債利息	80	107
為替差損	-	148
貸倒引当金繰入額	-	87
その他	1 16	48
営業外費用合計	124	529
経常利益	1,351	938
特別利益		
投資有価証券売却益	2,907	101
特別利益合計	2,907	101
特別損失		
関係会社株式評価損	48	3 468
関係会社出資金評価損	-	231
関係会社事業損失引当金繰入額	-	13
貸倒引当金繰入額	-	4 26,150
特別損失合計	48	26,863
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	4,210	25,822
法人税、住民税及び事業税	1,149	110
法人税等調整額	39	196
法人税等合計	1,109	306
当期純利益又は当期純損失 ()	3,101	26,129

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	地域コミュニティ貢献積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	14	1,478	137	55,650	179	23,151	79,118	3,796	78,724
当期変動額											
地域コミュニティ貢献積立金の積立							100	100	-		-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩							46	46	-		-
剰余金の配当								954	954		954
当期純利益								3,101	3,101		3,101
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			22	22						278	300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											-
当期変動額合計	-	-	22	22	-	-	53	2,093	2,146	277	2,446
当期末残高	1,924	1,464	36	1,501	137	55,650	232	25,245	81,265	3,518	81,171

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,633	77	3,710	82,435
当期変動額				
地域コミュニティ貢献積立金の積立				-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩				-
剰余金の配当				954
当期純利益				3,101
自己株式の取得				0
自己株式の処分				300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,172	77	2,249	2,249
当期変動額合計	2,172	77	2,249	197
当期末残高	1,461	-	1,461	82,633

当事業年度（自 2025年1月21日 至 2026年1月20日）

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	地域コミュニティ貢献積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	36	1,501	137	55,650	232	25,245	81,265	3,518	81,171
当期変動額											
地域コミュニティ貢献積立金の積立							100	100	-		-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩							38	38	-		-
剰余金の配当								1,274	1,274		1,274
当期純損失（ ）								26,129	26,129		26,129
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			5	5						237	242
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	5	5	-	-	61	27,465	27,403	237	27,161
当期末残高	1,924	1,464	42	1,506	137	55,650	294	2,220	53,861	3,281	54,010

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,461	-	1,461	82,633
当期変動額				
地域コミュニティ貢献積立金の積立				-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩				-
剰余金の配当				1,274
当期純損失（ ）				26,129
自己株式の取得				0
自己株式の処分				242
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,261	-	1,261	1,261
当期変動額合計	1,261	-	1,261	25,899
当期末残高	2,722	-	2,722	56,733

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員並びに当社の100%子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の債務超過額に対して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からのロイヤリティ収入、システム料収入、受取配当金となります。ロイヤリティ収入については、契約で定められた期間にわたり、子会社に対して商標権等を使用許諾する履行義務を負っております。子会社の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、その発生時点で収益を認識しております。システム料収入については、子会社に対するシステム保守・運用等の役務提供を履行義務としており、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式(ガイドファーマ株式会社)の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	43,902	46,345
(うち、ガイドファーマ株式会社の株式)	(2,500)	(2,500)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の関係会社株式のうちガイドファーマ株式会社は、成長性の高いライフサイエンス分野をはじめとするヘルスケア関連市場を当社グループの次なる成長領域と定め、2019年1月21日に設立いたしました。世界のバイオベンチャーが開発した新薬候補を、導入・開発・承認取得して、一刻も早く患者様にお届けすべく事業展開をすすめてまいります。希少疾病の医療用医薬品の開発には不確実性を伴うほか、事業基盤が安定するまでは投資が先行し、営業利益及びキャッシュ・フローはマイナスが続くこととなります。

非上場の子会社に対する投資を含む、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となります。

ガイドファーマ株式会社の株式の実質価額は、同社における希少疾病の医療用医薬品の個々の開発プロジェクトに基づく事業計画を基礎として算出された事業価値を加味して算定しております。個々の開発プロジェクトは、開発の延長や中止を行う可能性、想定どおりの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認に想定以上の時間を要する可能性、想定していた薬価を下回る可能性等があり、研究開発活動の成功確率の仮定には高い不確実性を伴います。また、事業価値の算定に使用する割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

同社の開発プロジェクトの事業価値の評価に基づく評価差額等を加味して株式の実質価額を算定した結果、当事業年度末において同社株式の実質価額は取得原価に比べて著しく低下していないと判断し、相当の減額処理は実施しておりません。翌事業年度以降、開発プロジェクトの進捗状況によっては、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. ガイドドリンコ株式会社に対する貸付金等の債権の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
ガイドドリンコ株式会社に対する貸付金等の債権	26,008	27,860
当該債権に対する貸倒引当金	-	26,150

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

国内飲料事業の主要な連結子会社であるガイドドリンコ株式会社において、自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことに伴い、同社は債務超過となりました。当社は同社に対する貸付金等の債権について、債務超過額まで貸倒引当金を計上しております。

当該貸倒引当金は、同社の財政状態、経営成績及び事業計画より回収可能性を判断することとなります。事業計画には不確実性が伴い、将来の財政状態及び経営成績により貸倒引当金の計上金額が変動することから、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

('法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準'等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(役員向け株式給付信託)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度)

対象取締役等へ自社の株式を交付する報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
短期金銭債権	30,326百万円	30,130百万円
長期金銭債権	6,075	5,850
短期金銭債務	10,763	6,739

2 保証債務

次の子会社について、リース債務に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
ダイドードリンコ株式会社 (借入債務等)	990百万円	1,058百万円

次の子会社について、銀行取引に対し下記の保証を行っております。

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A. .	194百万円	88百万円
DyDo DRINCO TURKEY çecekSatı ve Pazarlama A. .	652	342

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当事業年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
営業収益	5,381百万円	5,000百万円
その他の営業取引高	445	330
営業取引以外の取引高	261	420

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	当事業年度 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
手数料	1,451百万円	1,201百万円
減価償却費	796	949
給料手当	337	441

(表示方法の変更)

「給料手当」は、前事業年度まで金額的重要性が乏しいため、主要な費目として記載しておりませんでした。が、当事業年度において金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。

3 関係会社株式評価損

当事業年度(自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

主にガイドードリンコ株式会社の株式に対する評価損であります。自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことに伴い、同社は債務超過となったことから、当社が保有する同社株式について関係会社株式評価損466百万円を計上しております。

4 貸倒引当金繰入額

当事業年度(自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

国内飲料事業の主要な連結子会社であるガイドードリンコ株式会社において減損損失を計上したことに伴い、当社から同社への貸付金について、回収可能性を踏まえて貸倒引当金の計上が必要と判断し、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は43,902百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は46,345百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
繰延税金資産		
未払事業税	44百万円	- 百万円
投資有価証券評価損	237	242
未払金	70	75
未払費用	4	4
関係会社出資金評価損	299	380
子会社株式	161	313
減損損失	12	14
貸倒引当金	-	8,258
その他	172	168
繰延税金資産小計	1,003	9,458
評価性引当額(注)	803	9,458
繰延税金資産合計	200	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	492	1,080
その他	3	0
繰延税金負債合計	496	1,080
繰延税金負債の純額	296	1,080

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な理由は、当社において貸倒引当金計上により将来減算一時差異が増加したこと、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を変更したことで、評価性引当額が増加したことによるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年1月20日)	当事業年度 (2026年1月20日)
法定実効税率	30.5%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.2	-
評価性引当額	0.1	-
その他	0.5	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3	-

当事業年度(自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(収益を理解するための基礎となる情報)

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	2	-	-	0	2	0
	工具、器具及び備品	28	0	15	4	8	46
	土地	57	-	-	-	57	-
	計	88	0	15	4	68	47
無形固定資産	商標権	8	-	0	1	6	-
	ソフトウェア	2,575	1,001	7	943	2,625	-
	計	2,583	1,001	7	945	2,632	-

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 基幹システムの改修 879百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	-	26,240	-	26,240
役員株式給付引当金	247	0	24	223
関係会社事業損失引当金	-	13	-	13

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月21日から1月20日まで				
定時株主総会	4月中				
基準日	1月20日				
剰余金の配当の基準日	7月20日 1月20日				
1単元の株式数	100株				
単元未満株式の買取り・売渡し					
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部				
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社				
取次所	-				
買取・売渡手数料	-				
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://holdings.dydo.co.jp/				
株主に対する特典	保有株式数	割当基準日	保有期間	お届け月	内容
	200株以上	1月20日	半年以上 1	6月	6,000円相当の 株主優待品
		7月20日	5年以上6年未満 2	10月	記念品
<p>1 保有期間半年以上とは、割当基準日となる毎年1月20日とその前年の7月20日の当社株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録されていることを指します。</p> <p>2 保有期間5年以上6年未満とは、株主名簿上の登録日から割当基準日まで、当社株主名簿に同一株主番号にて毎年1月20日および7月20日に連続して11回以上12回以下、記載または記録されていることを指します。</p>					

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びにその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

2. 会社法第440条第4項の規定により、決算公告は行いません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第50期）（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）2025年4月16日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年4月16日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第51期中）（自 2025年1月21日 至 2025年7月20日）2025年9月3日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月16日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月16日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

2025年9月29日近畿財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書

2026年2月16日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年4月13日

ガイドグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松川 正希

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているガイドグループホールディングス株式会社の2025年1月21日から2026年1月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガイドグループホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年1月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内飲料事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ダイトーグループホールディングス株式会社の2026年1月20日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産34,872百万円及び無形固定資産11,406百万円が計上されており、当該金額は連結総資産の約28%を占めている。注記事項「(連結損益計算書関係) 5減損損失」に記載されているとおり、当連結会計年度において国内飲料事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、減損損失を29,826百万円計上している。</p> <p>これらの固定資産は土地を除き定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>国内飲料事業について、原材料価格の高騰や消費者の節約志向の高まりにより、当連結会計年度において経営環境の著しい悪化が認められている。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を実施した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったことから、減損損失の認識が必要と判定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上している。</p> <p>減損損失の認識の要否の判定に当たっては、経営者が作成した将来キャッシュ・フローの見積りが用いられる。将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる国内飲料事業の事業計画には、主要な仮定として商品ポートフォリオの最適化による収益性改善及び自販機契約における販売手数料の減少が含まれているが、これらの主要な仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローを補正している。これらの見積りについては、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、国内飲料事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、国内飲料事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を確保するための統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる国内飲料事業の事業計画に用いられている主要な仮定について、不確実性を考慮して行った将来キャッシュ・フローの補正の合理性を評価するため、その根拠について経営者及び経営戦略企画部門の責任者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品ポートフォリオの最適化による収益性改善について、当連結会計年度の原価率実績と照らしてその合理性について検討した。 自販機契約における販売手数料の見直しについて、当該施策の内容を把握し、当連結会計年度の当該施策による販売手数料の減少実績と照らしてその合理性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダイドーグループホールディングス株式会社の2026年1月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダイドーグループホールディングス株式会社が2026年1月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

ダイドーグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松川	正希

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイドーグループホールディングス株式会社の2025年1月21日から2026年1月20日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイドーグループホールディングス株式会社の2026年1月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ガイドードリンコ株式会社に係る関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(損益計算書関係) 3関係会社株式評価損」に記載されているとおり、子会社であるガイドードリンコ株式会社の自販機等の事業関連資産の減損損失計上により、ガイドードリンコ株式会社は債務超過となったため、関係会社株式評価損466百万円が計上されている。また、注記事項「(損益計算書関係) 4貸倒引当金繰入額」に記載されているとおり、ガイドードリンコ株式会社に対する貸付金等の債権について、回収可能性を踏まえて貸倒引当金繰入額26,150百万円が計上されている。</p> <p>市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となる。また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に対して貸倒引当金の計上が必要となる。</p> <p>ガイドードリンコ株式会社の株式の実質価額及び関係会社貸付金の回収可能性は、ガイドードリンコ株式会社の固定資産に係る減損損失額の影響を受けるが、ガイドードリンコ株式会社における固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「国内飲料事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」と同様、不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、ガイドードリンコ株式会社に係る関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額計上額の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ガイドードリンコ株式会社に係る関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額計上額の妥当性について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「国内飲料事業の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」に記載の監査上の対応を実施した。</p> <p>(2) ガイドードリンコ株式会社の財務数値を基礎として関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額が算定されているか再計算を行った。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。